

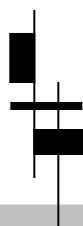
令和7年度

東京都若手教員育成研修・新規採用者研修

実施の手引

- 東京都若手教員育成研修
1年次（初任者）研修・2年次研修・3年次研修
- 新規採用者研修
養護教諭・栄養教諭・幼稚園教諭
実習助手・寄宿舍指導員

東京都教職員研修センター



東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

社会状況や子供を取り巻く環境の変化に伴い、学校教育における課題は一層複雑化・多様化しています。そのため、これからの教員には、今までの指導方法を見直し、工夫・改善するとともに、保護者や地域、関係機関等と連携・協働する力の育成が必要となっています。

東京都教育委員会では、これら学校を取り巻く社会状況の変化に対応できるよう、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針（平成27年2月一部改正）」を策定し、計画的に人材育成に取り組んできました。

また、東京都教育委員会は、令和4年8月に改正された国の指針を踏まえ、校長・副校長及び教員が成長段階に応じて求められる役割や身に付けるべき力等を自覚し、生涯にわたって資質の向上に努めていくための指標である「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を改定しました。

若手教員育成研修は、この指標に基づいて実施しています。

指標では、成長段階について、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示しています。

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」 （令和5年2月改訂版 東京都教育委員会）	
「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定 について（東京都教育委員会Webページ）	
東京都教員人材育成基本方針等（東京都教育委員会Webページ）	

はじめに

東京都若手教員育成研修・新規採用者研修 実施の手引 ガイダンス

■ 東京都若手教員育成研修・新規採用者研修 実施の手引 とは

東京都若手教員育成研修・新規採用者研修 実施の手引は、東京都教職員研修センターで実施する次の研修に関する研修計画及び申込等について示したものです。

対象の研修

- ・ 東京都若手教員育成研修
- ・ 新規採用者研修

■ 研修時間について

研修時間は原則として、次のように設定しています。

午前の部：午前9時30分から午後0時30分まで

午後の部：午後1時30分から午後4時30分まで

※ 開始時間が異なる場合がありますので、必ず各研修計画や事務連絡等を確認してください。

※ 30分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。

動画研修(オンデマンド)の場合は、勤務時間内に実施してください。

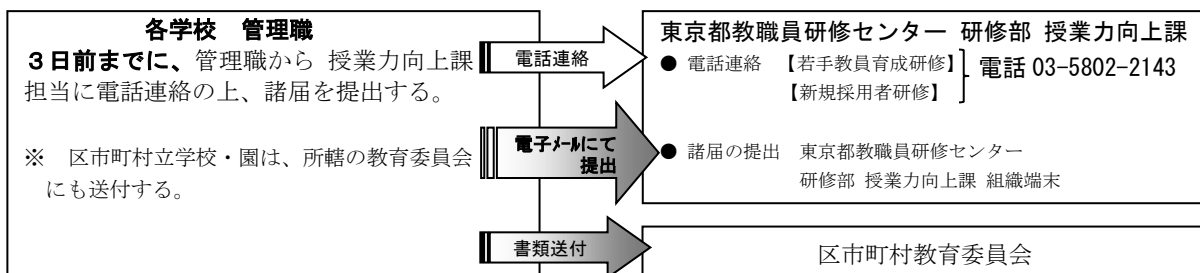
■ 研修の申込等について

研修の申込、受講日の確認等は、原則として全国教員研修プラットフォーム(Plant)で行います。

区市町村立学校・園に所属する受講者は、区市町村教育委員会が発出する通知に従って、手続きをしてください。

■ 事務手続きの流れ

欠席・遅刻・早退、研修日変更、辞退などに関する諸届は、原則として、研修実施日の3日前までに、管理職から各担当に電話連絡の上、東京都教職員研修センターWebページからダウンロードして作成し、電子メールにて提出してください。



■ 共通様式について

東京都教職員研修センターのWebページからダウンロードしてください。

目 次

東京都若手教員育成研修

1 東京都若手教員育成研修

・ 東京都若手教員育成研修 実施要綱	2
・ 東京都若手教員育成研修 実施細目	3
・ 東京都若手教員育成研修の体系	4

2 1年次(初任者)研修

・ 東京都若手教員育成研修 1年次(初任者)研修 実施要綱	6
・ 東京都若手教員育成研修 1年次(初任者)研修 実施細目	8
・ 【1年次(初任者)研修】受講対象者別 受講ガイドライン	10
・ 1年次(初任者)研修対象者の判定について	11
・ 研修の概要	13
・ 研修の目的と内容	14
・ 研修シラバス(年間指導計画)・自己診断を活用した研修の進め方	15
・ 課題別研修について	16
・ [都立学校]課題別研修(社会教育施設等の見学) 東京消防庁防災館での体験申込みについて	17
・ 1年次(初任者)教員・指導教員等 週時程編成の考え方	18
・ [小学校] 1年次(初任者)及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項	19
・ [中学校] 1年次(初任者)及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項	20
・ [都立学校] 1年次(初任者)及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項	21
・ [小学校・中学校・義務教育学校]研修の内容例	22
・ [小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級等]校外における研修計画	23
・ [都立高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校]校外における研修計画	24
・ [都立特別支援学校]校外における研修計画	25
・ [島しょ(都立高等学校、公立小・中学校)]校外における研修計画	26
・ [島しょ(都立特別支援学校、公立小・中学校(特別支援学級等))]校外における研修計画	27

3 2年次研修

・ 東京都若手教員育成研修 2年次研修 実施要綱	29
・ 東京都若手教員育成研修 2年次研修 実施細目	31
・ 【2年次研修】受講対象者別 受講ガイドライン	33
・ 研修の概要	34
・ 研修の目的と内容	35
・ 研修シラバス(年間指導計画)・自己診断を活用した研修の進め方	36
・ 2年次教員及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項	37
・ [小学校・中学校・義務教育学校]研修の内容例	38
・ [都立高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校]校外における研修計画	39
・ [都立特別支援学校]校外における研修計画	39

4 3年次研修

・ 東京都若手教員育成研修 3年次研修 実施要綱	41
・ 東京都若手教員育成研修 3年次研修 実施細目	43
・ 【3年次研修】受講対象者別 受講ガイドライン	45
・ 研修の概要	46
・ 研修の目的と内容	47
・ 研修シラバス(年間指導計画)・自己診断を活用した研修の進め方	48
・ 3年次教員及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項	49
・ [小学校・中学校・義務教育学校]研修の内容例	50
・ [都立高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校]校外における研修計画	51

・ [都立特別支援学校]校外における研修計画		51
・ [都立学校]「校内における研修」授業研究における授業観察の実施について		52
・ [都立学校]「校内における研修」授業研究における授業観察 実施フロー		53

新規採用者研修

1 新規採用者研修

・ 東京都公立幼稚園・学校 新規採用者研修の概要		55
--------------------------	-------	--------------------

2 養護教諭研修

・ 東京都公立学校 新規採用養護教諭研修 実施要綱		57
・ 東京都公立学校 新規採用養護教諭研修 実施細目		58
・ 【新規採用養護教諭研修】受講対象者別 受講ガイドライン		59
・ 研修の項目例		60
・ 校外における研修計画		61

3 栄養教諭研修

・ 東京都公立学校 新規採用栄養教諭研修 実施要綱		63
・ 東京都公立学校 新規採用栄養教諭研修 実施細目		64
・ 【新規採用栄養教諭研修】受講対象者別 受講ガイドライン		65
・ 研修の項目例		66
・ 校外における研修計画		67

4 幼稚園教諭研修

・ 東京都公立幼稚園 新規採用幼稚園教諭研修 実施要綱		69
・ 東京都公立幼稚園 新規採用幼稚園教諭研修 実施細目		70
・ 【新規採用幼稚園教諭研修】受講対象者別 受講ガイドライン		71
・ 園外における研修計画		72
・ 園内における研修計画例		73
・ 「園内における研修」訪問指導の実施について		73

5 実習助手・寄宿舎指導員研修

・ 東京都立学校 新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修 実施要綱		75
・ 【新規採用実習助手研修】【新規採用寄宿舎指導員研修】受講対象者別 受講ガイドライン		76
・ 【新規採用実習助手研修】校外における研修計画		77
・ 【新規採用寄宿舎指導員研修】校外における研修計画		78

関係法令等

・ 初任者研修等に関する法令等		80
-----------------	-------	--------------------

事務手続き

・ 東京都若手教員育成研修、新規採用者研修 様式一覧		84
・ 【1年次(初任者)研修・新規採用者研修】事務手続きの流れ		85
・ 【2年次研修】事務手続きの流れ		86
・ 【3年次研修】事務手続きの流れ		86

参考資料集

・ 東京都若手教員育成研修、新規採用者研修 参考資料集



東京都若手教員育成研修



第1 目的

東京都若手教員育成研修は、東京都公立学校の若手教員に必要なとされる基礎的知識・技能の確実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力等を得させるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的とする。

第2 構成

東京都若手教員育成研修は、1年次(初任者)研修、2年次研修、3年次研修により構成するものとし、それぞれの研修については、別途、実施要綱及び細目を定める。

第3 対象等

- 1 東京都若手教員育成研修の対象は、以下のとおりとする。
東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、附属中学校、附属小学校、特別支援学校の新任教諭から3年経験教諭(以下「若手教員」という。)までを対象とする。
- 2 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、その所管する学校の若手教員に対し、1年次(初任者)研修、2年次研修、3年次研修における年間研修計画に従い、3年間の研修を実施する。

第4 内容

東京都若手教員育成研修の内容は、次のとおりとする。

- 1 1年次(初任者)研修
 - (1) 校内における研修を週6時間(年間180時間)以上実施する。その内容は、授業に関する研修について週4時間以上(年間120時間以上)及び授業以外の研修について週2時間以上(年間60時間以上)とする。
 - (2) 校外における研修は次のとおりとする。教育センター等における研修を半日を1回として10回以上、課題別研修を半日を1回として6回以上実施する。
なお、教育センター等における研修の一部を宿泊研修として実施することができる。
- 2 2年次研修
 - (1) 校内における研修を年間30時間以上実施する。その内容は、学習指導に関する研修を年間15時間以上、学習指導以外の研修を年間15時間以上とする。
 - (2) 校外における研修は、半日を1回として年間3回以上とする。その内容は、教育センター等における研修とする。
- 3 3年次研修
 - (1) 校内における研修を年間30時間以上実施する。その内容は、学習指導に関する研修を年間10時間以上、学習指導以外の研修を年間20時間以上とする。
 - (2) 校外における研修は、半日を1回として年間2回以上とする。その内容は、教育センター等における研修とする。

第5 実施主体等

- 1 東京都若手教員育成研修の実施主体は、東京都教育委員会とする。
- 2 東京都教育委員会は、都立学校における東京都若手教員育成研修を実施し、区市町村立学校における東京都若手教員育成研修の実施について、区市町村教育委員会に委任する。
なお、教育庁出張所管内の町村立学校に所属する若手教員を対象とした東京都若手教員育成研修は、東京都教育委員会が実施する。

第6 研修の修了

東京都若手教員育成研修を構成する1年次(初任者)研修、2年次研修及び3年次研修のすべての研修の修了をもって、東京都若手教員育成研修の修了とする。

第7 その他

1年次(初任者)研修、2年次研修、3年次研修のそれぞれの研修の詳細は、別途これを定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都若手教員育成研修実施要綱」(平成22年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1 目的

この細目は、東京都若手教員育成研修実施要綱に基づき、東京都公立学校における東京都若手教員育成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、採用から3年間とする。ただし、該当年度の校内及び校外における研修の一部が未修了の場合は、翌年度以降に未修了の講座と同等の講座を受講する。

また、1年次(初任者)研修、2年次研修、3年次研修の各実施要綱・各実施細目の定めるところにより、東京都公立学校に新規採用される前の職歴に応じて、東京都若手教員育成研修の一部または全部の受講対象から除外される場合がある。

第3 年間研修計画

1 校内における研修

- (1) 校長は、各年次における研修シラバスを作成し、必要な研修項目を校内における研修にて実施する。
- (2) 各年次において自己診断を行い、成果と課題を確認する。
- (3) 個々の若手教員に応じて、3年間の系統的・段階的な研修を実施する。

2 校外における研修

- (1) 1年次(初任者)研修、2年次研修、3年次研修の内容については、別途これを定める。
- (2) 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、教育センター等における研修を実施する。
- (3) 1年次(初任者)研修における課題別研修については、別途これを定める。

附則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

この細目の制定に伴い、「東京都若手教員育成研修実施細目」(平成22年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この細目は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

東京都若手教員育成研修の体系

1 年次（初任者）研修

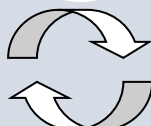
教員としての資質・能力
指導等における基礎的・基本的な知識・技能

● 校外における研修

- ① 教育センター等における研修
半日×10 回以上
- ② 課題別研修
半日×6 回

基礎的・基本的な
資質・能力の育成

自己診断



自己診断

● 校内における研修

- ① 学習指導力 120 時間
- ② 生活指導力・進路指導力
外部との連携・折衝力
学校運営力・組織貢献力 } 60 時間

合計 180 時間（①+②）

2 年次研修

実践的指導力

● 校外における研修

- 教育センター等における研修
半日×3 回

実践的な指導力の促進

課題認識



自己診断

● 校内における研修

- ① 学習指導力 15 時間
- ② 生活指導力・進路指導力
外部との連携・折衝力
学校運営力・組織貢献力 } 15 時間

合計 30 時間（①+②）

3 年次研修

課題解決・対応力

● 校外における研修

- 教育センター等における研修
半日×2 回

課題解決力の伸長

課題認識



自己診断

● 校内における研修

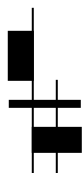
- ① 学習指導力 10 時間
- ② 生活指導力・進路指導力
外部との連携・折衝力
学校運営力・組織貢献力 } 20 時間

合計 30 時間（①+②）

※ 上記の回数及び時間は、実施要綱に定める最小の数です。



東京都若手教員育成研修



1 年次(初任者)研修

第 1 目的

東京都若手教員育成研修 1 年次(初任者)研修(以下「1 年次(初任者)研修」という。)は、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標に示された基礎的・基本的な資質・能力の育成を図ることを目的とし、教育公務員特例法第 23 条に基づく初任者研修として実施する。

第 2 対象等

- 1 1 年次(初任者)研修の対象は、以下のとおりとする。

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、附属中学校、附属小学校、特別支援学校の教諭として新規に採用された者(以下「初任者」という。)とする。ただし、教諭、助教諭、常勤講師として、国立、公立又は私立の学校において引き続き 1 年以上の期間を勤務した経験(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)を有する者で、教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、1 年次(初任者)研修を実施する必要がないと認める者及び臨時的に任用された者は、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会の判断により対象から除外する。

- 2 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、その所管する初任者に対し、年間研修計画及び実施計画に従い、1 年間の研修を実施する。
- 3 教育公務員特例法第 23 条に基づく初任者研修の修了者は、本研修の対象から除外する。ただし、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会の判断により対象外受講者として聴講することができる。

第 3 内容

1 年次(初任者)研修の内容は、次のとおりとする。

- 1 校外における研修を下記のとおり実施する。ただし、長期休業中に集中して実施することもできる。
 - (1) 教育センター等における研修は、半日を 1 回として年間 10 回以上実施する。
 - (2) 課題を選択して行う課題別研修は、半日を 1 回として年間 6 回以上実施する。
 - (3) 教育センター等における研修の一部を、宿泊研修として実施することができる。
- 2 校内において、指導教員を中心とした指導・助言による研修を、週 6 時間以上(年間 180 時間以上)実施する。

第 4 実施主体等

- 1 1 年次(初任者)研修の実施主体は、東京都教育委員会とする。
- 2 東京都教育委員会は、都立学校に所属する初任者を対象とした 1 年次(初任者)研修を実施し、区市町村立学校に所属する初任者を対象とした 1 年次(初任者)研修の実施について、区市町村教育委員会に委任する。

なお、教育庁出張所管内の町村立学校に所属する初任者を対象とした 1 年次(初任者)研修は、東京都教育委員会が実施する。

第 5 指導体制等

- 1 初任者の所属する学校の校長(以下「校長」という。)は、校内に指導組織を編成し 1 年次(初任者)研修を実施する。
- 2 校長は、副校長の職にある者をもって指導責任者に充てる。
- 3 校長は、校内の指導組織の中心となって初任者の指導・助言に当たる指導教員を各校 1 人(高等学校においては課程ごとに 1 人、特別支援学校においては学部ごとに 1 人)を命じ、所管する教育委員会に報告する。

第6 年間研修計画

- 1 東京都教育委員会は、都立学校に関する年間研修計画を作成する。
- 2 区市町村教育委員会は、東京都若手教員育成研修1年次(初任者)研修実施要綱及び実施細目に基づいて、区市町村教育委員会の実情に即し、年間研修計画を作成する。

第7 年間指導計画

校長は、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、学校の実情に即した年間指導計画を作成する。

第8 実施計画書及び実施報告書等

- 1 校長は、1年次(初任者)研修の実施計画書(別記様式)及び実施報告書(別記様式)を、都立学校は東京都教育委員会、区市町村立学校は各区市町村教育委員会に提出する。教育庁出張所管内の町村教育委員会は教育庁各出張所に提出する。
- 2 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、年間研修計画書(別記様式)、年間研修実施報告書(別記様式)及び修了者報告書(別記様式)をそれぞれ指定された期日までに、東京都教育委員会に提出する。

第9 修了の認定

東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、引き続く1年以上の期間の任用歴と第8の1の規定に基づき校長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修を全て受講した者を校長の所見を踏まえ、修了と認定する。

第10 修了の記録

東京都教育委員会は、第9の規定により東京都若手教員育成研修1年次(初任者)研修を修了した者を研修履歴に登載する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都公立学校1年次(初任者)研修実施要綱」(平成元年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 目的

この細目は、東京都若手教員育成研修 1 年次(初任者)研修実施要綱に基づき、東京都公立学校における東京都若手教員育成研修 1 年次(初任者)研修(以下「1 年次(初任者)研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、採用した日から 1 年間とする。ただし、実施期間中に 1 年次(初任者)研修の一部を受講できなかった者は、翌年度以降に未修了の講座を受講する。

第 3 指導体制等

1 指導責任者等

- (1) 指導責任者は、初任者の所属する学校の校長(以下「校長」という。)の指導のもとに校内の指導組織を取りまとめ、指導計画全体を推進するとともに、初任者に対する教員の指導・助言の状況を把握する。
- (2) 指導教員は、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭(以下「主幹教諭等」という。)の職にある者の中から命じる。
- (3) 指導教員は、研修シラバスの作成に参画するとともに、校内の指導組織の中心となり初任者に対して指導・助言を行う。
- (4) 校長は、必要に応じて主幹教諭等の職にある者を教科指導員に命じることができる。
- (5) 教科指導員は、初任者に対して教科の専門的内容に関する指導・助言を行う。
- (6) 上記(1)から(5)までに規定する以外の教員は、実施計画に基づき、適時初任者の指導・助言に協力する。
- (7) 校長は、OJT ガイドラインに基づき、学校内における人材育成を推進する。

2 人事上の措置

- (1) 東京都教育委員会は、学校において指導教員が初任者の指導・助言に当たる時間等指導体制の整備及び、初任者が研修に参加するために必要な人事上の措置を講じる。
- (2) 東京都教育委員会は、当該学校の指導計画に基づき、非常勤教員又は時間講師を配置する。なお、教育庁人事部が所管する学級経営研修生においては、再任用(短時間勤務)教員等が配置される。

第 4 年間研修計画

1 教育センター等における研修

- (1) 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、年間研修計画に基づき、教育センター等における研修を実施する。
- (2) 教育センター等における研修の内容は、教育公務員としての基礎・基本や日本国憲法及び教育関係法規に関するもの、実践的指導力の育成や教育課題の解決に資するもの、幅広い知見を得させるもの等、教職についての理解を深める。
- (3) 教育センター等における研修は、原則として月 1～2 回程度とする。ただし、この一部を宿泊研修として実施することができる。
- (4) 東京都と連携する教職大学院を修了し任用された者(以下「ストレートマスター」)の、教育センター等における研修については、教職大学院の「東京都と連携する教職大学院において『共通に設定する領域・到達目標』」を考慮し、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が判断し、対象となる研修の一部を免除することができる。
- (5) 東京教師養成塾を修了し任用された者(以下「教師養成塾修了者」)の、教育センター等における研修については、「東京都教職課程カリキュラム」を考慮し、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が判断し、対象となる研修の一部を免除することができる。

2 課題別研修

- (1) 課題別研修は、校外において幅広い経験を得させるため、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会の作成する計画に基づいて、校長が初任者に課題を選択させて実施する。
- (2) 課題は、次のとおりとする。
 - ア ボランティア活動への参加
 - イ 自然体験活動等への参加
 - ウ 民間企業等の体験
 - エ 教育相談に関する研修
 - オ 情報教育に関する研修
 - カ 社会教育施設等の見学

キ 他の校種等の参観

ク その他教育委員会が認める研修への参加

(3) 校長は、上記課題のうちから、1 課題以上で半日を 1 回として、年間 6 回以上の研修を実施する。

3 校内における研修

(1) 校長は、研修シラバスを用いて 180 時間以上を実施する。ただし、ストレートマスターにおいては 90 時間以上、教師養成塾修了者においては 105 時間以上とすることができる。

(2) 指導責任者等は、年間指導計画に基づき、学習指導、生活指導・進路指導、外部との連携・折衝、学校運営・組織貢献、教育課題への対応等の指導・助言に当たる。

(3) 研修に充てる時間数は、原則として週 6 時間以上とするが、その配分については、授業に関する研修を週 4 時間以上、授業以外の研修を週 2 時間以上とする。ただし、ストレートマスターにおける研修に充てる時間数は、原則として週 3 時間以上とし、その配分については、授業に関する研修を週 2 時間以上、授業以外の研修を週 1 時間以上とすることができる。また、教師養成塾修了者における研修に充てる時間数は、原則として週 3.5 時間以上とし、その配分については、授業に関する研修を週 2 時間以上、授業以外の研修を週 1.5 時間以上とすることができる。

(4) 対象者は、年間授業計画等に基づく授業を行い、自己の「授業力」の向上に努める。年間 3 回(3 学期制の場合ではおおむね学期ごとに 1 回)以上は研究授業を行う。

(5) 学校は、研修に充てる時間をあらかじめ実施計画及び週時程に組み入れる。

4 研修の記録

(1) 学校は、学校の実情と初任者の実態に応じて、年間及び月ごとの研修シラバスを作成する。

(2) 初任者は、毎月の研修シラバスに実施日と実施時数等を記入し、指導責任者及び指導教員に提出する。

(3) 初任者は、年間 2 回の自己診断で成果と課題を確認し、工夫・改善を行う。

(4) 1 年次(初任者)研修の研修シラバス及び自己診断、報告書等は、学校で研修修了後 5 年間保管する。

第 5 実施計画書等の提出及び様式

1 校長は、1 年次(初任者)研修の実実施計画書の提出を年度初めに、実施報告書の提出を年度末に、都立学校は東京都教育委員会に、区市町村立学校は各区市町村教育委員会に、教育庁出張所管内の町村教育委員会は教育庁各出張所に対して行うものとし、様式は別に東京都教育委員会が定める。

2 校長から提出された実施計画書及び実施報告書は、都立学校は東京都教育委員会、区市町村立学校は各区市町村教育委員会、教育庁出張所管内の町村立学校は教育庁各出張所が、5 年間保管する。

3 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、年間研修計画書、年間研修実施報告書及び修了者報告書をそれぞれ指定された期日までに、東京都教育委員会に提出する。

第 6 配慮すべき事項

1 校長は、初任者の実態や課題に応じて、内容・時期・方法等を工夫した研修を実施する。

2 校長は、年間指導計画の作成に当たって、当該校の他の研修計画との関連に配慮する。

3 校長は、研修の計画及び実施に当たって、保護者や地域社会の理解と協力が得られるよう十分配慮する。

附則

この細目は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

この細目の制定に伴い、「東京都公立学校 1 年次(初任者)研修実施細目」(平成元年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

附則

この細目の一部改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

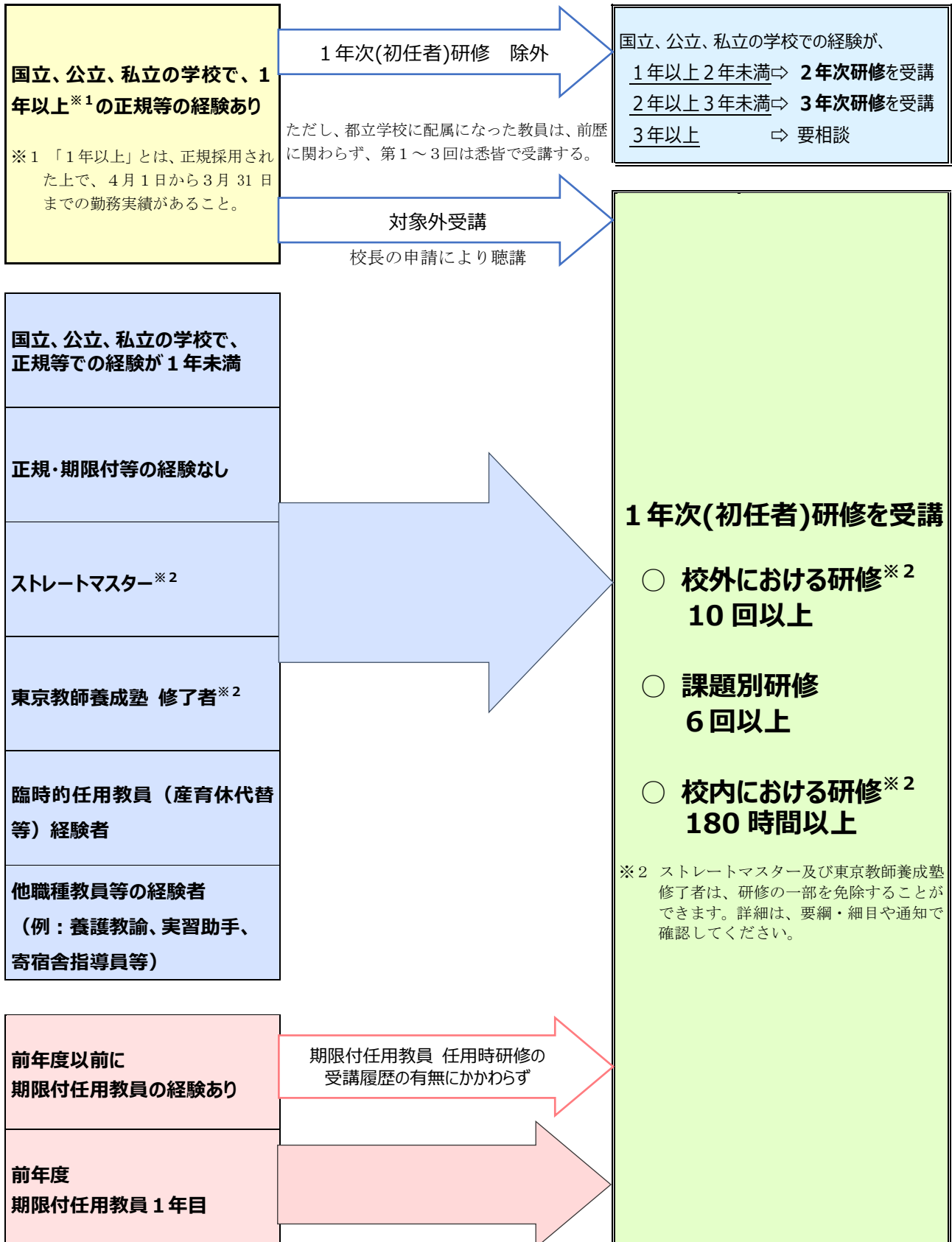
附則

この細目の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【1年次(初任者)研修】受講対象者別 受講ガイドライン



1 年次(初任者)研修対象者の判定について

正規採用者 → 1 年次(初任者)研修 受講対象者としての判定が必要

教育公務員特例法第 23 条及び東京都若手教員育成研修実施要綱等に基づき、新規に正規採用となった教員は、一部の例外を除き原則として、1 年次(初任者)研修の受講対象者となります。職歴を証明する公的な書面と以下の図を照らし合わせて、受講対象者の判定を遺漏なく行う必要があります。

特に、受講対象外か否かは、関係法令等を踏まえ、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会（都立学校においては、東京都教職員研修センター授業力向上課東京都若手教員育成研修担当者、区市町村立学校においては、区市町村教育委員会又は出張所の研修担当者）が判断をします。

受講対象者判定の流れ

正規採用教員の経験なし

例：新卒・新採者
民間企業等経験者
講師のみ経験者
期限付任用教員経験者 等

1 年次(初任者)研修の受講対象者です。

ストレートマスター、東京教師養成塾修了者は、一定の条件の下、一部の研修を受講したものとみなす場合があります。

常勤講師※の経験あり

引き続き
1 年未満

引き続き
1 年以上

引き続き 1 年以上の期間
正規採用教員の経験あり

例：学校教育法第 1 条に定める
国公立学校正規採用教員
経験者（ただし、大学及び高等
専門学校は除く。）

所管する教育委員会の判断に基づき
1 年次(初任者)研修の受講対象から
除外できます。

ただし、各学校等において、教育公務員として必要な人材育成・研修を行ってください。

※ 常勤講師には、期限が付された任用と付されない任用が見られます。

< 私立学校における 常勤講師 経験者 >

☆ 正規採用教員でない場合は、原則として、1 年次(初任者)研修の受講対象者となります。

☆ ただし、まれに、1 年次(初任者)研修の受講対象者とならないケースがあります。

例①：採用 2 年目以降に、正規採用教員になることを前提に、1 年目のみ試用期間として常勤講師として採用されていたことが文書等により証明できる場合は、受講対象者とならないことがあります。

例②：雇用契約条件上は、「(非常勤又は時間)講師」であるにもかかわらず対外的に「常勤講師」「専任講師」等といった正規採用教員と類似した名称で採用されている場合は、1 年次(初任者)研修の受講対象者となります。

< 国公立学校における 常勤講師 経験者 >

☆ 原則として、1 年次(初任者)研修の受講対象者となります。

① 国公立学校の講師は、原則的に 1 年を超えない期間で勤務する（国家公務員法第 60 条、地方公務員法第 22 条第 2 項の規定による。）ことになっているため。

② 唯一の例外として、国籍条項(教員として正規採用する際に、日本国籍を必要とする定め)を設けている府県（例えば、大阪府、埼玉県等）において、外国籍を有する者が、教員採用候補者選考に合格した際に、正規採用に準じて「任用の期限を付さない」常勤(の)講師として任用されていた場合のみ、1 年次(初任者)研修の受講対象外となり得ます。

受講対象者判定 よくある質問と回答例

Q 1 : 4/1 採用、3/30 退職の場合は、引き続き 1 年間でみなされますか？

A 1 : いいえ。4/1 採用、3/31 退職でなければ、引き続き 1 年間でみなすことができません。

Q 2 : 産・育休代替や講師経験が通算して 10 年間以上あるから、1 年次(初任者)研修は対象外となりますか？

A 2 : 法令の定めにより、正規採用教員となった年度に、悉皆で受講する必要があります。
換言すれば、正規教員になって初めて、体系的な研修を受ける権利が得られることになります。

Q 3 : ○○日本人学校(文部科学大臣から認定を受けた日本人学校)、△△専門学校(学校教育法第 124 条：専修学校)、□□高等学院(学校教育法第 134 条：各種学校)での経験を考慮できますか？

A 3 : いずれも学校教育法第 1 条に定められた学校ではないため、正規採用教員の経験とすることはできません。類似した例として、通信制高等学校については、その学校が学校教育法第 1 条及び同第 54 条に基づく高等学校である場合は、教員歴として積算できますが、いわゆる通信制高等学校のサポート校については、教員歴として積算できません。

重要・確認

新規採用教員の経歴確認の際は、曖昧な記憶に頼ることなく、

任命権者の証明した証明書等に基づくことが大切です。

- ・ 「受講漏れ」を防止するために、**必ず所管する教育委員会に照会・確認**をし、判断を得るようにしてください。
- ・ まれな職歴や前頁に示した図に該当しない事例については、その都度、照会・確認をする必要があります。



研修の概要

1年次（初任者）研修の概要は以下のとおりです。

区市町村立学校の特別支援学級等及び区立特別支援学校に所属する受講者のうち、専門性に関わる内容の研修への参加を希望する場合は、東京都教職員研修センターで実施する研修に出席することができます。区市町村教育委員会の指示に従って申し込んでください。

所属		校外における研修			課題別研修	校内における研修
		教育センター等における研修				
		東京都 教育委員会	区市町村 教育委員会			
区市町村立学校	小・中学校 義務教育学校 特別支援学校		10 回以上 特別支援学校※ ³ 特別支援学級等※ ⁴	6 回以上	各学校にて 計画・実施 180 時間以上 〔ストレートマスター： 90 時間以上 東京教師養成塾修了者： 105 時間以上〕	
	島しょ地区 小・中学校	10 回以上 ストレートマスター※ ¹ 及 び東京教師養成塾修了者※ ² は、研修の一部を免除するこ とができる。免除対象の回に ついては別途通知する。			〔内訳〕 「授業に関する研修」 120 時間以上 〔ストレートマスター： 60 時間以上 東京教師養成塾修了者： 60 時間以上〕	
都立学校	高等学校 中等教育学校 附属中学校 附属小学校	10 回以上 ストレートマスター及び 東京教師養成塾修了者は、 研修の一部を免除するこ とができる。免除対象の回に ついては別途通知する。			「授業以外の研修」 60 時間以上	
	特別支援学校	10 回以上 ストレートマスター及び 東京教師養成塾修了者は、 研修の一部を免除するこ とができる。免除対象の回に ついては別途通知する。		〔ストレートマスター： 30 時間以上 東京教師養成塾修了者： 45 時間以上〕		

※1 東京都と連携する教職大学院を修了し、任用された者

※2 東京教師養成塾を修了し、任用された者

※3 区立特別支援学校については、受講可能な回等を別途通知する。

※4 区市町村立小・中学校、義務教育学校の特別支援学級等については、受講方法等を別途通知する。

研修の目的と内容

1 年次(初任者)研修の目的

教育公務員特例法第 23 条に基づき、東京都に新規に採用された教員に対して、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。

校外における研修

教育センター等における研修

半日を 1 回として 10 回以上

- 実施は原則月 1 回程度とし、一部を宿泊研修として実施することができる。

課題別研修

1 課題以上で、半日を 1 回として 6 回以上

- 課題別研修は長期休業中に集中して実施することもできるが、学校の実情に応じて適切な時期に計画的に実施する。
- 課題別研修の目的に照らし、自己の経験等を踏まえて選択する。
なお、都立学校は東京消防庁防災館見学を必修とする。
- 各教育委員会は、東京都若手教員育成研修・新規採用者研修実施の手引「課題別研修について」に示す①～⑧の全ての課題を提示せず、限定して提示することができる。
- 課題別研修は、原則として近接地内旅費で出張可能な範囲で実施する。

校内における研修

※ 校内における研修は、研修シラバスに基づいて、実施する。

授業に関する研修

週 4 時間（年間 120 時間）以上

※ ストレートマスター・東京教師養成塾修了者は週 2 時間（年間 60 時間）以上とすることができる。

	内訳例
授業基礎	40 時間以上（ストレートマスター・東京教師養成塾修了者 20 時間以上）
授業参観	20 時間以上（ストレートマスター・東京教師養成塾修了者 10 時間以上）
授業研究※	20 回以上（ストレートマスター・東京教師養成塾修了者 10 回以上）

※ 1 年次（初任者）研修の「授業研究」は 3 時間 1 セットで 1 回とする。

授業研究の流れ

＜事前協議＞ （1 時間） 学習指導案を作成し、指導教員等と協議	＜授業研修＞ （1 単位時間） 授業実践と、指導教員等による授業観察	＜事後協議＞ （1 時間） 授業について、指導教員等からの指導・助言
--	--	--

学習指導力

授業以外の研修

週 2 時間（年間 60 時間）以上

※ ストレートマスターは週 1 時間（年間 30 時間）以上、東京教師養成塾修了者は週 1.5 時間（年間 45 時間）以上とすることができる。

児童・生徒理解、学習規律、安全教育、危機管理 等

生活指導力・進路指導力

保護者との関わり、関係機関との連携 等

外部との連携・折衝力

校務分掌、学年・学級経営、組織対応 等

学校運営力・組織貢献力



研修シラバス(年間指導計画)・自己診断を活用した研修の進め方

校内における研修は、研修シラバス(年間指導計画)と自己診断を活用しながら実施します。

研修シラバス(年間指導計画)と自己診断を含む「1年次(初任者)研修 研修支援ファイル」については、全国教員研修プラットフォーム(Plant)より最新版をダウンロードして、研修を始めてください。

★1年次(初任者)教員 ◆指導教員・教科指導員

4月	さあ、1年次(初任者)研修をスタートしよう！ ★◆1年次(初任者)教員の4月からの週時程を設定する。 ★◆校外における研修(教育センター等における研修)の日程を確認する。 ★ 1年次(初任者)研修の到達目標を設定する。 ★◆研修支援ファイルを使って年間の研修シラバスを作成し、副校長の確認を受ける。	校外における研修(年間10回*以上) 課題別研修(合計6回以上)
5月	校内における 授業研究 年間20回*以上 各月の末に行うこと ★ 校内における研修の研修実施日と研修時数を入力し、指導教員に提出する。 ★◆完成した当該月のシラバスを副校長に提出する。確認を受けて、保管する。 ★◆次の月の研修シラバスを確認し、必要に応じて追加・修正する。	
6月	第1回 研究授業 (6月～7月予定)	
7月	第1回自己診断 ※ 4月～7月を振り返る。	
8月	★◆第1回自己診断の結果を踏まえて、9月～翌年1月の研修シラバスの見直しをする。	
9月	第2回 研究授業 (9月～11月予定)	
10月		
11月		
12月	★◆研修時数の進捗状況を確認する。 授業に関する研修：120時間以上 授業以外の研修：60時間以上／計180時間以上*	
1月	第2回自己診断 ※ 9月～翌年1月を振り返る。 第3回 研究授業 (1月～2月予定)	
2月	★◆第2回自己診断の結果を踏まえて、2月～3月の研修シラバスの見直しをする。 ★◆研修支援ファイルに必要事項を入力し、管理職に提出して実施報告書を作成する。	
3月	★ 1年次(初任者)研修の成果と課題を副校長と相談し、2年次研修の目標を設定する。	

次年度は、2年次研修です！

* ストレートマスター、東京教師養成塾修了者の時数については、「研修の目的と内容」を参照してください。



課題別研修について

◆ ①～⑧の項目から1課題以上選択し、半日を1回として6回以上の研修を校外において行う。

項目		主な事例
①	ボランティア活動への参加	☐ 清掃事務所での奉仕活動 ☐ 地域の清掃活動への参加 ☐ 地域図書館等での資料整理 ☐ 高齢者施設での奉仕活動 ☐ 東京都福祉保健局所管施設での体験研修 等
②	自然体験活動等への参加	☐ ネイチャーゲーム・野外活動指導者養成研修への参加 ☐ 野鳥観察・植物観察の研修の受講 等
③	民間企業等の体験	☐ 地域のスーパー等での体験 ☐ 園芸・林業・農業体験 ☐ 幼稚園・保育園体験 ☐ 企業体験 等
④	教育相談に関する研修	☐ 東京都教職員研修センター及び区市等の教育相談研修 ☐ 公立病院等・保健所等での研修 等
⑤	情報教育に関する研修	☐ 教育用ICT機器の活用法及び学習コンテンツの開発に関する研修 ☐ 東京都教職員研修センターでの情報教育等に関する研修 ☐ 区市町村教育委員会・専門学校等の公開講座 等
⑥	社会教育施設等の見学	☐ 東京消防庁防災館での体験* (* 都立学校は必修とし、本所・池袋・立川の3館から選択する。) ☐ 福祉園訪問 ☐ 精神保健福祉センター訪問 ☐ 男女共同参画センター訪問 ☐ 消費生活センター訪問 等
⑦	他の校種等の参観	☐ 所属校と異なる校種の学校の参観 ☐ 所属校と異なる課程・学科や障害種別の学校の参観 例：高等学校全日制の受講者が高等学校定時制を参観 知的障害特別支援学校の受講者が肢体不自由特別支援学校を参観 ☐ 国立・私立等、設置主体が異なる学校の参観
⑧	その他教育委員会が認める研修への参加	☐ 東京都教職員研修センターで行う教科等・教育課題研修 ☐ 東京都教育委員会研究推進団体主催の研究会 ☐ 教育課題研究発表会 ☐ 指導教諭による模範授業 ☐ 東京教師道場 道場見学、部員による授業公開 等

(備考) ☐ 申込の手続き等は、受入先の機関の指示に従ってください。

☐ 以下のような場合は、課題別研修として実施できません。

- ・ 宿泊を伴うもの ・ 近接地内旅費で処理できないもの
- ・ 参加費や報酬を伴うもの



[都立学校]課題別研修(社会教育施設等の見学)

東京消防庁防災館での体験申し込みについて

都立学校籍の受講者は、課題別研修において、東京消防庁防災館の体験を必須とします。

1 受講する際の流れ

- (1) 事前に各防災館ウェブページ等から開館日や申込方法等を確認した上で、管理職と日時等について相談します。希望日の5か月前から予約可能です。
- (2) **受講者が、希望する防災館へ体験ツアーの申込み(事前予約)をします。**

場所	個人での申込み	団体での申込み	備考
池袋防災館	可 ※1	可	※1 申込画面の「団体の所属」欄では、「団体以外」を選択してください。 ※2 立川防災館は当日参加のみ可能です。希望日の状況を1週間前に電話で確認し来館してください。また、夏休み期間は混雑します。できるだけ避けるようご協力をお願いします。 ※3 申込画面の「人数」欄では、10人を選択し、備考欄には実際の人数を記載すれば、2～9人でも予約可能です。
本所防災館	可 ※1	可	
立川防災館	不可 ※2	可 ※3	

- (3) 申込みをした防災館での体験に参加します。
- (4) (3)が終了したら、以下の①～③を行います。
 - ① 防災に関する動画を視聴します。(動画 URL は、事務連絡にて周知します。)
 - ② 安全教育・防災教育ポータルサイトを閲覧します。
 児童・生徒へ災害安全に関わる指導をする場合に、どのような内容で実施するか、どの資料を活用するか、などの観点をもって閲覧します。

安全教育・防災教育ポータルサイト

<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/>



- ③ 受講記録を作成します。
 受講記録を作成し、指導教員等に指導を受け、管理職に提出してください。(教職員研修センターへの提出は不要です)。

2 各防災館の体験ツアーについて

場所	池袋防災館	本所防災館	立川防災館
体験 (申込) 内容	防災体験ツアー ★基本ツアー (所要時間：1時間40分)	防災体験ツアー ★自助共助コース (所要時間：1時間45分)	体験コーナー ★希望の体験を3つ以上選択 (所要時間：1つ30分)
	体験項目 ①地震 ②煙 ③消火 ④防災動画視聴 ⑤VR 防災体験 ⑥救急(必須) ⑦図上訓練 } 1つ選択のうち、 ⑥救急を必ず選択	体験項目 ★自助共助コース ①シアター ②地震 ③煙 ④消火 ⑤応急手当	体験項目 ①防災ミニシアター ②地震 ③煙 ④応急救護(必須) ⑤消火 ⑥救出救助 ⑦VR 防災体験 } ④必須 その他を 2つ以上 選択
HP	https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/taiken/ikebukuro/index.html	https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/taiken/honjo/index.html	https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/taiken/tachikawa/index.html
HP 二次元 コード			

- ※ 上記のツアー(コース)以外は対象外です。勤務時間等については、管理職と御相談ください。
- ※ 詳細は、各防災館ウェブページ等で確認してください。体験内容等は、変更になる場合があります。
- ※ 予約状況等により、希望の日時で予約できない場合がありますので、早めの予約等をおすすめします。
- ※ 手話通訳が必要な場合は、体験ツアーの個人での申込みをせず、事務局にご相談ください。

1 年次(初任者)教員・指導教員等 週時程編成の考え方

〔1 年次(初任者)教員が1名の配置、後補充3時間の場合〕

- 1 年次（初任者）教員と指導教員及び教科指導員（中・高のみ）の時間割を調整（授業を設定しない曜日・校時）する。
- 後補充（非常勤・時間講師など）の入る曜日・校時を確認する。
- 授業に関する研修の授業研究「事前-実践-事後」はセットとして設定する。同日に連続しなくてもよい。

			初任者	指導教員	教科指導員
校内における研修時間			6 時間	2 時間	4 時間
内 訳	授業に関する研修	週時程内 ・ 学習指導	4 時間	0 時間	4 時間
	授業以外の研修	放課後 ・ 生活・進路指導、連携・ 折衝、運営・貢献	2 時間	2 時間	0 時間
後補充を受ける時数			1 時間	0 時間	2 時間
				小学校は兼ねる	

授業に関する研修(1・2・3・4)、授業以外の研修(5・6)

初任者（A 学級）					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3			2		
4			3	4	
5	1				
6					
放課後	5				6

指導教員（B 学級）					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4				(4)	
5					
6					
放課後	5				6

教科指導員（C 学級）					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3			2		
4			3	(4)	
5	1				
6					
放課後					

* 5・6 には後補充は付かない

研修内容例

1	授 業	事前協議	授業研究
2		授業研修	
3		事後協議	
4		授業参観	
5	授 業 以 外	生活・進路指導 外部連携・折衝	初任者と指導教員
6		学校運営・組織貢献	

後補充(非常勤・時間講師など)					
	月	火	水	木	金
1					
2					
3			2		
4			3		
5	1				
6					

初任者が複数配置の場合

- 指導教員は、複数を兼ねてよい。
- 教科指導員は、1 名に1 名をつける。

* 講師時数申請については、教育庁人事部人事計画課にお問合せください。

1年次(初任者)及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項

◆ 小 学 校

- 1 週時程を編成する上では、1年次(初任者)教員(以下「初任者」という。)には、全科担任、専科担任、特別支援学級担任等が考えられるが、指導教員及び非常勤教員又は時間講師と関連を図る必要がある。
- 2 週時程の編成は下記の条件等により異なるので、十分勘案する必要がある。
 - (1) 初任者の配置数
 - (2) 初任者の所属学校の規模
 - (3) 初任者の担当学年・学級又は担当教科
 - (4) 専科教員が授業を行う時間
 - (5) 校外における研修(教育センター等における研修)の設定日
 - (6) 職員会議、校内研究日等の設定日
 - (7) 指導教員の校務分掌及び担当学年
- 3 「授業に関する研修」については、週4時間を計画する。そのうち週3時間を事前協議、授業研修、事後協議とし、週1時間を授業参観とする。その他、授業基礎の研修を行う。
- 4 「授業に関する研修」については、研修の教科が偏らないよう、時間割の調整をするなどの工夫を図る。
- 5 「授業に関する研修」については、研修シラバスを作成し計画的に研修の実施及び進行管理を行う。
- 6 「授業以外の研修」については、「生活指導・進路指導」「外部との連携・折衝」「学校運営・組織貢献」を中心として教育活動全般に関わる研修を週2時間程度、適切に組み合わせて計画するものとする。
- 7 指導教員と初任者の両者の授業を同時に専科教員の授業時間に設定(例えば図画工作と音楽専科教員の授業)するなどして、校内における研修に充てるよう週時程の工夫をする。
- 8 非常勤教員又は時間講師による後補充の教科はなるべく固定しておくことが望ましい。
- 9 「授業以外の研修」は、初任者と指導教員双方の授業がない時間又は放課後に組み入れる等の工夫を図る。
- 10 校内指導組織により効果的な週時程の編成の工夫を図ることが望ましい。
- 11 校内における研修にかかる講師時数申請上の留意点(*)
 - (1) 校内における研修にかかる講師時数は、原則として、非常勤教員が担当する。
 - (2) 非常勤教員の未配置校については、時間講師の措置を申請することができる。
 - (3) 算定方法は次のとおりとする。
 - ① 授業に関する研修のうち、初任者が指導教員と事前協議等や事後協議等を行う時間及び初任者が授業を参観する時間について、授業と重なる場合は、時間講師による後補充の対象となる。
 - ② 授業に関する研修における講師時数は、校内調整の上、4時間を限度として申請することができる。
 - ③ 上記7、8、9等を踏まえ校内調整を行った上でも、授業以外に関する研修の時間の確保が困難な場合、②と合わせて、6時間を限度として講師時数を申請することができる。

* 講師時数申請については、教育庁人事部人事計画課にお問合せください。



1年次(初任者)及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項

◆ 中 学 校

- 1 週時程を編成する上では、1年次(初任者)教員(以下「初任者」という。)、指導教員及び教科指導員(非常勤教員又は時間講師を含む。以下同じ。)(以下、指導教員と教科指導員を併せ「指導教員等」という。)の週時程が相互に正しく対応していることが必要である。
- 2 「授業に関する研修」については、週4時間を計画する。そのうち週3時間を事前協議、授業研修、事後協議とし、週1時間を授業参観とする。その他、授業基礎の研修を行う。
- 3 「授業に関する研修」については、研修シラバスを作成し計画的に研修の実施及び進行管理を行う。
- 4 「授業以外の研修」については、「生活指導・進路指導」「外部との連携・折衝」「学校運営・組織貢献」を中心として教育活動全般に関わる研修を週2時間程度、適切に組み合わせて計画するものとする。
- 5 週時程を編成するに当たっては、特に次の事項に十分配慮する必要がある。
 - (1) 初任者は、なるべく学級担任とならないようにする。
 - (2) 指導教員等が初任者を指導する研修時間は、持ち時数に含める。
 - (3) 初任者の研修時間のうち、自らの授業を伴わない時間(事前協議、事後協議、授業参観、授業以外の研修等)は、持ち時数に含めない。
- 6 「授業以外の研修」についても、週時程内の授業のない時間を活用して研修時間を設定するなど、放課後の部活動の指導等が実施しやすいように工夫する。
- 7 校内における研修にかかる講師時数申請上の留意点(※)
 - (1) 講師時数算定の対象となる研修は次の①、②、③の前提を満たす必要がある。
 - ① 初任者(1名以上)と指導教員等1名が同時限に一つの研修を行う場合、又は初任者が他の教員の授業を参観する場合
 - ② 週時程に位置付けられ、当該研修の指導教員等が固定されている場合
 - ③ 後補充の講師時数申請(「授業に関する研修」のうち事前協議及び事後協議並びに「授業以外の研修」については、週時程内に初任者及び指導教員等双方の授業のない時間が重ならない場合)
 - (2) 算定方法は次のとおりとする。
 - ① 初任者、指導教員等ともに教員組織調査表等で提出した持ち時数を担当した状態を基準とする。(初任者の授業研修は初任者の授業持ち時数に含める。)
 - ② 初任者及び指導教員等が関わる「授業に関する研修」及び「授業以外の研修」と担当する教科の授業が重なる場合は、後補充の講師時数を申請することができる。
 - ③ 指導教員等が初任者を指導する研修時間は指導教員等の持ち時数に含めることができるため、校内調整の上、端数時数等として講師時数を申請することができる。
 - ④ 「②と③」を合わせて6時間を限度として講師時数を申請することができる。

※ 講師時数申請については、教育庁人事部人事計画課にお問合せください。



1 年次(初任者)及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項

◆ 都立学校

- 1 週時程を編成する上では、1 年次(初任者)教員(以下「初任者」という。)、指導教員及び教科指導員(非常勤職員又は時間講師を含む。以下同じ。)(以下、指導教員と教科指導員を併せ「指導教員等」という。)の週時程が相互に正しく対応している必要がある。
- 2 「授業に関する研修」については、週 4 時間を計画する。そのうち週 3 時間を事前協議、授業研修、事後協議とし、週 1 時間を授業参観とする。その他、授業基礎の研修を行う。
- 3 「授業に関する研修」については、研修シラバスを作成し計画的に研修の実施及び進行管理を行う。
- 4 「授業以外の研修」については、「生活指導・進路指導」「外部との連携・折衝」「学校運営・組織貢献」を中心として教育活動全般に関わる研修を週 2 時間程度、適切に組み合わせて計画するものとする。
- 5 週時程を編成するに当たっては、特に次の事項に十分配慮する必要がある。
 - (1) 初任者は、なるべく学級担任とならないようにする。
 - (2) 指導教員等が初任者を指導する研修時間は、持ち時数に含める。
 - (3) 指導教員等には、できるだけ校務分掌等の軽減を図るなどの工夫をする。
 - (4) 次の時間は持ち時数に含めない。
 - ① 初任者及び指導教員等が指導するホームルームの時間
 - ② 初任者の研修時間のうち、自らの授業を伴わない研修時間(事前協議、事後協議、授業参観、授業以外の研修等)
- 6 指導教員等の授業だけでなく、他教科の授業を含めて、他の教員の授業を初任者が研修として参観できるように工夫する。
- 7 初任者及び指導教員等の後補充を設定する場合、各教科の時数を不自然に分担(分割)することのないようにする。
- 8 研修の内容に偏りが生じたり、特定の教員に負担が集中したりしないように、一定期間を経た後、週時程を見直し、必要に応じて工夫する。
- 9 東京都教職員研修センター等における研修の出席する曜日を確認し、各月及び週の時程を作成する。
なお、欠席の場合は原則として次年度に参加する。
- 10 「授業以外の研修」時間についても、週時程内の授業のない時間を利用して研修時間を設定するなど、放課後の活動等が実施しやすいように工夫する。
- 11 初任者及び指導教員等に関わる「授業に関する研修」及び初任者と指導教員等に関わる「授業以外の研修」(ともに週時程に位置付けられた研修に限る。)と担当する授業が重なる場合は、後補充の講師時数を申請することができる。
なお、後補充の講師時数申請(「授業に関する研修」のうち事前協議及び事後協議並びに初任者と指導教員等に関わる「授業以外の研修」)に当たっては、週時程内に初任者及び指導教員等双方の授業のない時間が重ならないことが前提となる。(※)
- 12 指導教員等が初任者を指導する研修時間は指導教員等の持ち時数に含めることができるため、校内調整の上、端数時数等として講師時数を申請することができる。(※)
- 13 11 と 12 合わせて 6 時間を限度として申請することができる。

※ 講師時数申請については、教育庁人事部人事計画課にお問合せください。



[小学校・中学校・義務教育学校] 研修の内容例

教職に必要な素養における「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「デジタルや情報・教育データの利活用」「教育課題に関する対応」については、下記の「教員が身に付けるべき力(学習指導力、保健管理に関する力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力)」の育成を通して育成を図るようにする。

		校外における研修		校内における研修	
		教育センター等における研修	課題別研修	「研修支援ファイル」の活用	
学習指導力	・ 学習指導要領と教育課程 ・ 学習指導案の作成 ・ 教材研究の進め方 ・ 授業改善の PDCA ・ 指導技術 (コーチング、ファシリテーション) ・ 模擬授業と協議 ・ 水泳実技の指導 ・ 道徳教育の理論と実践 ・ 特別支援教育の基礎・基本 ・ 特別活動の充実 ・ 総合的な学習の時間の充実 ・ 指導要録の適正な管理	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	① ボランティア活動への参加 ② 自然体験活動等への参加 ③ 民間企業等の体験 ④ 教育相談に関する研修 ⑤ 情報教育に関する研修 ⑥ 社会教育施設等の見学 ⑦ 他の校種等の参観 ⑧ その他教育委員会が認める研修への参加	授業基礎(教育計画、指導計画の作成、基本的な指導技術、授業規律、教材研究、個に応じた指導、成績処理、授業研究の方法等) 授業観察 授業研究(事前協議、授業研修、事後協議) 児童・生徒理解(人間関係、個別理解等) 生活指導(いじめ、不登校等) 健康管理と児童・生徒観察 安全教育、危機管理 キャリア教育 進路指導 教育相談	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
		特別な支援教育の制度と具体的な取組 ・ 発達障害等についての理解 ・ 校内委員会の役割 ・ 学校生活支援シート、個別指導計画 ・ 校内体制及び関係機関との連携			特別な支援教育の制度と具体的な取組 ・ 発達障害等についての基礎的な理解 ・ 特別支援学級、通級による指導(特別支援教室を含む)の理解 ・ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成方法 ・ 校内体制、関係機関との連携 ・ 副籍制度の理解
生活指導力・進路指導力	・ 生活指導の充実 ・ いじめの予防と解決 ・ 不登校の未然防止 ・ 問題行動への対応 ・ キャリア教育の充実 ・ 体罰の根絶に向けて(アンガーマネジメント)	デジタルや情報・教育データの利活用 情報モラル教育と ICT 活用			
外部との連携・折衝力	・ 初任者としての心構え ・ 服務、汚職防止 ・ 学校教育と教員の在り方(人権教育) ・ 接遇・マナー ・ 保護者等との関わり ・ 外部機関との連携	デジタル技術の活用 情報活用能力の育成 情報モラル教育の推進 教育データの活用	⑥ 社会教育施設等の見学 ⑦ 他の校種等の参観	教員としての在り方(自覚・責任、心構え等) けがや事故への対応 個人情報の管理 保護者との適切な関わり方、保護者会運営 外部人材や関係機関等との連携	デジタルや情報・教育データの利活用
		教育課題に関する対応			情報モラル教育と ICT 活用 ・ デジタル技術の活用 ・ 情報活用能力の育成に向けた授業 ・ 情報モラル教育の実施
学校運営力・組織貢献力	・ 学級経営の意義と指導 ・ 学級づくりの実際 ・ 学校における教育課題への対応(環境教育、食育等) ・ 国旗・国歌についての理解 ・ 組織運営と役割 ・ 初任者研修のまとめと学校経営参画 ・ 2 年次研修に向けて	教育課題の解決に向けた取組 ・ 人権教育の推進 ・ 道徳教育の推進 ・ 不登校に関する事項 ・ いじめに関する事項 ・ 環境教育、情報教育に関する事項等		校内組織、校務分掌 文書事務 学級経営案の作成 学年経営への参画 人事考課、自己申告 人権教育 学校評価 指導要録の作成	教育課題に関する対応 教育課題についての理解と取組



[小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級等]校外における研修計画

東京都教職員研修センターでは、特別支援学級等の初任者のうち希望者を対象として動画配信による研修を実施します。本研修は指定された課題等の提出をもって出席と認定します。

受講した場合は、1年次（初任者）研修の校外における研修に充てることができます。

受講を希望する際は、区市町村教育委員会の指示に従って申し込んでください。

回	実施日	実施方法 及び 場所	内容（予定）	
①	【視聴期間】 6月23日（月）～ 7月14日（月）	オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 障害のある児童・生徒の医療と心理（てんかん・吃音への対応を含む） ・ 障害のある児童・生徒に対する教育について
②	【視聴期間】 11月4日（火）～ 11月25日（火）	オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 特別支援学級の教育課程 ・ 特別支援学級における授業づくり
③	【視聴期間】 12月1日（月）～ 12月22日（月）	オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 個別の教育支援計画を活用した児童・生徒の支援の充実 ・ 授業改善のPDCA ～学習指導案の作成を通して～

留意点

- 受講方法については、各教育委員会を通じて通知します。
- 固定学級・通級指導学級・特別支援教室・健康学園等の所属にかかわらず受講できます。
- 上記の研修①～③を選択して受講することはできません。
- 各区市町村教育委員会が実施する研修の内容等を踏まえて、必要に応じて各教育委員会が東京都教職員研修センターに申し込みます。



[都立高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校] 校外における研修計画

回	実施日時		会場(予定)	主な内容	
① ※ 1	4 月 1 日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※ 1 前歴にかかわらず、第①②③ 回の研修は悉皆とします。
② ※ 1	4 月 2 日(水)	9:30 ～ 12:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育(東京都子ども基本条例、日本語指導が必要な児童・生徒、ヤングケアラーの理解を含む) ・ 授業研究①(単元・題材の構想) ・ 研修オリエンテーション②
③ ※ 1	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度
④	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 授業研究②(学習指導要領の理解と教育課程) ・ 授業研究③(学習評価の充実) ・ 生活指導①(不登校・中途退学、自殺防止の取組①) ・ 服務(服務事故防止)① ・ メンタルヘルス
⑤	5 月 20 日(火) 5 月 23 日(金)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 服務(服務事故防止)② ・ 授業研究④(本時案の検討)
⑥	6 月 20 日(金) 6 月 24 日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 生活指導②(不登校・中途退学、自殺防止の取組②) ・ 授業研究⑤(研究協議の進め方)
⑦ ⑧ ※ 2	7 月 22 日(火) 7 月 30 日(水) 8 月 1 日(金) 8 月 4 日(月) 8 月 5 日(火) 8 月 6 日(水)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑥⑦(模擬授業、協議等) ※ 2 左の日程のうち、受講する日(1日)を事務局が指定します。 受講者数により、開催日数を変更する場合があります。
⑨	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ I C T の活用・情報モラル教育 ・ 特別支援教育① ・ 保護者との望ましい関係の在り方① ・ 生活指導③(生活指導の充実①) ・ 授業研究⑧(授業改善の PDCA①) ・ 授業研究⑨(個に応じた指導の充実(コーチング、ファシリテーションを含む)①) ・ 入学者選抜①
⑩	10 月 3 日(金) 10 月 7 日(火)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 保護者との望ましい関係の在り方② ・ 授業研究⑩(授業改善の PDCA②)
⑪	10 月 31 日(金) 11 月 18 日(火)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 生活指導④(生活指導の充実②) ・ 特別支援教育② ・ 授業研究⑪(個に応じた指導の充実(コーチング、ファシリテーションを含む)②)
⑫	12 月 5 日(金) 12 月 9 日(火)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 入学者選抜② ・ 1 年次(初任者)研修のまとめ

留意点：ストレートマスターは、研修の一部を免除できます。免除対象回は、管理職を通じて別途通知します。



[都立特別支援学校] 校外における研修計画

回	実施日時		会場(予定)	主な内容	
① ※ 1	4 月 2 日(水)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング
② ※ 1	4 月 3 日(木)	9:30 ～ 12:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育(東京都子ども基本条例、日本語指導が必要な児童・生徒、ヤングケアラーの理解を含む) ・ 障害のある児童・生徒の理解 ・ 研修オリエンテーション②
③ ※ 1	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度
④	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 授業研究①(学習指導要領の理解と教育課程) ・ 授業研究②(学習指導案の作成) ・ 特別支援教育の基礎・基本 ・ 生活指導①(特別支援学校における生活指導(いじめ防止を含む)①) ・ 服務(服務事故防止)① ・ メンタルヘルス
⑤	5 月 27 日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 服務(服務事故防止)② ・ 授業研究③(個別指導計画を生かした学習指導の実際)
⑥	7 月 11 日(金)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 生活指導②(特別支援学校における生活指導(いじめ防止を含む)②) ・ 授業研究④(本時案の検討) ・ 授業研究⑤(研究協議の進め方)
⑦ ⑧ ※ 2	8 月 21 日(木) 8 月 22 日(金) 8 月 25 日(月) 8 月 26 日(火) 8 月 27 日(水)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑥⑦(模擬授業、協議等)
⑨	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 特別支援学校における情報モラル教育と ICT 活用 ・ 特別支援教育の推進者として若手教員に期待すること ・ 保護者・地域・関係機関との連携① ・ 生活指導③(特別支援学校における危機管理・対応①) ・ 生徒指導④(不登校・中途退学、自殺防止の取組①) ・ 授業研究⑧(個別指導計画に基づく学習評価①)
⑩	10 月 17 日(金)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑨(授業改善の PDCA、個に応じた指導(コーチング、ファシリテーションを含む)) ・ 生活指導⑤(特別支援学校における危機管理・対応②) ・ 保護者・地域・関係機関との連携②
⑪	11 月 25 日(火)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 生活指導⑥(不登校・中途退学、自殺防止の取組②) ・ 個別の教育支援計画を活用した児童・生徒の支援の充実
⑫	12 月 16 日(火)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑩(個別指導計画に基づく学習評価②) ・ 1 年次(初任者)研修のまとめ

留意点

- ストレートマスター・東京教師養成塾修了者は、研修の一部を免除できます。免除対象回は、管理職を通じて別途通知します。
- 区立特別支援学校に所属する受講者は、専門性に関わる内容(第④、⑨、⑩回)について、東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、区教育委員会の通知に従ってください。



[島しょ(都立高等学校、公立小・中学校)] 校外における研修計画

回	実施日時		会場(予定)	主な内容	
① ※	4 月 1 日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※ 前歴にかかわらず、第①②③回 の研修は悉皆とします。
② ※	4 月 2 日(水)	9:30 ～ 12:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育(東京都子ども基本条例、日本語指導が必要な児童・生徒、ヤングケアラーの理解を含む) ・ 授業研究①(単元・題材の構想) ・ 研修オリエンテーション②
③ ※	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度
④	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 生活指導①(不登校・中途退学の取組①) ・ 服務(服務事故防止)① ・ メンタルヘルス
⑤	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 授業研究②(学習指導要領の理解と教育課程) ・ 授業研究③(学習評価の充実①) ・ 生活指導②(自殺防止の取組①)
⑥ ⑦	7 月 31 日(木)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究④(学習評価の充実②、本時案の検討) ・ 生活指導③(不登校・中途退学、自殺防止の取組②) ・ 服務(服務事故防止)② ・ 授業研究⑤(研究協議の進め方)
⑧ ⑨	8 月 1 日(金)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑥⑦(模擬授業、協議等)
⑩	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ I C T の活用・情報モラル教育 ・ 保護者との望ましい関係の在り方 ・ 授業研究⑧(授業改善の P D C A)
⑪	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 特別支援教育 ・ 授業研究⑨(個に応じた指導の充実、コーチング、ファシリテーションを含む) ・ 生活指導④(生活指導の充実) ・ 入学者選抜①※高のみ
⑫	12 月 5 日(金)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 入学者選抜②※高のみ ・ 授業研究⑩(研究授業の振り返り等) ※小・中のみ ・ 1 年次(初任者)研修のまとめ

留意点

- 第③、④、⑤、⑩、⑪回の研修は動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- ストレートマスター・東京教師養成塾修了者は研修の一部を免除できます。免除対象回は管理職を通じて、別途通知します。
- 島しょ公立小・中学校の受講者は、一部の回の研修形態(集合又はオンデマンド配信等)を選択できます。選択方法等については、別途通知します。



[島しょ（都立特別支援学校、公立小・中学校(特別支援学級等)）] 校外における研修計画

回	実施日時		会場(予定)	主な内容	
① ※	4 月 1 日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※ 前歴にかかわらず、第①②③回 の研修は悉皆とします。
② ※	4 月 2 日(水)	9:30 ～ 12:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育(東京都こども基本条例、日本語指導が必要 な児童・生徒、ヤングケアラーの理解を含む) ・ 障害のある児童・生徒の理解 ・ 研修オリエンテーション②
③ ※	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度
④	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 授業研究①(学習指導要領の理解と教育課程) ・ 授業研究②(学習指導案の作成) ・ 特別支援教育の基礎・基本 ・ 生活指導①(特別支援学校における生活指導(いじめ防止を含む)) ・ メンタルヘルス
⑤	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 生活指導②(不登校・中途退学、自殺防止の取組①) ・ 授業研究③(個別指導計画を生かした学習指導の実践①) ・ 服務(服務事故防止)①
⑥ ⑦	7 月 31 日(木)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究④(個別指導計画を生かした学習指導の実践 ②、本時案の検討) ・ 生活指導③(不登校・中途退学、自殺防止の取組②) ・ 服務(服務事故防止)② ・ 授業研究⑤(研究協議の進め方)
⑧ ⑨	8 月 22 日(金)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑥⑦(模擬授業、協議等)
⑩	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 特別支援学校における情報モラル教育と ICT 活用 ・ 特別支援教育の推進者として若手教員に期待すること ・ 保護者・地域・関係機関との連携① ・ 授業研究⑧(個別指導計画に基づく学習評価①)
⑪	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 個別の教育支援計画を活用した児童・生徒の支援の充実 ・ 授業研究⑨(授業改善の P D C A、個に応じた指導の充 実(コーチング、ファシリテーションを含む)) ・ 生活指導④(特別支援学校における危機管理・対応)
⑫	12 月 19 日(金)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 授業研究⑩(個別指導計画に基づく学習評価②) ・ 1 年次(初任者)研修のまとめ

留意点

- 第③、④、⑤、⑩、⑪回の研修は動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- ストレートマスター・東京教師養成塾修了者は、研修の一部を免除できます。免除対象回は、管理職を通じて別途通知します。
- 島しょ公立小・中学校（特別支援学級等）の受講者は、一部の回の研修形態（集合又はオンデマンド配信等）を選択できます。選択方法等については、別途通知します。



東京都若手教員育成研修



2 年次研修

第 1 目的

東京都若手教員育成研修 2 年次研修(以下「2 年次研修」という。)は、東京都若手教員育成研修 1 年次(初任者)研修(以下「1 年次(初任者)研修」という。)を修了した教員に対して、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標に示された教員が身に付けるべき力のうち「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」等の実践的な指導力の促進を図ることを目的として実施する。

第 2 対象等

- 1 2 年次研修の対象は、以下のとおりとする。

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、附属中学校、附属小学校、特別支援学校の教員のうち、原則として 1 年次(初任者)研修を修了した教員(以下「2 年次教員」という。)を対象とする。ただし、国立、公立又は私立の学校において勤務の経験を有し、1 年次(初任者)研修実施要綱第 2 の 1 但書により 1 年次(初任者)研修の受講対象とならなかった者のうち、入都の時点で教職経験が 2 年に満たない者は、2 年次研修の対象者とする。

また、1 年次(初任者)研修未修了者であっても、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会が 2 年次研修との並行受講を行うことが可能と判断できる者は、本研修を受講することができる。

- 2 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、その所管する 2 年次教員に対し、年間研修計画及び実施計画に従い、1 年間の研修を実施する。

第 3 内容

2 年次研修の内容は、次のとおりとする。

- 1 校外(教育センター等)における研修は半日を 1 回として、年間 3 回以上実施する。
- 2 校内における研修は、指導教員を中心とした指導・助言による研修を年間 30 時間以上実施する。

第 4 実施主体等

- 1 2 年次研修の実施主体は、東京都教育委員会とする。
- 2 東京都教育委員会は、都立学校に所属する 2 年次教員を対象とした 2 年次研修を実施し、区市町村立学校に所属する 2 年次教員を対象とした 2 年次研修の実施について、区市町村教育委員会に委任する。
なお、教育庁出張所管内の町村立学校に所属する 2 年次教員を対象とした 2 年次研修は、東京都教育委員会が実施する。

第 5 指導体制等

- 1 2 年次教員の所属する学校の校長(以下「校長」という。)は、校内に指導組織を編成し、2 年次教員の研修を実施する。
- 2 校長は、副校長の職にある者をもって指導責任者に充てる。
- 3 校長は、校内の指導組織の中心となって 2 年次教員の指導・助言に当たる指導教員を各校 1 人(高等学校においては課程ごとに 1 人、特別支援学校においては学部ごとに 1 人)を命じ、所管する教育委員会に報告する。

第 6 年間研修計画

- 1 東京都教育委員会は、都立学校に関する年間研修計画を作成する。
- 2 区市町村教育委員会は、東京都若手教員育成研修 2 年次研修実施要綱及び実施細目に基づいて、区市町村教育委員会の実情に即し、年間研修計画を作成する。

第 7 年間指導計画

校長は、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、学校の実情に即した

年間指導計画を作成する。

第8 実施計画書及び実施報告書等

- 1 校長は、2年次研修の実施計画書(別記様式)及び実施報告書(別記様式)を、都立学校は東京都教育委員会、区市町村立学校は各区市町村教育委員会に提出する。教育庁出張所管内の町村教育委員会は教育庁各出張所に提出する。
- 2 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、2年次研修の年間研修計画書(別記様式)、年間研修実施報告書(別記様式)及び修了者報告書(別記様式)をそれぞれ指定された期日までに、東京都教育委員会に提出する。

第9 修了の認定

東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、引き続き2年以上の期間の任用歴と第8の1の規定に基づき校長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修を全て受講した者を校長の所見を踏まえ、修了と認定する。ただし、1年次(初任者)研修を並行受講している者が、1年次(初任者)研修が未修了となっている場合は、1年次(初任者)研修が修了となるまで2年次研修の修了認定は保留となる。

第10 修了の記録

東京都教育委員会は、第9の規定に基づく研修の修了について、東京都若手教員育成研修3年次研修が修了した段階で併せて研修履歴に登載する。ただし、1年次(初任者)研修を並行受講している者が、1年次(初任者)研修が未修了となっている場合は、1年次(初任者)研修が修了となるまで2年次研修及び3年次研修の修了履歴登載は行わない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都公立学校2年次研修実施要綱」(平成23年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 目的

この細目は、東京都若手教員育成研修 2 年次研修実施要綱に基づき、東京都公立学校における東京都若手教員育成研修 2 年次研修(以下「2 年次研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、原則として 1 年次(初任者)研修を修了した翌年度の 1 年間とする。ただし、実施期間中に 2 年次研修の一部を受講できなかった教諭は、翌年度以降に未修了の講座を受講する。

第 3 指導体制等

1 指導責任者等

- (1) 指導責任者は、2 年次教員の所属する学校の校長(以下「校長」という。)の指導のもとに校内の指導組織を取りまとめ、指導計画全体を推進するとともに、2 年次教員に対する教員の指導・助言の状況を把握する。
- (2) 指導教員は、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭(以下「主幹教諭等」という。)の職にある者の中から命じる。
- (3) 指導教員は、研修シラバスの作成に参画するとともに、校内の指導組織の中心となって 2 年次教員に対して指導・助言を行う。
- (4) 校長は、必要に応じて主幹教諭等の職にある者を教科指導員に命じることができる。
- (5) 教科指導員は、2 年次教員に対して教科の専門的内容に関する指導・助言を行う。
- (6) 上記(1)から(5)までに規定する以外の教員は、実施計画に基づき、適時 2 年次教員の指導・助言に協力する。
- (7) 校長は、OJT ガイドラインに基づき、学校内における人材育成を推進する。

2 人事上の措置

- (1) 東京都教育委員会は、学校において指導教員が 2 年次教員の指導・助言に当たる時間等指導体制の整備及び 2 年次教員が研修に参加するために必要な人事上の措置を講じる。
- (2) 学校は、上記(1)の措置のために実施計画に基づいて週時程の中に後補充の教科及び時間をあらかじめ設定する。

第 4 年間研修計画

1 校外における研修

- (1) 東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、年間研修計画に基づき、教育センター等における研修を実施する。
- (2) 教育センター等における研修の内容は、単元の指導計画の作成や授業実践に関するもの、生活指導・進路指導に関するものなど、1 年次(初任者)研修において習得した基礎・基本事項を踏まえ、実践的指導力の促進を図るものとする。
- (3) 教育センター等における研修は、半日を 1 回として年間 3 回以上とする。

2 校内における研修

- (1) 校長は、研修シラバスを用いて年間 30 時間以上を実施する。
- (2) 指導責任者等は、年間指導計画に基づき、学習指導、生活指導・進路指導、外部との連携・折衝、学校運営・組織貢献、教育課題への対応等の指導・助言に当たる。
- (3) 研修に充てる時間の配分については、学習指導に関する研修を年間 15 時間以上、学習指導以外の研修を年間 15 時間以上とする。

- (4) 対象者は、年間授業計画等に基づく授業を行い、自己の「授業力」の向上に努める。年間3回(3学期制の場合ではおおむね学期ごとに1回)以上は研究授業を行う。

3 研修の記録

- (1) 学校は、学校の実情と2年次教員の実態に応じて、年間及び期ごとの研修シラバスを作成する。
- (2) 2年次教員は、研修シラバスに実施日と実施時数を入力し、研修内容を指導責任者及び指導教員に提出する。
- (3) 2年次教員は、「学習指導力」においては年間3回、「生活指導力・進路指導力」等においては年間2回の自己診断で成果と課題を確認し、工夫・改善を行う。
- (4) 2年次研修の研修シラバス及び自己診断、報告書等は、学校で研修修了後5年間保管する。

第5 実施計画書等の提出及び様式

- 1 校長は、2年次研修の実実施計画書の提出を年度初めに、実施報告書の提出を年度末に、都立学校は東京都教育委員会に、区市町村立学校は各区市町村教育委員会に、教育庁出張所管内の町村教育委員会は教育庁各出張所に対して行うものとし、様式は別に東京都教育委員会が定める。
- 2 校長から提出された実施計画書及び実施報告書は、都立学校は東京都教育委員会、区市町村立学校は各区市町村教育委員会、教育庁出張所管内の町村立学校は教育庁各出張所が、5年間保管する。
- 3 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、2年次研修の年間研修計画書(別記様式)、年間研修実施報告書(別記様式)及び修了者報告書(別記様式)をそれぞれ指定された期日までに、東京都教育委員会に提出する。

第6 配慮すべき事項

- 1 校長は、2年次教員の実態や課題に応じて、内容・時期・方法等を工夫した研修を実施する。
- 2 校長は、年間指導計画の作成に当たって、当該校の他の研修計画との関連に配慮する。
- 3 校長は、研修の計画及び実施に当たって、保護者や地域社会の理解と協力が得られるよう十分配慮する。

第7 その他

- 1 指導責任者は、当該年度末に2年次教員との面談を実施する。
- 2 2年次教員は、指導責任者との面談を踏まえ2年次研修の成果と課題を確認する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

この細目の制定に伴い、「東京都公立学校2年次研修実施細目」(平成23年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この細目の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細目の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

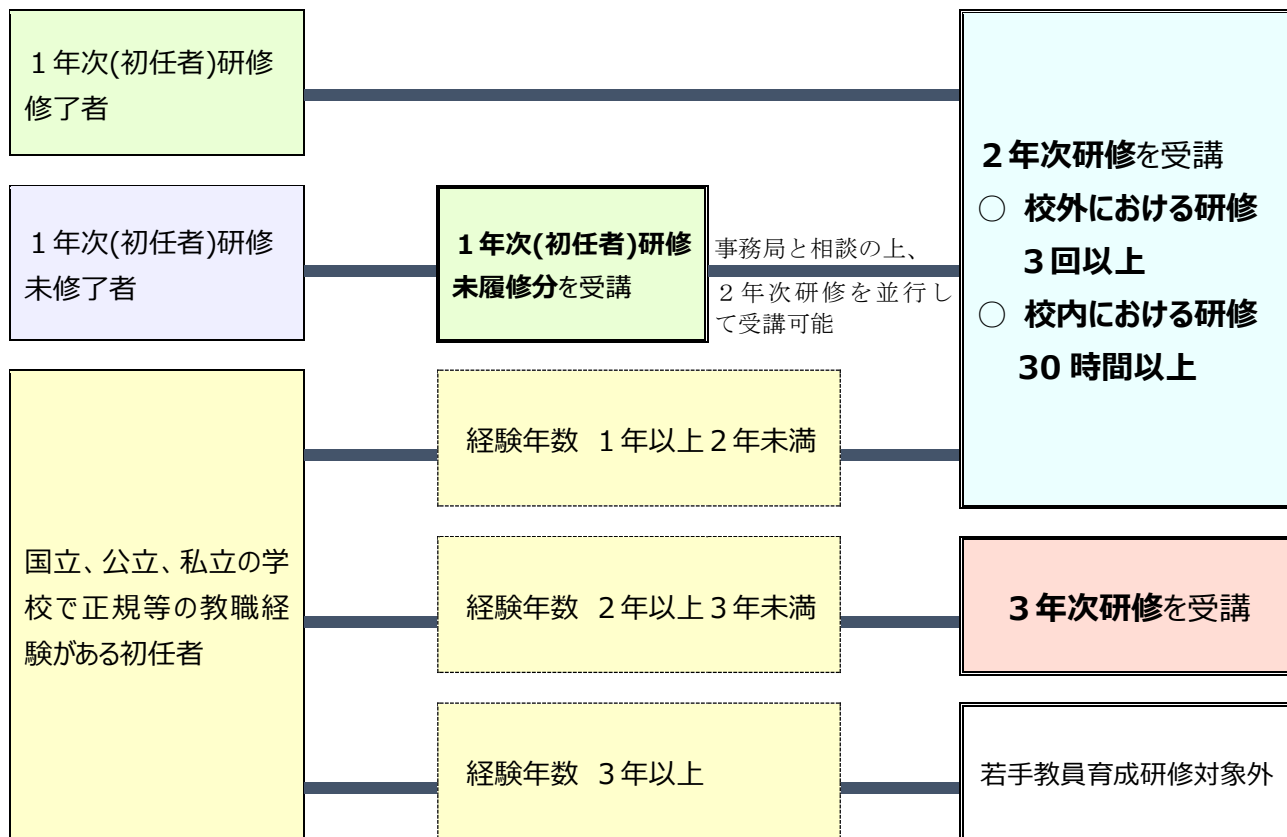
附 則

この細目の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細目の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

【2 年次研修】受講対象者別 受講ガイドライン





研修の概要

2年次研修の概要は以下のとおりです。

区立特別支援学校に所属する受講者のうち、専門性に関わる内容の研修への参加を希望する場合は、東京都教職員研修センターで実施する研修に出席することができます。区市町村教育委員会の指示に従って申し込んでください。

所属		校外における研修 (教育センター等における研修)		校内における研修
		東京都教育委員会	区市町村教育委員会	
区市町村立学校	区市町村立小・中学校 義務教育学校 特別支援学校		3回以上	年間 30 時間以上 〔内 訳〕 「学習指導に関する研修」 15 時間以上 「学習指導以外の研修」 15 時間以上 研修シラバス及び研修テキスト を活用し、各学校にて計画・実施 する。
	島しょ地区 町 村 立 小・中 学 校	3回以上		
都立学校	高 等 学 校 中等教育学校 附 属 中 学 校 附 属 小 学 校	3回以上		
	特別支援学校	3回以上		

研修の目的と内容

2 年次研修の目的

東京都若手教員育成研修 2 年次研修（以下「2 年次研修」という。）は、東京都若手教員育成研修 1 年次（初任者）研修（以下「1 年次（初任者）研修」という。）を修了した教員に対して、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標に示された教員が身に付けるべき力のうち「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」等の実践的な指導力の促進を図ることを目的として実施する。

校外における研修

教育センター等における研修

半日を 1 回として 3 回以上

- 各教育委員会は、これまでの研修体制や地域の実態に応じ、教育センター等における研修を 3 回以上実施する。実施に当たっては、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された教員が身に付けるべき力のうち、「学習指導力」、「生活指導力・進路指導力」を必ず含むものとする。
- 実施時期の目安として、第 1 回は 5 月～8 月、第 2 回は 9 月～12 月、第 3 回は 1 月～2 月に行い、年間を通じて研修に取り組めるよう計画する。
- 各教育委員会は、校内における OJT との関連を図るために、各研修会の前に「2 年次研修テキスト」等を使って、研修会当日の演習・協議で活用する。

～研修の受講に当たって～

- 提示された事前課題に OJT を通して取り組む。
- 日時・会場をあらかじめ確認し、時間に余裕をもって会場に到着する。
- 欠席・遅刻する場合は、管理職を通して実施主体の教育委員会に連絡し、所定の手続きを行う。
- 名札を毎回持参する。
- 社会人としてふさわしい服装で受講する（保護者会等を想定して判断する）。

校内における研修

※ 校内における研修は、研修シラバスに基づいて、実施する。

学習指導に関する研修

年間 15 時間以上

- ・ 授業基礎（3 時間） 学習指導要領のポイント等について学ぶ。
- ・ 授業研究（4 時間 1 セット×3 回）※ 年間 3 回以上の研究授業を含む

＜単元構成の検討＞
（1 時間）
単元の構成方法を指導教員と検討

＜事前協議＞
（1 時間）
学習指導案を作成し、指導教員等と協議

＜授業研修＞
（1 単位時間）
授業実践と、指導教員等による授業観察

＜事後協議＞
（1 時間）
授業について、指導教員等からの指導・助言

学習指導力

学習指導以外の研修

年間 15 時間以上

いじめ、不登校等の予防と対応、体罰の根絶、自己肯定感の育成 等

生活指導力・進路指導力

保護者との信頼関係、関係機関との連携 等

外部との連携・折衝力

学級経営、校務分掌を通じた学校運営・組織貢献 等

学校運営力・組織貢献力

研修シラバス(年間指導計画)・自己診断を活用した研修の進め方

校内における研修は、研修シラバス(年間指導計画)と自己診断を活用しながら実施します。

研修シラバス(年間指導計画)と自己診断を含む「研修支援ファイル」を、全国教員研修プラットフォーム(Plant)より最新版をダウンロードして研修を始めましょう。

★2年次教員 ◆指導教員・教科指導員

3月	★◆4月からの週時程を設定する。 ★◆校外における研修(教育センター等における研修)の日程を確認する。		
4月	2年次研修スタート! ★ 1年次(初任者)研修を振り返り、課題を整理して、2年次研修の目標を設定する。 ★◆研修シラバスを使って年間の研修計画を作成し、指導教員・副校長の確認を受ける。 ★◆自己診断の診断項目を確認し、課題に応じて診断項目の選択・追加をする。		
5月	第1期	★◆第1期の研修シラバスに基づいて、校内における研修を実施する。	
6月		第1回授業研究 学習指導力についての自己診断 授業研修終了後に実施	
7月		第1回自己診断 生活指導力・進路指導力 外部との連携・折衝力 学校運営力・組織貢献力	 第1回 校外に おける研修
8月		★ 第1期の研修シラバスに実施日と実施時数を入力する。 ★◆第1期の研修シラバスを指導教員・副校長に提出し、確認を受けて保管する。 ★◆第2期の研修シラバスを確認し、必要に応じて追加・修正する。	
9月	第2期	★◆第2期の研修シラバスに基づいて、校内における研修を実施する。	
10月		第2回授業研究 学習指導力についての自己診断 授業研修終了後に実施	
11月			
12月		★ 第2期の研修シラバスに実施日と実施時数を入力する。 ★◆第2期の研修シラバスを指導教員・副校長に提出し、確認を受けて保管する。 ★◆第3期の研修シラバスを確認し、必要に応じて追加・修正する。	 第2回 校外に おける研修
1月	第3期	★◆第3期の研修シラバスに基づいて、校内における研修を実施する。	
2月		第2回自己診断 生活指導力・進路指導力 外部との連携・折衝力 学校運営力・組織貢献力	 第3回 校外に おける研修
3月		第3回授業研究 学習指導力についての自己診断 授業研修終了後に実施	
3月		★ 第3期の研修シラバスに実施日と実施時数を入力する。 ★◆第3期の研修シラバスを指導教員・副校長に提出し、確認を受けて保管する。 ★◆2年次研修の振り返りを行い、3年次研修の準備をする。	

次年度は、3年次研修です!



2年次教員及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項

- 1 週時程を編成する上では、2年次教員、指導教員及び教科指導員(非常勤教員又は時間講師を含む。以下同じ。)(以下、指導教員と教科指導員を併せ「指導教員等」という。)の週時程が相互に正しく対応している必要がある。
- 2 週時程の編成は、下記の条件等により異なるので、十分勘案する必要がある。
 - (1) 2年次教員の配置数
 - (2) 2年次教員の所属学校の規模
 - (3) 2年次教員の担当学年・学級又は担当教科
 - (4) 専科教員の授業が設定されている時間(小学校)
 - (5) 教育センター等における研修の設定日
 - (6) 職員会議、校内研究日等の設定日
 - (7) 指導教員等の校務分掌及び担当学年
- 3 「学習指導に関する研修」については、「授業研究」として「単元の指導計画の作成・事前協議・授業研修・事後協議」を一組として行い、年間を通して3回実施する。この他に3時間の「授業基礎」に関わる研修を実施する。また、特に時間の設定は行わないが、負担にならない範囲で必要に応じて授業参観を実施し、他の教員の授業から指導方法について学ぶ。
- 4 「学習指導に関する研修」については、3回の授業研究が同一教科に偏らないよう、時間割の調整をするなどの工夫を図る(小学校)。
- 5 「学習指導に関する研修」については、研修シラバスを作成し計画的に研修の実施及び進行管理を行う。
- 6 「学習指導以外の研修」については、「生活指導・進路指導」に関わる研修を10時間、「外部との連携・折衝」について3時間、「学校運営・組織貢献」について2時間を標準とし、学校の実情に応じて計画する。
- 7 「校内における研修」は、実施計画に基づき週時程に位置付け、年間30時間以上を週1時間程度実施する。この時、一定の時期に実施時数が偏ることのないようにする。
- 8 指導教員等と2年次教員の両者の授業を同時に専科教員の授業時間に設定(例えば図画工作と音楽専科教員の授業)するなどして、校内における研修に充てるよう週時程の工夫をする(小学校)。
- 9 非常勤教員又は時間講師による後補充の教科はなるべく固定しておくことが望ましい。
- 10 「学習指導以外の研修」は、2年次教員と指導教員等双方の授業がない時間又は放課後に組み入れることもできる。
- 11 校内指導組織により効果的な週時程を編成することが望ましい。
- 12 校内研修にかかる講師時数申請上の留意点(※)
 - (1) 校内研修にかかる後補充は、原則として非常勤教員が担当する(小学校)。
 - (2) 非常勤教員の未配置校については、時間講師の措置を申請することができる(小学校)。
 - (3) 初任者が配置されている場合には、初任者の後補充を担当する時間講師が兼任することも可能である。
 - (4) 算定方式は次のとおりとする。
 - ① 週時程に位置付けて、2年次教員が指導教員等から指導を受ける時間が、担当する授業と重なる場合は、時間講師による後補充の対象となる。
 - ② 週時程に位置付けた場合に限り、指導教員等が2年次教員を指導する研修時間は指導教員等の持ち時数に含めることができるため、校内調整の上、端数時数等として講師時数を申請することができる。
 - ③ 上記①又は②により、週1時間を限度として講師時数を申請することができる。

* 講師時数申請については、教育庁人事部人事計画課にお問合せください。



[小学校・中学校・義務教育学校] 研修の内容例

教職に必要な素養における「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「デジタルや情報・教育データの利活用」「教育課題に関する対応」については、下記の「教員が身に付けるべき力（学習指導力、保健管理に関する力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力）」の育成を通して育成を図るようにする。

	校外における研修 教育センター等における研修		校内における研修	
学習指導力	- 主体的・対話的で深い学びの実現 - 学習評価の在り方と改善	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	- 授業研究(単元・題材構成と本時案の検討、事前協議、授業研修、事後協議) - 学習指導要領の理解 - 特別支援教育の実践 - 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 - 授業力の向上	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 特別支援教育の制度と具体的な取組 - 発達障害等についての基礎的な理解 - 特別支援学級、通級による指導（特別支援教室を含む）の理解 - 学校生活支援シート、個別指導計画の作成方法 - 校内体制、関係機関との連携 - 副籍制度の理解
生活指導力・進路指導力	- 児童・生徒理解 - いじめの未然防止 - 体罰の根絶(コーチング) - キャリア教育の推進 - 主権者教育	特別支援教育の制度と具体的な取組 デジタルや情報・教育データの利活用	- 児童・生徒理解と適切な指導(いじめ、不登校、問題行動等) - 児童・生徒との良好な関係づくり(信頼関係、コミュニケーション、自尊感情や自己肯定感の育成等) - 体罰の根絶 - 安全指導と危機管理(防災教育、情報モラル教育等) - キャリア教育の実践	
外部との連携・折衝力	—	情報モラル教育と ICT 活用 教育課題に関する対応 教育課題の解決に向けた取組	- 保護者との信頼関係の構築 - 関係諸機関との連携 - 個人情報の保護	デジタルや情報・教育データの利活用 情報モラル教育と ICT 活用 - デジタル技術の活用 - 情報活用能力の育成に向けた授業 - 情報モラル教育の実施
学校運営力・組織貢献力	2 年次研修のまとめ 3 年次研修に向けて		- 学級・学年経営 - 校務分掌を通じた組織貢献	教育課題に関する対応 教育課題についての理解と取組



[都立高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校] 校外における研修計画

回	実施日時		対象の教科	会場(予定)	主な内容	
①	【視聴期間】 6月10日(火) ～7月10日(木)			オンデマンド配信 各勤務場所	動画等	【生活指導力・進路指導力】 ・主権者教育 ・進路指導の在り方とキャリア教育の推進
②	9月16日(火)	13:30 ～ 16:30		東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	【生活指導力・進路指導力】 ・体罰の根絶(コーチング) ・児童・生徒理解(いじめ防止を含む)
③	11月17日(月)	13:30 ～ 16:30	国・地歴・公民・ 数・理・保体・芸・ 外・工・商	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	【学習指導力】 ・主体的・対話的で深い学びの実現(学習評価の在り方と改善) 【学校運営力・組織貢献力】 ・2年次研修のまとめ、3年次研修に向けて
	11月26日(水)		国・地歴・数・理・ 保体・外・家・情・ 農・水・福			

留意点

- 第①回は、動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- 第②回は、申込時に希望日を選択すること。
- 第③回は、教科ごとに指定された研修日を選択すること。研修日が2日間設定されている教科(国・地歴・数・理・保体・外)については、申込時に希望日を選択すること。
- 島しょの公立小・中学校に所属する者は、希望により東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、町村教育委員会の通知に従ってください。



[都立特別支援学校] 校外における研修計画

回	実施日時		対象の障害種別	会場(予定)	主な内容	
①	【視聴期間】 6月10日(火) ～7月10日(木)			オンデマンド配信 各勤務場所	動画等	【生活指導力・進路指導力】 ・主権者教育 ・進路指導の在り方とキャリア教育の推進
②	9月10日(水)	13:30 ～ 16:30		東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	【生活指導力・進路指導力】 ・体罰の根絶(コーチング) ・児童・生徒理解(いじめ防止を含む)
③	11月19日(水)	13:30 ～ 16:30	視覚・聴覚・ 肢体・病弱・知的	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	【学習指導力】 ・主体的・対話的で深い学びの実現(学習評価の在り方と改善) 【学校運営力・組織貢献力】 ・2年次研修のまとめ、3年次研修に向けて
	11月27日(木)		肢体・病弱・知的			

留意点

- 第①回は、動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- 第②回は、申込時に希望日を選択すること。
- 第③回は、障害種別ごとに指定された研修日を選択すること。研修日が2日間設定されている障害種別(肢体・病弱・知的)については、申込時に希望日を選択すること。
- 島しょの公立小・中学校(特別支援学級等)に所属する者は、希望により東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、町村教育委員会の通知に従ってください。
- 区立特別支援学校に所属する者は、専門性に関わる内容(第③回)について、東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、区教育委員会の通知に従ってください。



東京都若手教員育成研修



3 年次研修

第 1 目的

東京都若手教員育成研修 3 年次研修(以下「3 年次研修」という。)は、東京都若手教員育成研修 2 年次研修(以下「2 年次研修」という。)を修了した教員に対して、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標に示された教員が身に付けるべき力のうち、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決力の伸長を図ることを目的として実施する。

第 2 対象等

- 1 3 年次研修の対象は、以下のとおりとする。

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、附属中学校、附属小学校、特別支援学校の教員のうち、原則として 2 年次研修を修了した教員(以下「3 年次教員」という。)を対象とする。ただし、国立、公立又は私立の学校において勤務の経験を有し、2 年次研修実施要綱第 2 の 1 但書により 2 年次研修の受講対象とならなかった者のうち、入都の時点で教職経験が 3 年に満たない者は、3 年次研修の対象者とする。

また、2 年次研修未修了者であっても、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会が 3 年次研修との並行受講を行うことが可能と判断できる者は、本研修を受講することができる。

なお、1 年次(初任者)研修未修了者が、3 年次研修との並行受講を希望する場合は、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会が当該校の校長と協議の上、可能と判断できる場合に限り、本研修を受講することができる。

- 2 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、その所管する 3 年次教員に対し、年間研修計画及び実施計画に従い、1 年間の研修を実施する。

第 3 内容

3 年次研修の内容は、次のとおりとする。

- 1 校外(教育センター等)における研修は半日を 1 回として、年間 2 回以上実施する。
- 2 校内における研修は、指導教員を中心とした指導・助言による研修を年間 30 時間以上実施する。

第 4 実施主体等

- 1 3 年次研修の実施主体は、東京都教育委員会とする。

- 2 東京都教育委員会は、都立学校に所属する 3 年次教員を対象とした 3 年次研修を実施し、区市町村立学校に所属する 3 年次教員を対象とした 3 年次研修の実施について、区市町村教育委員会に委任する。

なお、教育庁出張所管内の町村立学校に所属する 3 年次教員を対象とした 3 年次研修は、東京都教育委員会が実施する。

第 5 指導体制等

- 1 3 年次教員の所属する学校の校長(以下「校長」という。)は、校内に指導組織を編成し 3 年次教員の研修を実施する。
- 2 校長は、副校長の職にある者をもって指導責任者に充てる。
- 3 校長は、校内の指導組織の中心となって 3 年次教員の指導・助言に当たる指導教員を各校 1 人(高等学校においては課程ごとに 1 人、特別支援学校においては学部ごとに 1 人)を命じ、所管する教育委員会に報告する。

第 6 年間研修計画

- 1 東京都教育委員会は、都立学校に関する年間研修計画を作成する。
- 2 区市町村教育委員会は、東京都若手教員育成研修 3 年次研修実施要綱及び実施細目に基づいて、区市町村教育委員会の実情に即し、年間研修計画を作成する。

第 7 年間指導計画

校長は、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、学校の実情に即した年間指導計画を作成する。

第 8 実施計画書及び実施報告書等

- 1 校長は、3 年次研修の実施計画書(別記様式)及び実施報告書(別記様式)を、都立学校は東京都教育委員会、区市町村立学校は各区市町村教育委員会に提出する。教育庁出張所管内の町村教育委員会は教育庁各

出張所に提出する。

- 2 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、3年次研修の年間研修計画書(別記様式)、年間研修実施報告書(別記様式)及び修了者報告書(別記様式)をそれぞれ指定された期日までに、東京都教育委員会に提出する。

第9 修了の認定

東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、引き続き3年以上の期間の任用歴と第8の1の規定に基づき校長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修を全て受講した者を校長の所見を踏まえ、修了と認定する。ただし、1年次(初任者)研修、2年次研修を並行受講している者が、1年次(初任者)研修、2年次研修のいずれかまたは両方が未修了となっている場合は、1年次(初任者)研修、2年次研修が修了となるまで3年次研修の修了認定は保留となる。

第10 修了の記録

東京都教育委員会は、第9の規定及び2年次研修実施要綱第9の規定により、東京都若手教員育成研修2年次研修及び3年次研修を修了した者を研修履歴に登載する。ただし、1年次(初任者)研修を並行受講している者が、1年次(初任者)研修が未修了となっている場合は、1年次(初任者)研修が修了となるまで2年次研修及び3年次研修の修了履歴登載は行わない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「都立学校3年次研修実施要綱」(平成22年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

東京都若手教員育成研修 3 年次研修 実施細目

第 1 目的

この細目は、東京都若手教員育成研修 3 年次研修実施要綱に基づき、東京都公立学校における東京都若手教員育成研修 3 年次研修(以下「3 年次研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、原則として 2 年次研修を修了した翌年度の 1 年間とする。ただし、実施期間中に 3 年次研修の一部を受講できなかった教諭は、翌年度以降に未修了の講座を受講する。

第 3 指導体制等

1 指導責任者等

- (1) 指導責任者は、3 年次教員の所属する学校の校長(以下「校長」という。)の指導のもとに校内の指導組織を取りまとめ、指導計画全体を推進するとともに、3 年次教員に対する教員の指導・助言の状況を把握する。
- (2) 指導教員は、主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教諭(以下「主幹教諭等」という。)の職にある者の中から命じる。
- (3) 指導教員は、研修シラバスの作成に参画するとともに、校内の指導組織の中心となって 3 年次教員に対して指導・助言を行う。
- (4) 校長は、必要に応じて主幹教諭等の職にある者を教科指導員に命じることができる。
- (5) 教科指導員は、3 年次教員に対して教科の専門的内容に関する指導・助言を行う。
- (6) 上記(1)から(5)までに規定する以外の教員は、実施計画に基づき、適時 3 年次教員の指導・助言に協力する。
- (7) 校長は、OJT ガイドラインに基づき、学校内における人材育成を推進する。

2 人事上の措置

- (1) 東京都教育委員会は、学校において指導教員が 3 年次教員の指導・助言に当たる時間等指導体制の整備及び 3 年次教員が研修に参加するために必要な人事上の措置を講じる。
- (2) 学校は、上記(1)の措置のために実施計画に基づいて週時程の中に後補充の教科及び時間をあらかじめ設定する。

第 4 年間研修計画

1 校外における研修

- (1) 東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、年間研修計画に基づき、教育センター等における研修を実施する。
- (2) 教育センター等における研修の内容は、外部との連携・折衝に関するもの、学校運営・組織貢献に関するものなど、1 年次(初任者)研修・2 年次研修において習得した基礎・基本事項を踏まえ、課題解決力の伸長を図るものとする。
- (3) 教育センター等における研修は、半日を 1 回として年間 2 回以上とする。

2 校内における研修

- (1) 校長は、研修シラバスを用いて年間 30 時間以上を実施する。
- (2) 指導責任者等は、年間指導計画に基づき、学習指導、生活指導・進路指導、外部との連携・折衝、学校運営・組織貢献、教育課題への対応等の指導・助言に当たる。
- (3) 研修に充てる時間の配分については、学習指導に関する研修を年間 10 時間以上、学習指導以外の研修を年間 20 時間以上とする。
- (4) 対象者は、年間授業計画等に基づく授業を行い、自己の「授業力」の向上に努める。年間 3 回(3 学期制の場合ではおおむね学期ごとに 1 回)以上は授業を公開する授業研究を行う。また、そのうちの 1 回は、都立学校においては東京都教育委員会、区市町村立学校においては各区市町村教育委員会、教育庁出張所管内の町村立学校においては教育庁各出張所に対して、授業観察シート等を提出する授業観察として実施する。
- (5) 授業観察の実施に当たり、管理職は対象者に対して学習指導案に加えて授業観察シートを作成させ、事前指導を行う。
- (6) 授業観察では、3 年次教員の授業力について、「授業力の 6 要素」に基づき単元の指導計画、児童・生徒の実態に即した指導内容、学習指導案や授業の進め方等について検証する。
- (7) 学校は、研修に充てる時間について、あらかじめ実施計画及び週時程に組み入れる。

3 研修の記録

- (1) 学校は、学校の実情と3年次教員の実態に応じて、年間及び期ごとの研修シラバスを作成する。
- (2) 3年次教員は、研修シラバスに実施日と実施時数を入力し、研修内容を指導責任者及び指導教員に提出する。
- (3) 3年次教員は、「学習指導力」においては年間3回、「生活指導力・進路指導力」等においては年間2回の自己診断を行い、成果と課題を確認し、工夫・改善を行う。
- (4) 3年次研修の研修シラバス及び自己診断、報告書等は、学校で研修修了後5年間保管する。

第5 実施計画書等の提出及び様式

- 1 校長は、3年次研修の実実施計画書の提出を年度初めに、実施報告書の提出を年度末に、都立学校は東京都教育委員会に、区市町村立学校は各区市町村教育委員会に、教育庁出張所管内の町村教育委員会は教育庁各出張所に対して行うものとし、様式は別に東京都教育委員会が定める。
- 2 校長から提出された実施計画書及び実施報告書は、都立学校は東京都教育委員会、区市町村立学校は各区市町村教育委員会、教育庁出張所管内の町村立学校は教育庁各出張所が、5年間保管する。
- 3 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、3年次研修の年間研修計画書、年間研修実施報告書及び修了者報告書をそれぞれ指定された期日までに、東京都教育委員会に提出する。

第6 授業観察の実施について

- 1 都立学校については、校長が校内における研修の実施に際し、3年次教員に対して、管理職、主幹教諭及び指導教諭等からの指導・助言を行うよう計画し、実施する。なお、外部講師の指導を受けさせることもできる。授業観察の実施方法については別に定める。
- 2 区市町村立学校については、各区市町村教育委員会の定めにより授業観察を実施する。

第7 配慮すべき事項

- 1 校長は、3年次教員の実態や課題に応じて、内容・時期・方法等を工夫した研修を実施する。
- 2 校長は、年間指導計画の作成に当たって、当該校の他の研修計画との関連に配慮する。
- 3 校長は、研修の計画及び実施に当たって、保護者や地域社会の理解と協力が得られるよう十分配慮する。

第8 その他

- 1 指導責任者は、当該年度末に3年次教員との面談を実施する。
- 2 3年次教員は、指導責任者との面談を踏まえ3年次研修の成果と課題を確認する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

この細目の制定に伴い、「都立学校3年次研修実施細目」（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この細目の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細目の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細目の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

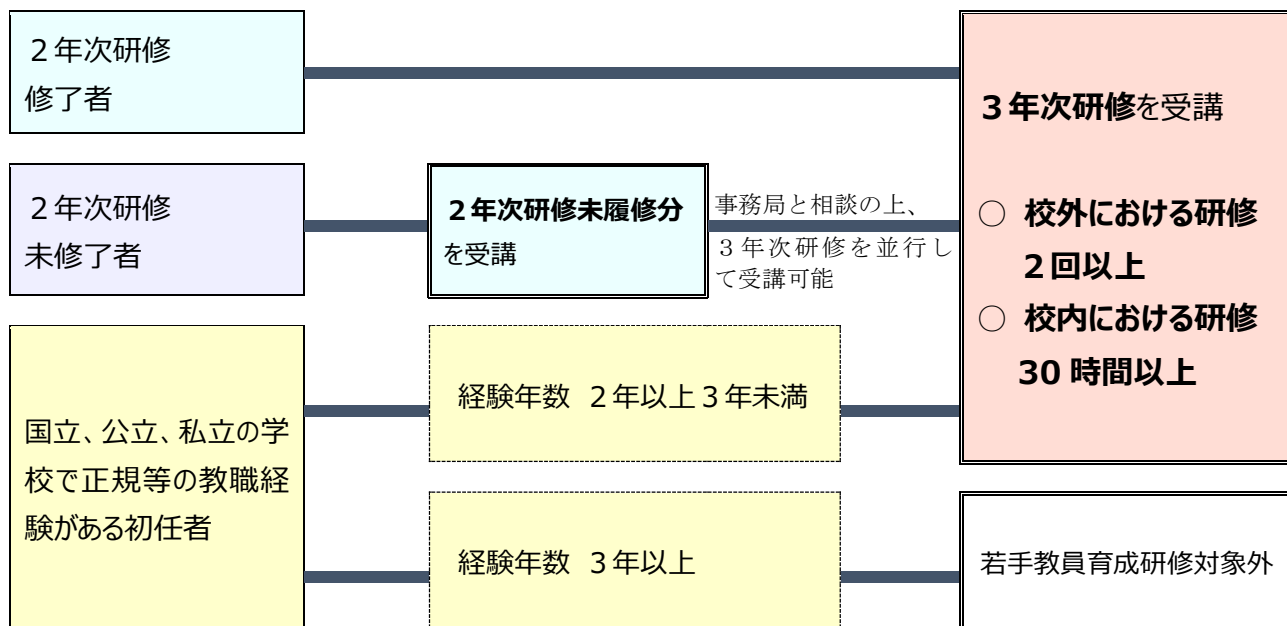
附 則

この細目の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細目の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

【3年次研修】受講対象者別 受講ガイドライン





研修の概要

3年次研修の概要は以下のとおりです。

区立特別支援学校に所属する受講者のうち、専門性に関わる内容の研修への参加を希望する場合は、東京都教職員研修センターで実施する研修に出席することができます。区市町村教育委員会の指示に従って申し込んでください。

所属		校外における研修 (教育センター等における研修)		校内における研修
		東京都教育委員会	区市町村教育委員会	
区市町村立学校	区市町村立小・中学校 義務教育学校 特別支援学校		2回以上	年間 30 時間以上 〔内 訳〕 「学習指導に関する研修」 10 時間以上 「学習指導以外の研修」 20 時間以上 研修シラバス並びに研修テキストを活用し、各学校にて計画・実施する。
	島しょ地区 町 村 立 小・中 学 校	2回以上		
都立学校	高 等 学 校 中等教育学校 附 属 中 学 校 附 属 小 学 校	2回以上		
	特別支援学校	2回以上		

研修の目的と内容

3 年次研修の目的

東京都若手教員育成研修 2 年次研修を修了した教員に対して、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標に示された教員が身に付けるべき力のうち、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決力の伸長を図る。

校外における研修

教育センター等における研修

半日を 1 回として 2 回以上

- 各教育委員会は、これまでの研修体制や地域の実態に応じ、教育センター等における研修を 2 回以上実施する。実施に当たっては、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された教員が身に付けるべき力のうち、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」を含むものとする。
- 実施時期の目安として、第 1 回は 5 月～9 月、第 2 回は 10 月～2 月に行い、年間を通じて研修に取り組めるよう計画する。
- 各教育委員会は、校内における OJT との関連を図るために、各研修会の前に「研修テキスト（3 年次）」等を使って事前課題を提示し、研修会当日の演習・協議で活用する。

～研修の受講に当たって～

- 提示された事前課題に OJT を通して取り組む。
- 日時・会場をあらかじめ確認し、余裕をもって会場に到着する。
- 欠席・遅刻する場合は、管理職を通して実施主体の教育委員会に連絡し、所定の手続きを行う。
- 名札を毎回持参する。
- 社会人としてふさわしい服装で受講する（保護者会等を想定して判断する）。

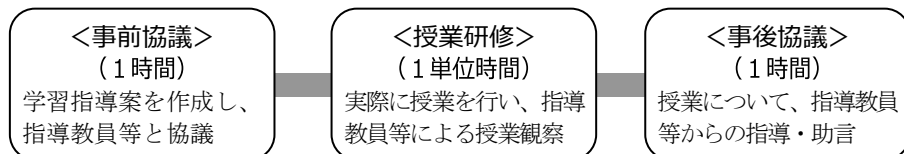
校内における研修

※ 校内における研修は、研修シラバスに基づいて、実施する。

学習指導に関する研修

年間 10 時間以上

- ・ 授業観察と助言（1 時間） 後輩教員の授業を観察し、助言を行う。
- ・ 授業研究（3 時間 1 セット×3 回） ※ 年間 3 回以上の研究授業を含む



※ 年間 3 回の「授業研究」のうち 1 回は、授業観察シート等を提出する「授業観察」として実施する。

学習指導以外の研修

年間 20 時間以上

生活指導上の課題と取組、危機管理・防災対策 等

生活指導力・進路指導力

地域の教育資源の活用、保護者対応の実践 等

外部との連携・折衝力

学年経営への参画、校務分掌に関する企画立案 等

学校運営力・組織貢献力

研修シラバス(年間指導計画)・自己診断を活用した研修の進め方

校内における研修は、研修シラバス(年間指導計画)と自己診断を活用しながら実施します。

研修シラバス(年間指導計画)と自己診断を含む「研修支援ファイル」を、全国教員研修プラットフォーム(Plant)より最新版をダウンロードして研修を始めましょう。

★ 3年次教員 ◆ 指導教員・教科指導員

3月	★◆ 4月からの週時程を設定する。 ★◆ 校外における研修(教育センター等における研修)の日程を確認する。	
4月	3年次研修スタート! ★ 2年次研修を振り返り、課題を整理して、3年次研修の目標を設定する。 ★◆ 研修シラバスを使って年間の研修計画を作成し、指導教員・副校長の確認を受ける。 ★◆ 自己診断の診断項目を確認し、課題に応じて診断項目の選択・追加をする。	
5月	第1期	★◆ 第1期の研修シラバスに基づいて、校内における研修を実施する。 第1回授業研究* 学習指導力についての自己診断 授業研修終了後に実施
6月		★ 第1期の研修実施日と実施時数を入力する。 ★◆ 第1期の研修シラバスを指導教員・副校長に提出し、確認を受けて保管する。 ★◆ 第2期の研修シラバスを確認し、必要に応じて追加・修正する。
7月		第1回自己診断 生活指導力・進路指導力 外部との連携・折衝力 学校運営力・組織貢献力
8月	第2期	★◆ 第2期の研修シラバスに基づいて、校内における研修を実施する。 第2回授業研究* 学習指導力についての自己診断 授業研修終了後に実施
9月		★ 第2期の研修実施日と実施時数を入力する。 ★◆ 第2期の研修シラバスを指導教員・副校長に提出し、確認を受けて保管する。 ★◆ 第3期の研修シラバスを確認し、必要に応じて追加・修正する。
10月		
11月	第3期	★◆ 第3期の研修シラバスに基づいて、校内における研修を実施する。 第3回授業研究* 学習指導力についての自己診断 授業研修終了後に実施
12月		
1月		第2回自己診断 生活指導力・進路指導力 外部との連携・折衝力 学校運営力・組織貢献力
2月	まとめ	★ 第3期の研修実施日と実施時数を入力する。 ★◆ 第3期の研修シラバスを指導教員・副校長に提出し、確認を受けて保管する。 ★ 3年間の研修の振り返りを行う。
3月		東京都若手教員育成研修のまとめ ・ 研修の振り返り ・ 最終自己診断 ・ キャリアプランニング

* 3回の「授業研究」のうち1回は、授業観察シート等を提出する「授業観察」として実施します。詳細については、管理職と確認してください。

東京都若手教員育成研修は以上で修了です。今後も自己研さんを重ね、資質・能力の向上を目指しましょう!



3年次教員及び指導教員等に関わる週時程編成上の配慮事項

- 1 週時程を編成する上では、3年次教員、指導教員及び教科指導員（非常勤教員又は時間講師を含む。以下同じ。）（以下、指導教員と教科指導員を併せ「指導教員等」という。）の週時程が相互に正しく対応している必要がある。
- 2 週時程の編成は、下記の条件等により異なるので、十分勘案する必要がある。
 - (1) 3年次教員の配置数
 - (2) 3年次教員の所属学校の規模
 - (3) 3年次教員の担当学年・学級又は担当教科
 - (4) 専科教員の授業が設定されている時間（小学校）
 - (5) 教育センター等における研修の設定日
 - (6) 職員会議、校内研究日等の設定日
 - (7) 指導教員等の校務分掌及び担当学年
- 3 「学習指導に関する研修」については、「授業研究」として「事前協議・授業研修・事後協議」を一組として行い、年間を通して3回実施する。また、特に時間の設定は行わないが、負担にならない範囲で必要に応じて授業参観を実施し、他の教員の授業から指導方法について学ぶ。
- 4 「学習指導に関する研修」については、3回の授業研究が同一教科に偏らないよう、時間割の調整をするなどの工夫を図る（小学校）。
- 5 「学習指導に関する研修」については、研修シラバスを作成し計画的に研修の実施及び進行管理を行う。
- 6 「学習指導以外の研修」については、「生活指導・進路指導」に関わる研修を5時間、「外部との連携・折衝」について5時間、「学校運営・組織貢献」について10時間を標準とし、学校の実情に応じて計画する。
- 7 「校内における研修」は、実施計画に基づき週時程に位置付け、年間30時間以上を週1時間程度実施する。この時、一定の時期に実施時数が偏ることのないようにする。
- 8 指導教員等と3年次教員の両者の授業を同時に専科教員の授業時間に設定（例えば図画工作と音楽専科教員の授業）するなどして、校内における研修に充てるよう週時程の工夫をする。（小学校）
- 9 非常勤教員又は時間講師による後補充の教科はなるべく固定しておくことが望ましい。
- 10 「学習指導以外の研修」は、3年次教員と指導教員等双方の授業がない時間又は放課後に組み入れることもできる。
- 11 校内指導組織により効果的な週時程を編成することが望ましい。
- 12 校内における研修にかかる講師時数申請上の留意点（※）
 - (1) 校内研修にかかる後補充は、原則として非常勤教員が担当する（小学校）。
 - (2) 非常勤教員の未配置校については、時間講師の措置を申請することができる（小学校）。
 - (3) 初任者が配置されている場合には、初任者の後補充を担当する時間講師が兼任することも可能である。
 - (4) 算定方式は次のとおりとする。
 - ① 週時程に位置付けて、3年次教員が指導教員等から指導を受ける時間が、担当する授業と重なる場合は、時間講師による後補充の対象となる。
 - ② 週時程に位置付けた場合に限り、指導教員等が3年次教員を指導する研修時間は指導教員等の持ち時数に含めることができるため、校内調整の上、端数時数等として講師時数を申請することができる。
 - ③ 上記①または②により、週1時間を限度として講師時数を申請することができる。

* 講師時数申請については、教育庁人事部人事計画課にお問合せください。



[小学校・中学校・義務教育学校]研修の内容例

教職に必要な素養における「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「デジタルや情報・教育データの利活用」「教育課題に関する対応」については、下記の「教員が身に付けるべき力（学習指導力、保健管理に関する力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力）」の育成を通して育成を図るようにする。

	校外における研修 教育センター等における研修		校内における研修	
学習指導力	- 主体的・対話的で深い学びの実現 - 授業研究、学習指導案検討	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	- 授業観察と助言(授業観察のポイント、助言の方法等) - 授業研究(事前協議、授業研修、事後協議)	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 特別支援教育の制度と具体的な取組 - 発達障害等についての理解と支援 - 特別支援学級、通級による指導（特別支援教室を含む）の実際 - 学校生活支援シート、個別指導計画の活用 - 校内体制、関係機関との連携
生活指導力・進路指導力	—	特別支援教育の制度と具体的な取組 デジタルや情報・教育データの利活用	- 生活指導上の課題と取組 - 学校における危機管理・防災対策 - 児童虐待の早期発見と適切な対応	
外部との連携・折衝力	関係機関との連携	情報モラル教育とICT活用 教育課題に関する対応 教育課題の解決に向けた取組	- 地域の教育資源の活用 - 保護者との望ましい関係の在り方 - 学校運営連絡協議会を活用した課題把握と改善	デジタルや情報・教育データの利活用 情報モラル教育とICT活用 - デジタル技術の活用 - 情報活用能力の育成に向けた授業 - 情報モラル教育の実施
学校運営力・組織貢献力	- 学校運営への参画 - これからの教員としてのキャリア - 若手教員育成研修のまとめ		- 学年経営への参画 - 校務分掌に関する企画立案 - 学校評価に基づく改善	教育課題に関する対応 教育課題についての理解と取組



[都立高等学校・中等教育学校・附属中学校・附属小学校] 校外における研修計画

回	実施日時		対象の教科	会場(予定)		主な内容
①	6月16日(月)	13:30	国・地歴・数・理・ 保体・外・家・情・ 農・水・福	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	【学習指導力】 ・主体的・対話的で深い学びの実現 (授業研究、学習指導案検討)
	6月27日(金)	16:30	国・地歴・公民・ 数・理・保体・芸・ 外・工・商			
②	【視聴期間】 10月24日(金) ～11月14日(金)			オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	【外部との連携・折衝力】 ・関係機関との連携 【学校運営力・組織貢献力】 ・学校運営への参画 ・これからの教員としてのキャリア ・若手教員育成研修のまとめ

留意点

- 第①回は、教科ごとに指定された研修日を選択すること。研修日が2日間設定されている教科（国・地歴・数・理・保体・外）については、申込時に希望日を選択すること。
- 第②回は、動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- 島しょの公立小・中学校に所属する者は、希望により東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、町村教育委員会の通知に従ってください。



[都立特別支援学校] 校外における研修計画

回	実施日時		対象の障害種別	会場(予定)		主な内容
①	6月25日(水)	13:30	視覚・聴覚・ <u>肢体・</u> <u>病弱・知的</u>	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	【学習指導力】 ・主体的・対話的で深い学びの実現 (授業研究、学習指導案検討)
	6月30日(月)	16:30	<u>肢体・病弱・知的</u>			
②	【視聴期間】 10月24日(金) ～11月14日(金)			オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	【外部との連携・折衝力】 ・関係機関との連携 【学校運営力・組織貢献力】 ・学校運営への参画 ・これからの教員としてのキャリア ・若手教員育成研修のまとめ

留意点

- 第①回は、障害種別ごとに指定された研修日を選択すること。研修日が2日間設定されている障害種別（肢体・病弱・知的）については、申込時に希望日を選択すること。
- 第②回は、動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- 島しょの公立小・中学校（特別支援学級等）に所属する者は、希望により東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、町村教育委員会の通知に従ってください。
- 区立特別支援学校に所属する者は、専門性に関わる内容（第①回）について、東京都教職員研修センターで実施する研修を受講することができます。申込み方法は、区教育委員会の通知に従ってください。

【都立学校】「校内における研修」授業研究における授業観察の実施について

※ 区市町村立学校については、区市町村教育委員会、教育庁出張所の定めにより実施する。

1 目的

3年次教員の「学習指導力」（東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標に示された教員が身に付けるべき力のうちの一つ）の拡充を図るとともに、授業観察を通して3年次教員の授業力について、「授業力の6要素」に基づき検証することを目的とする。

2 方法

- (1) 「校内における研修」において授業研究を2月末までに年間3回（おおむね学期ごとに1回）以上実施する。
- (2) 授業研究においては、管理職は指導教員と緊密な連携を図って校内体制を整備する。
- (3) 年間3回以上実施する授業研究のうちの1回は、授業観察シート等を東京都教育委員会に提出することを踏まえた授業観察として実施する。
- (4) 上記(3)における授業観察（原則として1単位時間）は、校内の管理職、主幹教諭及び指導教諭等^{*1}が講師となり、指導・助言を行う。なお、外部講師^{*2}に依頼することができる。
- (5) 授業研究における授業観察終了後、3年次教員に作成させた授業観察シートに校長が授業者への人材育成（OJT）の取組等を追記して、年間3回以上実施した授業研究後に、研修センターへ2月末までに提出する。

※ 1 校内の管理職、主幹教諭及び指導教諭等
以下※2の③～⑨に該当する校内の主任教諭及び教諭

※ 2 外部講師

- ① 東京都教職員研修センターの指導主事等
- ② 他校の指導教諭又は管理職
- ③ 教職大学院修了者（東京都から現職の教諭等として教職大学院に派遣された者）
- ④ 東京都教員研究生及び東京都教育研究員修了者
- ⑤ 東京教師道場部員、リーダー及びその修了者（東京教師道場錬成講座修了者を含む）
- ⑥ 教育行政研修修了者
- ⑦ 東京の教育21研究開発委員及び都の指導資料作成委員経験者
- ⑧ 都の派遣研修修了者
- ⑨ 東京都教職員研修センター認定講師名簿登載者
- ⑩ 大学教授等学識経験者（ただし、謝金が発生する場合は自校で対応）

【外部講師のうち、① 東京都教職員研修センターの指導主事等の派遣を希望する場合について】

- ＜申請時期＞ 5月上旬（予定）
 ＜派遣可能期間＞ 9月～1月下旬
 ＜派遣日時及び派遣者決定＞ 7月中旬（予定）
 ＜申請方法＞ 別途通知します。

※ 指導主事等の専門分野（校種・教科・科目等）を指定することはできません。

※ 当日の日程は、原則、以下のように設定してください。

- ・ 管理職との事前打合わせ（15～30分程度）
- ・ 授業（1単位時間）
- ・ 研究協議（30～60分程度）〔研究協議には必ず管理職が同席する。〕

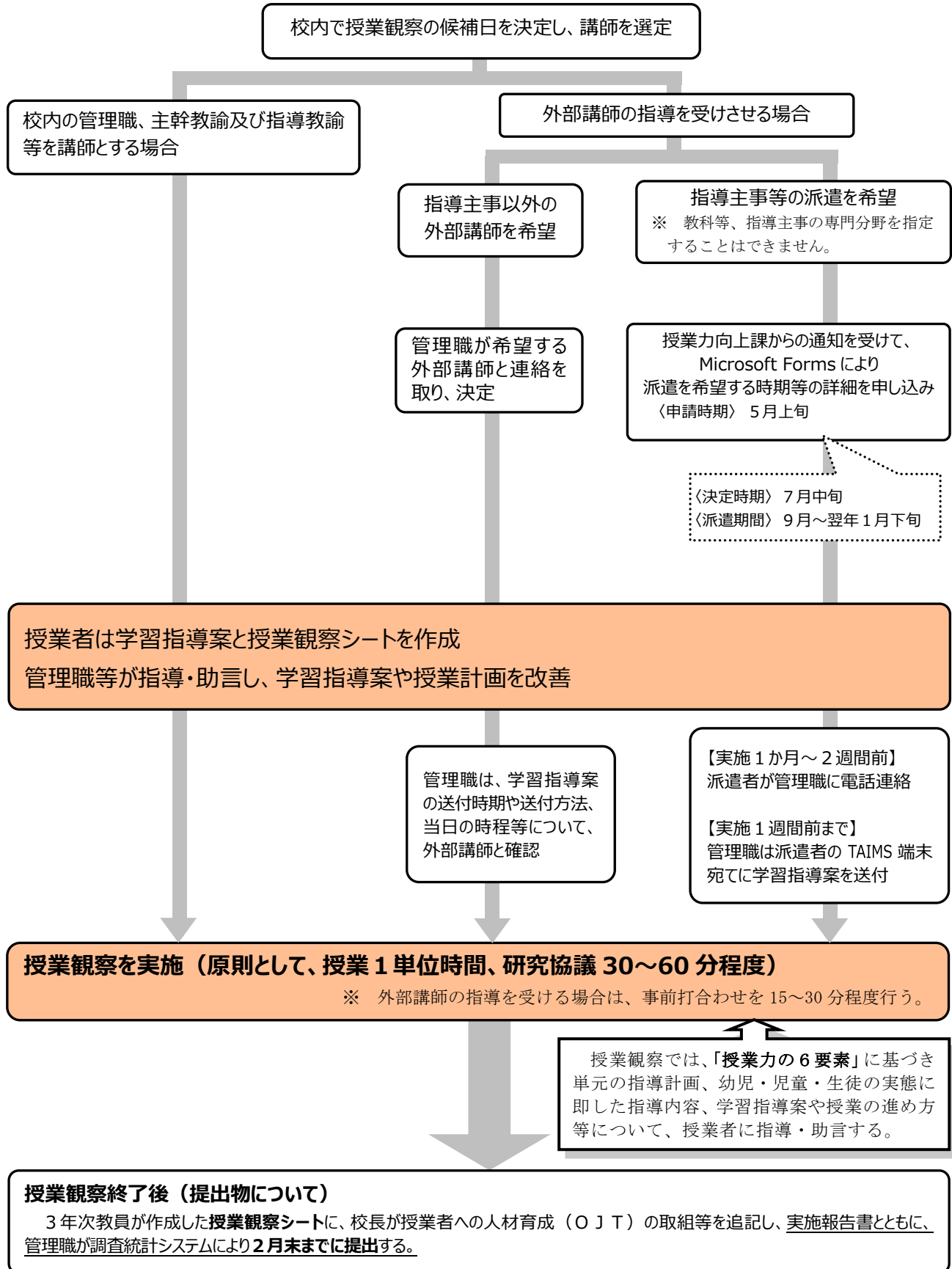
※ 派遣日時及び派遣者決定後、実施日1か月～2週間前までに派遣者より管理職へ電話連絡を行います。

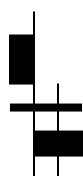
※ 管理職は実施日1週間前までに派遣者のTAIMS端末宛てに学習指導案を送付してください。



[都立学校]「校内における研修」授業研究における授業観察 実施フロー

授業研究 3 回のうち 1 回は、【A 8】授業観察シートを提出する「授業観察」として実施する。





新規採用者研修



東京都公立幼稚園・学校 新規採用者研修の概要

新規採用者研修の概要は以下のとおりです。区市町村立園・学校に所属する受講者も、専門性に関わる内容の研修については、各研修の実施要綱に基づいて、東京都教職員研修センターで実施する研修に出席することができます。受講を希望する場合は区市町村教育委員会の指示に従って申し込んでください。

◆ 新規採用養護教諭研修						
対象	所 属		教育センター等における研修		校内における 研修	
			東京都教育委員会	区市町村教育委員会		
養 護 教 諭	区市町村立学校			10 回以上※ ¹	105 時間以上 ストリートマスター： 55 時間以上	
	都立学校		10 回以上			
	島 しょ	小・中学校	10 回以上	ストリートマスター※ ² は、研修の一部を免除することができます。免除対象の回については別途通知する。		
		都立学校	10 回以上			

※¹ 東京都教育委員会が実施する教育センター等における研修に申込み、参加することができる。

※² 東京都と連携する教職大学院を修了し、任用された者

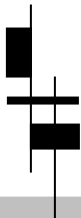
◆ 新規採用栄養教諭研修				
対象	所 属	教育センター等における研修		校内における研修
		東京都教育委員会	区市町村教育委員会	
栄養教諭	区市町村立学校		10 回以上※ ³	105 時間以上
	都立学校	10 回以上		
	島しょ 小・中学校	10 回以上		
		10 回以上		

※³ 東京都教育委員会が実施する教育センター等における研修に申込み、参加することができる。

◆ 新規採用幼稚園教諭研修				
対象	所 属	教育センター等における研修		園内における研修
		東京都教育委員会	区市教育委員会	
幼稚園教諭	区市立幼稚園	10 回以上	※ 研修内容によっては、区市教育委員会等でも実施	10 日以上

◆ 新規採用実習助手及び寄宿舎指導員研修				
対象	所 属	教育センター等における研修		校内における研修
		東京都教育委員会	区市町村教育委員会	
実習助手	都立学校	6 回以上		35 時間以上
寄宿舎指導員		6 回以上		35 時間以上

新規採用者研修



新規採用養護教諭研修

東京都公立学校 新規採用養護教諭研修 実施要綱

第1 目的

東京都公立学校新規採用養護教諭研修は、東京都公立学校の新規採用養護教諭に対して、養護教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

第2 対象等

1 新規採用養護教諭研修の対象は、以下のとおりとする。

(1) 東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、附属中学校、附属小学校、特別支援学校の新規採用養護教諭

ただし、上記の養護教諭のうち、国立、公立又は私立の学校において養護教諭としての職務経験を1年以上（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）有する者で養護教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、新規採用養護教諭研修を実施する必要がないと認める者及び臨時的に任用された者は、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象から除外する。

(2) 前年度までの新規採用養護教諭研修の一部を受講できなかった養護教諭

2 東京都教育委員会と区市町村教育委員会は、新規採用養護教諭に対し、研修計画に従い、1年間の研修を実施する。

3 養護教諭として他県等の学校において引き続き1年以上の期間を勤務した経験を有する新規採用養護教諭については、本研修の対象から除外する。ただし、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会又は区市町村教育委員会の判断により対象外受講者として聴講することができる。

第3 内容

新規採用養護教諭研修の内容は、次のとおりとする。

1 校外における研修として、教育センター等における研修を、年間10回以上実施する。

2 教育センター等における研修の一部を、夏季集中研修として実施することができる。

3 校内における研修を、年間105時間以上実施する。

第4 実施主体等

1 新規採用養護教諭研修の実施主体は、東京都教育委員会とする。

2 東京都教育委員会は、都立学校に所属する新規採用養護教諭を対象とした新規採用養護教諭研修を実施し、区市町村立学校に所属する新規採用養護教諭を対象とした新規採用養護教諭研修の実施については、区市町村教育委員会に委任する。

なお、教育庁出張所管内の町村立学校に所属する新規採用養護教諭を対象とした新規採用養護教諭研修は、東京都教育委員会が実施する。

3 養護教諭の専門性に関わる内容の研修については、東京都教育委員会、区市町村教育委員会及び校長が連携協力して実施する。

第5 指導体制等

校長は、研修計画に従って研修が適切に行われるよう、校内の指導体制・協力体制の確立に配慮する。

第6 研修計画等

1 東京都教育委員会は、新規採用養護教諭研修に関する研修計画を作成する。

2 区市町村教育委員会は、東京都公立学校新規採用養護教諭研修実施要綱及び実施細目に基づき、区市町村教育委員会の実情に即して、研修計画を作成する。

3 校長は、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が作成した研修計画に基づき、学校の実情に即して、校内における研修計画を作成する。

第7 実施計画書及び実施報告書等

1 校長は、新規採用養護教諭研修の実実施計画書（別記様式）、研修報告書（別記様式）及び実施報告書（別記様式）を所管する教育委員会に提出する。

2 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、校長から提出された実施計画書及び実施報告書の写しを東京都教育委員会に提出する。

3 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、修了者報告書（別記様式）を東京都教育委員会に提出する。

第8 修了の認定

東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、引き続き1年以上の期間の任用歴と第7の1の規定に基づき校長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修の内容を全て受講した者を研修報告書の校長の所見を踏まえて、修了と認定する。

第9 修了の記録

東京都教育委員会は、第8の規定により新規採用養護教諭研修を修了した者を研修履歴に登載する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都公立学校新規採用養護教諭研修実施要綱」（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都公立学校 新規採用養護教諭研修 実施細目

第 1 目的

この細目は、東京都公立学校新規採用養護教諭研修実施要綱に基づき、東京都公立学校における新規採用養護教諭に対する研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、採用した日から 1 年間とする。ただし、実施期間中に新規採用養護教諭研修の一部を受講できなかった者は、翌年度以降に未履修の研修を受講する。

第 3 指導体制等

- 1 校長は、教育センター等における研修及び校内における研修が円滑に行われるよう、校内の協力体制の確立に配慮する。
- 2 全教員は、研修計画に基づき、適時新規採用養護教諭の指導・助言に協力する。

第 4 研修計画

- 1 校外における研修（教育センター等における研修）
 - (1) 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、研修計画に従い、教育センター等における研修を年間 10 回以上実施する。
 - (2) 教育センター等における研修の内容は、教育公務員としての使命感の育成や日本国憲法及び教育関係法規に関する理解及び教職についての理解を深めるもののほか、養護教諭の専門性を生かして教育課題の解決を目指した実践的な指導力を育成する。
 - (3) 東京都と連携する教職大学院を修了し任用された者（以下「ストレートマスター」）の、教育センター等における研修については、教職大学院の「東京都と連携する教職大学院において『共通に設定する領域・到達目標』」を考慮し、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が判断し、対象となる研修の一部を免除することができる。
- 2 校内における研修
 - (1) 校長は、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が作成した研修計画に基づき、学校の実情に即して、校内における研修計画を作成するとともに、校内における研修の運営及び実施に当たる。
 - (2) 校内における研修は、教育全般に関する研修、学校保健並びに健康課題に関する研修を年間 105 時間以上実施する。ただし、ストレートマスターにおいては 55 時間以上とすることができる。

第 5 実施計画書等の提出及び様式

新規採用養護教諭研修の実施計画書は年度初めに、実施報告書及び修了者報告書は新規採用養護教諭研修の終了後に提出するものとし、様式は別に定める。

第 6 配慮すべき事項

- 1 校長は、新規採用養護教諭の研修意欲に応えることができるよう、研修内容・方法等に創意工夫を凝らして研修を実施する。
- 2 校長は、年間計画の作成に当たって、当該校の他の研修との関連に配慮する。
- 3 校長は、研修の計画及び実施に当たって、保護者や地域社会の理解と協力が得られるよう十分配慮する。

附則

この細目は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この細目の制定に伴い、「東京都公立学校新規採用養護教諭研修実施細目」（平成 15 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附則

この細目の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

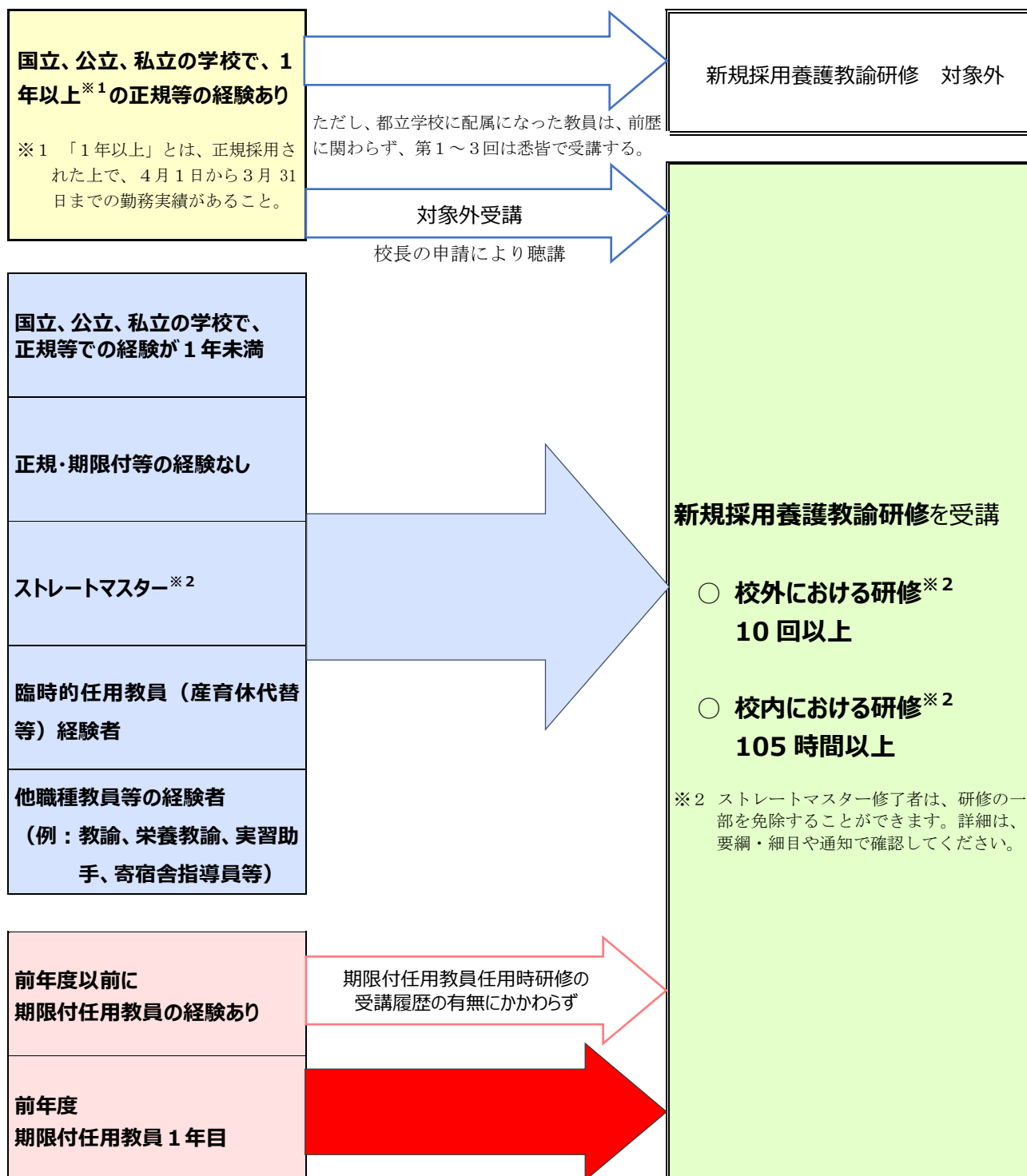
附則

この細目の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

【新規採用養護教諭研修】受講対象者別 受講ガイドライン



研修の項目例

教員に必要な素養のうち、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「デジタルや情報・教育データの利活用」「教育課題に関する対応」は、下記の「教員が身に付けるべき力（学習指導力・学校給食の管理に関する力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力）」の育成を通して育成を図るようにする。

	校外における研修	校内における研修(参考時数)<ｽﾚｯﾄﾞﾏｽﾀｰ参考時数>
学習指導力、保健管理に関する力	○主に保健教育に関わること 1 保健教育 ・学習指導要領の理解 ・学習指導要領の法的位置と基準性 ・保健教育の実際 他校の実践例 2 児童・生徒の健康課題の解決に向けた指導の在り方 ・性に関する指導 ・食に関する指導 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止 ・児童・生徒の心の問題 ・安全教育、防災教育 等 ○主に保健管理に関わること 3 健康診断 ・P D C Aに基づく健康診断の進め方 ・健康診断の事前・事後指導の在り方 ・配慮を要する児童・生徒の把握と対応の在り方 ・学校医、学校歯科医等との連携の在り方 4 救急処置と緊急体制 ・救急処置・心肺蘇生法の理論と実際 ・日常の応急手当と緊急時の応急手当 5 感染症の予防と出席停止 ・学校感染症についての理解と対応 ・感染症予防のための取組と指導 6 学校環境衛生活動の進め方 ・学校環境衛生基準の理解、環境衛生検査の実施方法 ・学校薬剤師との連携の在り方 7 学校保健事務の進め方 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 特別支援教育の制度と具体的な取組 発達障害等についての理解 校内委員会の役割 学校生活支援シート、個別指導計画 校内体制及び関係機関との連携	○主に保健教育に関わること 1 保健教育(6)<0> ・保健教育の年間計画、学習指導案の作成 ・保健教育の実際 ・ティーム・ティーチングの意義と進め方 ・学校行事、学級活動(HR)における保健教育の在り方と実際 2 児童・生徒の健康課題の把握と指導(9)<0> ・健康診断結果や保健室来室状況からの児童・生徒の健康状態に関する課題把握 ・他の教職員との連携 ・児童・生徒や学校の課題に応じた保健教育の企画 ○主に保健管理に関わること 3 健康診断(5) ・定期健康診断・臨時健康診断の実施計画の作成・提案と実施 ・健康診断の事前・事後指導、結果通知 ・配慮を要する児童・生徒の把握と対応 ・学校医、学校歯科医、教育委員会等との連携の実際 ・健康診断に関する器具・用具の管理 4 救急処置と緊急体制(6) ・救急処置と事後措置 ・校内における救急体制、救急薬品の管理 5 感染症の予防と出席停止(7) ・感染症予防のための取組と指導の実際 ・地域における感染症の実態と情報の把握 ・教育委員会との連携・報告 6 学校環境衛生活動の進め方(2) ・学校における環境衛生検査の実際と、器具・用具の管理 ・地域・学校の環境衛生に関する実態と情報の把握 7 学校保健事務の具体的な内容と進め方(3) 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 特別支援教育の制度と具体的な取組(4) 発達障害等についての基礎的な理解 特別支援学級、通級による指導(特別支援教室含む)の理解 校内委員会の実施方法 学校生活支援シート、個別指導計画の作成方法 校内体制、関係機関との連携 副籍制度の理解
	生活指導力・進路指導力	○主に健康相談及び保健指導に関わること 1 児童・生徒理解の在り方 2 いじめ・不登校の問題への対応 ・いじめ・不登校に関する児童・生徒理解 ・心の問題に対する支援の在り方 ・スクールカウンセラーとの連携 3 児童虐待についての理解と対応 4 健康相談 ・健康相談の法的根拠、意義、目的 ・学校医、他の教職員、校内組織、関連機関との連携 情報モラル教育とICT活用 デジタル技術の活用、情報活用能力の育成 情報モラル教育の推進 教育データの活用 デジタルや情報・教育データの利活用 情報モラル教育とICT活用(3)<1> デジタル技術の活用、情報活用能力の育成に向けた授業 情報モラル教育の実施 健康課題の分析教育データの活用方法
外部との連携・折衝力	○主に保健組織活動に関わること 1 接遇マナーと保護者とのよりよい関係づくり ・社会人としての心構え ・電話対応の在り方 ・信頼関係を築くためのコーチングスキル 2 学校保健委員会の目的と活用 ・学校保健委員会の法的根拠 ・保健主任と連携した学校保健委員会への関わり 3 校内組織・関係機関との連携の在り方 4 個人情報の保護・情報セキュリティ 教育課題に関する対応 教育課題の解決に向けた取組 人権教育の推進 道徳教育の推進 不登校に関する事項 いじめに関する事項 環境教育に関する事項 情報教育に関する事項等	○主に保健組織活動に関わること 1 保護者とのよりよい関係づくり(5)<0> 2 学校保健委員会等の組織活動の企画、立案、運営の協力(3)<0> 3 校内組織・関係機関との連携(7)<3> ・管理職、保健主任、生活指導部、教育相談部との連携 ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、スクールカウンセラーとの連携 ・教育委員会との連携・報告 ・地域の医療機関・専門機関の把握 4 情報漏えい防止に関する心構えと具体的な取組(3) ・保健に関する諸帳簿、データや諸情報の整備と管理 ○主に保健室経営に関わること 1 学校教育目標の具現化に向けた取組(1)<0> ・学校教育目標と学校保健 2 教員の勤務と公務員としての在り方(5)<2> ・教員の勤務と事務手続き ・自己申告・キャリアプランの作成方法 3 保健室経営の実際(2)<0> ・保健室の施設、設備の整備、環境整備の工夫 ・保健室経営計画の作成と活用 4 学校保健計画作成への参画(3)<0> 5 学校の組織運営と養護教諭の関わり(7)<3> ・校内組織(校務分掌とその機能) ・職員会議等への参加の仕方 ・PTAの組織、学校運営連絡協議会、学校評議員会 6 文書事務の基礎 教育課題に関する対応 教育課題についての理解と取組(2)
学校運営力・組織貢献力	○主に保健室経営に関わること 1 東京都教育委員会、区市町村教育委員会の教育目標と課題 2 教員の勤務と公務員としての在り方 ・サービスの厳正 ・人事考課制度 3 保健室経営の在り方 ・P D C Aに基づく保健室経営計画の作成 4 学校保健計画の作成と活用 教育課題に関する対応 教育課題についての理解と取組(2)	○主に保健室経営に関わること 1 学校教育目標の具現化に向けた取組(1)<0> ・学校教育目標と学校保健 2 教員の勤務と公務員としての在り方(5)<2> ・教員の勤務と事務手続き ・自己申告・キャリアプランの作成方法 3 保健室経営の実際(2)<0> ・保健室の施設、設備の整備、環境整備の工夫 ・保健室経営計画の作成と活用 4 学校保健計画作成への参画(3)<0> 5 学校の組織運営と養護教諭の関わり(7)<3> ・校内組織(校務分掌とその機能) ・職員会議等への参加の仕方 ・PTAの組織、学校運営連絡協議会、学校評議員会 6 文書事務の基礎 教育課題に関する対応 教育課題についての理解と取組(2)

※ 校内における研修の項目ごとの時間数は、参考例として掲載しています。学校の事情に応じて、研修の項目ごとの時間数の配分を工夫してください。

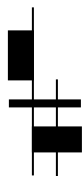
校外における研修計画

回		実施日時		会場(予定)	主な内容	
都立・島しょ ① ※1	・島しょ ・都立高校籍 ※2	4月1日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※1 前歴に関わらず、第①②③回の研修は悉皆とする。
	都立特別支援 学校籍	4月2日(水)	14:00 ～ 16:30			・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※2 島しょ：島しょの小・中・ 高・特別支援学校 都立高校籍：高等学 校・中等教育学校・附属 中学校・附属小学校
都立・島しょ ② ※1	島しょ	4月2日(水)	9:30 ～ 12:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育 ・ 授業研究① ・ 研修オリエンテーション②
	都立 学校籍	4月3日(木)	9:30 ～ 12:30			・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育 ・ 障害のある児童・生徒の理解 ・ 研修オリエンテーション②
都立・島しょ ③ ※1	—	受講方法等については、別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度
都立・島しょ ④	公立 ①	受講方法等については、別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 研修ガイダンス ・ 新規採用養護教諭に求められること ・ 定期健康診断と学校保健事務 ・ アレルギー疾患への対応 ・ 服務(服務事故防止) ※都立・島しょのみ
都立・島しょ ⑤⑥	公立 ②③	6月6日(金)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 救急処置の理論と実際 ・ 健康上配慮を要する児童・生徒への関わり(不登校への対応含む) ・ 普通救命講習
都立・島しょ ⑦	公立 ④	【視聴期間】 6月27日(金) ～7月18日(金)		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 保健室経営の充実 ・ 保健教育の充実、学習指導要領の理解 ・ メンタルヘルス ※都立・島しょのみ
都立・島しょ ⑧⑨	公立 ⑤⑥	7月下旬 ～8月上旬 (別途通知)	9:30 ～ 16:30	学校会場 (別途通知)	協議・ 演習 等	・ 保健室経営の実際 ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒との関わり及び関係機関との連携
都立・島しょ ⑩	公立 ⑦	9月～11月 (別途通知)	13:30 ～ 16:30	学校会場 (別途通知)	協議・ 演習 等	・ 授業研究 ・ 授業への参画、連携の図り方
都立・島しょ ⑪	公立 ⑧	【視聴期間】 11月7日(金) ～11月28日(金)		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 保護者とのよりよい関係の在り方 ・ 学習指導案の立案と授業の実際、ICTの活用・情報モラル教育 ・ 学校保健計画の作成と活用
都立・島しょ ⑫	公立 ⑨	12月12日(金)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 健康相談の理論と実際(いじめ・虐待の予防及び対応を含む) ・ 新規採用養護教諭研修のまとめ

留意点

- 公立第①～⑨回の受講を希望する場合は、区市町村教育委員会を通して申し込みます。
- 都立・島しょ第⑥回、公立第③回は、普通救命講習を受講します。動きやすい服装で参加してください。
- 都立・島しょ第③④⑦⑪回、公立第①④⑧回の研修は、動画を視聴等し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- 島しょの都立及び島しょの公立小・中学校の受講者は、一部の回の研修形態(集合又はオンデマンド配信等)を選択できます。選択方法等については別途通知します。
- ストレートマスターは研修の一部を免除できます。免除対象の回は管理職を通じて、別途通知します。

新規採用者研修



新規採用栄養教諭研修

東京都公立学校 新規採用栄養教諭研修 実施要綱

第1 目的

東京都公立学校新規採用栄養教諭研修は、東京都公立学校の新規採用栄養教諭に対して、栄養教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

第2 対象等

1 新規採用栄養教諭研修の対象は、以下のとおりとする。

(1) 東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、附属中学校、附属小学校、特別支援学校の新規採用栄養教諭

ただし、上記の栄養教諭のうち、国立、公立又は私立の学校において栄養教諭として引き続き1年以上の期間を勤務した経験（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）を有する者で栄養教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、新規採用栄養教諭研修を実施する必要があると認める者及び臨時的に任用された者は、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象から除外する。

(2) 前年度までの新規採用栄養教諭研修の一部を受講できなかった栄養教諭。

2 東京都教育委員会と区市町村教育委員会は、新規採用栄養教諭に対し、研修計画に従い、4月から9月までの6か月間の研修を実施する。

3 栄養教諭として他県等の学校において引き続き1年以上の期間を勤務した経験を有する新規採用栄養教諭については、本研修の対象から除外する。ただし、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象外受講者として聴講することができる。

第3 内容

新規採用栄養教諭研修の内容は、次のとおりとする。

- 1 校外における研修として、教育センター等における研修を半日を1回として10回以上実施する。
- 2 校内における研修を年間105時間以上実施する。

第4 実施主体等

1 新規採用栄養教諭研修の実施主体は、東京都教育委員会とする。

2 東京都教育委員会は、都立学校に所属する新規採用栄養教諭を対象とした新規採用栄養教諭研修を実施し、区市町村立学校に所属する新規採用栄養教諭を対象とした新規採用栄養教諭研修の実施については、区市町村教育委員会に委任する。

なお、教育庁出張所管内の町村立学校に所属する新規採用栄養教諭を対象とした新規採用栄養教諭研修は、東京都教育委員会が実施する。

3 栄養教諭の専門性に関わる内容の研修については、東京都教育委員会、区市町村教育委員会及び校長が連携協力して実施する。

第5 指導体制等

校長は、研修計画に従って研修が適切に行われるよう、校内の指導体制・協力体制の確立に配慮する。

第6 研修計画等

1 東京都教育委員会は、新規採用栄養教諭研修に関する研修計画を作成する。

2 区市町村教育委員会は、東京都公立学校新規採用栄養教諭研修実施要綱及び実施細目に基づき、区市町村教育委員会の実情に即して、研修計画を作成する。

3 校長は、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が作成した研修計画に基づき、学校の実情に即して、校内における研修計画を作成する。

第7 実施計画書及び実施報告書等

1 校長は、新規採用栄養教諭研修の実実施計画書（別記様式）、研修報告書（別記様式）及び実施報告書（別記様式）を所管する教育委員会に提出する。

2 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、校長から提出された実施計画書及び実施報告書の写しを東京都教育委員会に提出する。

3 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、修了者報告書（別記様式）を東京都教育委員会に提出する。

第8 修了の認定

東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、引き続き1年以上の期間の任用歴と第7の1の規定に基づき校長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修の内容を全て受講した者を研修報告書の校長の所見を踏まえて、修了と認定する。

第9 修了の記録

東京都教育委員会は、第8の規定により新規採用栄養教諭研修を修了した者を研修履歴に登載する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都公立学校新規採用栄養教諭研修実施要綱」（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

東京都公立学校 新規採用栄養教諭研修 実施細目

第1 目的

この細目は、東京都公立学校新規採用栄養教諭研修実施要綱に基づき、東京都公立学校における新規採用栄養教諭に対する研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、4月から9月までとする。ただし、実施期間中に新規採用栄養教諭研修の一部を受講できなかった者は、翌年度以降に未履修の研修を受講する。

第3 指導体制等

- 1 校長は、教育センター等における研修及び校内における研修が円滑に行われるよう、校内の協力体制の確立に配慮する。
- 2 全教員は、研修計画に基づき、適時、新規採用栄養教諭の指導・助言に協力する。

第4 研修計画

- 1 校外における研修（教育センター等における研修）
 - (1) 東京都教育委員会又は区市町村教育委員会は、研修計画に従い、教育センター等における研修を年間10回以上実施する。
 - (2) 教育センター等における研修の内容は、教育公務員としての使命感の育成や日本国憲法及び教育関係法規に関する理解及び教職についての理解を深めるもののほか、栄養教諭の専門性を生かして教育課題の解決を目指した実践的指導力を育成する。
- 2 校内における研修
 - (1) 校長は、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会が作成した研修計画に基づき、学校の実情に即して、校内における研修計画を作成するとともに、校内における研修の運営及び実施に当たる。
 - (2) 校内における研修は、教育全般に関する研修、学校給食並びに食に関する研修を年間105時間以上実施する。

第5 実施計画書等の提出及び様式

新規採用栄養教諭研修の実施計画書は年度初めに、実施報告書及び修了者報告書は新規採用栄養教諭研修終了後に提出するものとし、様式は別に定める。

第6 配慮すべき事項

- 1 校長は、新規採用栄養教諭の研修意欲に応えることができるよう、研修内容・方法等に創意工夫を凝らして研修を実施する。
- 2 校長は、年間計画の作成に当たって、当該校の他の研修との関連に配慮する。
- 3 校長は、研修の計画及び実施に当たって、保護者や地域社会の理解と協力が得られるよう十分配慮する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

この細目の制定に伴い、「東京都公立学校新規採用栄養教諭研修実施細目」（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

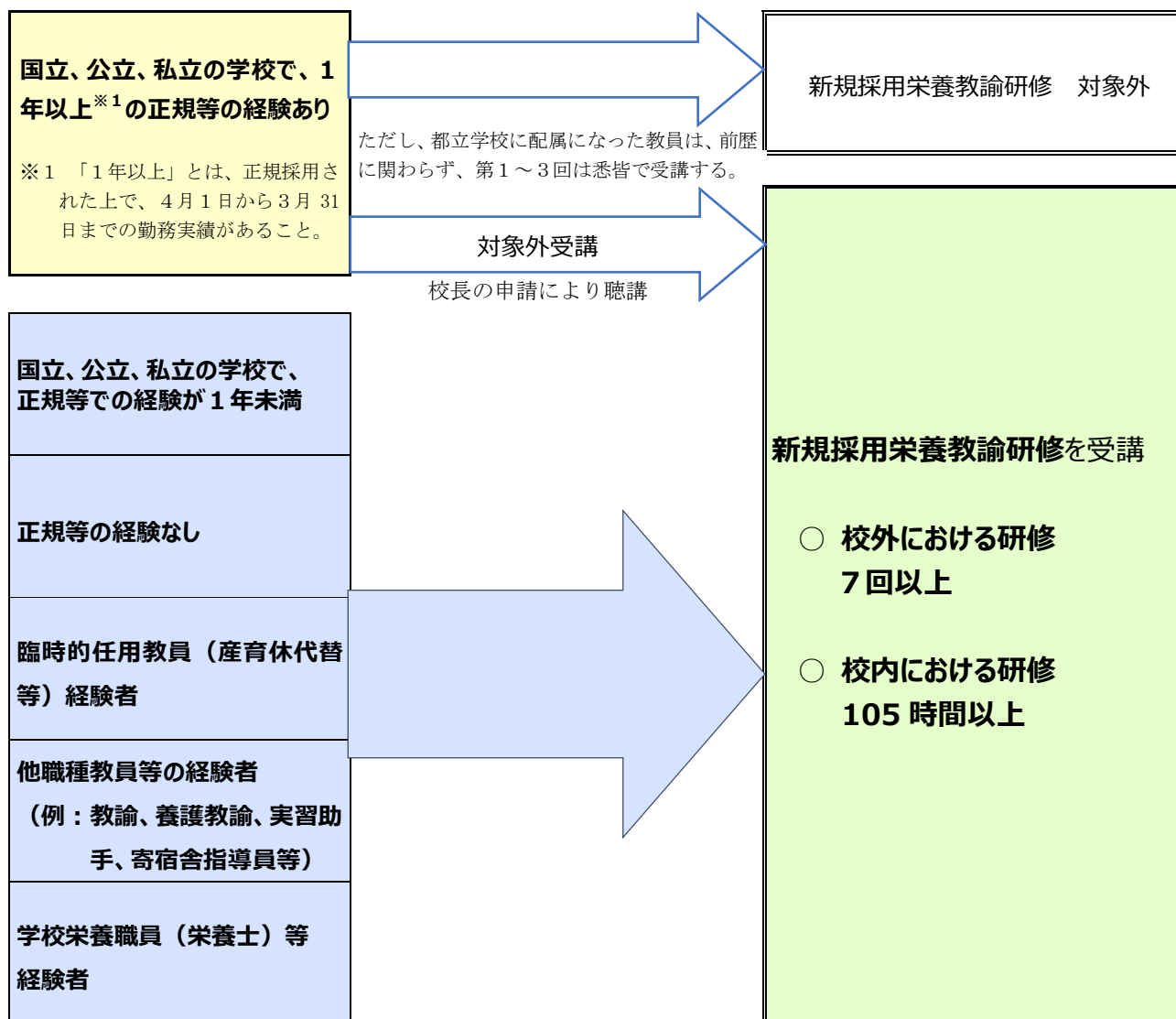
附 則

この細目の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細目の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

【新規採用栄養教諭研修】受講対象者別 受講ガイドライン



研修の項目例

教員に必要な素養のうち、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「デジタルや情報・教育データの利活用」「教育課題に関する対応」は、下記の「教員が身に付けるべき力（学習指導力・学校給食の管理に関する力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力）」の育成を通して育成を図るようにする。

	校外における研修		校内における研修	
学習指導力・学校給食の管理に関する力	○主に食に関する指導に関わること 1 栄養教諭としての職務 ・食育リーダーの支援に関すること ・食に関する指導の在り方 2 各教科における指導への参画 ・学習指導要領の理解 ・教育課程における位置付け 3 食に関する指導の実践 ・他校の実践例 ・模擬授業の実施 ・協議、授業改善 4 食に関する指導の推進上の課題 ○主に学校給食の管理に関わること 5 栄養教諭としての職務 6 学校給食の管理 7 学校給食の推進上の課題	特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 特別支援教育の制度と具体的な取組 ・発達障害等についての基礎的な理解 ・特別支援学級、通級による指導（特別支援教室含む）の理解 ・校内委員会の実施方法 ・学校生活支援シート、個別指導計画の作成方法 ・校内体制、関係機関との連携 ・副籍制度の理解		
	○主に個別的な相談指導に関わること 1 児童・生徒理解の在り方 ・生活指導上の課題の発見と解決 ・児童・生徒の生活習慣等の実態の理解 ・配慮を要する児童・生徒の把握と対応 2 健全な心身及び社会性の育成 3 栄養に関する指導 4 個別的な相談指導 ・肥満、偏食、食物アレルギー等配慮を要する児童・生徒への指導	デジタルや情報・教育データの利活用 情報モラル教育とICT活用 ・デジタル技術の活用、情報活用能力の育成 ・情報モラル教育の推進 ・教育データの活用		
生活指導力・進路指導力	○主に家庭や地域との連携・調整に関わること 1 接遇マナー ・保護者、地域へのよりよい関係づくり 2 家庭・地域と連携した指導の在り方 ・学校保健委員会への関わり 3 校内組織・関係機関との連携の在り方 4 食育リーダー等に対する支援の在り方 5 個人情報の保護・情報セキュリティ	教育課題に関する対応 教育課題の解決に向けた取組 ・人権教育の推進 ・道徳教育の推進 ・不登校に関する事項 ・いじめに関する事項 ・環境教育に関する事項 ・情報教育に関する事項等		
	○主に食に関する指導の全体計画に関わること 1 東京都教育委員会、区市町村教育委員会の教育目標と課題 2 教員の勤務と公務員としての在り方 ・サービスの厳正 ・人事考課制度 3 食に関する全体計画、年間指導計画の作成と活用	○主に食に関する指導の全体計画に関わること 1 学校教育目標の具現化に向けた取組 ・学校教育目標と食に関する指導 2 教員の勤務と公務員としての在り方 ・教員の勤務と事務手続き ・自己申告・キャリアプランの作成方法 3 食に関する全体計画、年間指導計画の作成 4 学校の組織運営と栄養教諭の関わり ・校内組織（校務分掌とその機能） ・職員会議等への参加の仕方 ・PTAの組織、学校運営連絡協議会、学校評議委員会 5 給食室経営の実践 6 組織活動の企画、立案、運営への協力 7 文書事務の基礎		
外部との連携・折衝力		特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 特別支援教育の制度と具体的な取組 ・発達障害等についての基礎的な理解 ・特別支援学級、通級による指導（特別支援教室含む）の理解 ・校内委員会の実施方法 ・学校生活支援シート、個別指導計画の作成方法 ・校内体制、関係機関との連携 ・副籍制度の理解		
学校運営力・組織貢献力		デジタルや情報・教育データの利活用 情報モラル教育とICT活用 ・デジタル技術の活用、情報活用能力の育成 ・情報モラル教育の実施 ・健康課題の分析 ・教育データの活用方法		
		教育課題に関する対応 教育課題について 理解と取組		

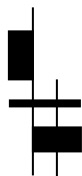
校外における研修計画

回		実施日時		会場(予定)	主な内容	
都立・島しょ ① ※1	・島しょ ・都立高校籍 ※2	4月1日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・開講式 ・研修オリエンテーション① ・コーチング
	都立特別支援 学校籍	4月2日(水)	14:00 ～ 16:30			
都立・島しょ ② ※1	島しょ	4月2日(水)	9:30 ～ 12:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・東京都の教育施策 ・東京都の人権教育 ・授業研究① ・研修オリエンテーション②
	都立 学校籍	4月3日(木)	9:30 ～ 12:30			
都立・島しょ ③ ※1	—	受講方法等については別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・アンガーマネジメント ・勤務・人事考課制度
都立・島しょ ④	公立 ①	5月9日(金)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・研修ガイダンス ・新規採用栄養教諭に求められること ・アレルギー疾患等配慮を要する児童・生徒への対応
都立・島しょ ⑤	公立 ②	【視聴期間】 5月26日(月) ～6月16日(月)		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・学習指導要領に基づいた計画の作成 ・学習指導案の立案と授業の実践、ICTの活用・情報モラル教育 ・メンタルヘルス ※都立、島しょのみ ・服務(服務事故防止) ※都立、島しょのみ
都立・島しょ ⑥	公立 ③	6月下旬 ～7月上旬 (別途通知)	13:30 ～ 16:30	学校会場 (別途通知)	協議・ 演習 等	・授業研究 ・授業への参画、食に関する指導の工夫
都立・島しょ ⑦	公立 ④	7月17日(木)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・食に関する指導の実践
都立・島しょ ⑧⑨	公立 ⑤⑥	8月7日(木)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・模擬授業、協議の進め方
都立・島しょ ⑩	公立 ⑦	9月29日(月)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・教員に求められる4つの力 ・栄養教諭に期待すること

留意点

- 公立第①～⑦回の受講を希望する場合は、区市町村教育委員会を通して申し込みます。
- 都立・島しょ第③⑤回、公立第②回の研修は、動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。
- 島しょ都立及び島しょ公立小・中学校の受講者は、一部の回の研修形態(集合又はオンデマンド配信等)を選択できます。選択方法等については別途通知します。

新規採用者研修



新規採用幼稚園教諭研修

東京都公立幼稚園 新規採用幼稚園教諭研修 実施要綱

第1 目的

東京都公立幼稚園新規採用幼稚園教諭研修は、東京都公立幼稚園の新規採用幼稚園教諭に対して、教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

第2 対象等

1 新規採用幼稚園教諭研修の対象は、以下のとおりとする。

(1) 東京都公立幼稚園の新規採用幼稚園教諭

ただし、上記の教諭のうち、教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭、常勤講師として、国立大学法人、公立又は私立の幼稚園において引き続き1年以上の期間を勤務した経験（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）を有する者で幼稚園教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、新規採用幼稚園教諭研修を実施する必要があると認める者及び臨時的に任用された者は、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象から除外する。

(2) 前年度までの受講者のうち、新規採用幼稚園教諭研修の一部を受講できなかった者。

(3) 東京都公立幼保連携型認定こども園の新規採用保育教諭のうち、本研修を受講することについて任命権者から依頼があった者。

2 東京都教育委員会と区市教育委員会は、新規採用幼稚園教諭研修の受講者に対し、研修計画に従い、1年間の研修を実施する。

3 幼稚園教諭として他県等の学校において引き続き1年以上の期間を勤務した経験を有する新規採用幼稚園教諭については本研修の対象から除外する。ただし、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象外受講者として聴講することができる。

第3 内容

新規採用幼稚園教諭研修の内容は、次のとおりとする。

1 園外における研修として、教育センター等における研修を、半日を1回として年間10回以上実施する。

2 教育センター等における研修の一部を、宿泊研修として実施することができる。

3 園内における研修として、研修指導員の指導・助言などを含む研修を、年間10日以上実施する。

第4 実施機関等

1 新規採用幼稚園教諭研修の実施については、東京都教育委員会、区市教育委員会及び園長が連携協力して当たる。

2 東京都教育委員会は、新規採用幼稚園教諭研修の運営等に関し協議するため、運営協議会を設置することができる。

第5 指導体制等

1 園長は、研修計画に従って研修が適切に行われるよう、園内の指導体制・協力体制の確立に配慮する。

2 東京都教育委員会は、研修指導員を各園に派遣することができる。

第6 研修計画等

1 東京都教育委員会は、新規採用幼稚園教諭研修に関する研修計画を作成する。

2 区市教育委員会は、東京都教育委員会が作成する研修計画に基づき、区市教育委員会の実情に即して、研修計画を作成する。

3 園長は、東京都教育委員会及び区市教育委員会が作成した研修計画に基づき、園の実情に即して、園内における研修計画を作成する。

第7 実施計画書及び実施報告書等

1 園長は、新規採用幼稚園教諭研修の実実施計画書（別記様式）、研修報告書（別記様式）及び実施報告書（別記様式）を区市教育委員会に提出する。

2 区市教育委員会は、園長から提出された実施計画書及び実施報告書の写しを東京都教育委員会に提出する。

3 区市教育委員会は、新規採用幼稚園教諭研修の修了者報告書を東京都教育委員会に提出する。

第8 修了の認定

区市教育委員会は、引き続き1年以上の期間の任用歴と第7の1の規定に基づき園長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修の内容を全て受講した者を研修報告書の園長の所見を踏まえて、修了と認定する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都公立幼稚園新規採用幼稚園教諭研修実施要綱」（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

東京都公立幼稚園 新規採用幼稚園教諭研修 実施細目

第1 目的

この細目は、東京都公立幼稚園新規採用幼稚園教諭研修実施要綱に基づき、東京都公立幼稚園の新規採用幼稚園教諭に対する研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象者の研修実施期間

対象者の研修実施期間は、採用した日から1年間とする。ただし、実施期間中に新規採用幼稚園教諭研修の一部を受講できなかった者は、翌年度以降に未履修の研修を受講する。

第3 指導体制等

- 1 園長は、園外における研修及び園内における研修が円滑に行われるよう、園内の協力体制の確立に配慮する。
- 2 全教員は、研修計画に基づき、適時新規採用幼稚園教諭研修の受講者への指導・助言に協力する。
- 3 研修指導員は、各園の研修計画に従い、新規採用幼稚園教諭研修の受講者に対して指導・助言することができる。

第4 年間研修計画

- 1 園外における研修（教育センター等における研修）
 - (1) 東京都教育委員会は、研修計画に従い、東京都教職員研修センター等において、研修を実施する。この研修は、半日を1回として年間10回以上とする。
 - (2) 区市教育委員会は、東京都教職員研修センターが実施する研修に併せて、研修を実施することができる。
- 2 園内における研修
 - (1) 園内における研修については、保育の実践に関する研修を6日以上、教育活動全般に関する研修を4日以上、合わせて10日以上実施する。
 - (2) 園長は、東京都教育委員会と区市教育委員会の研修計画に基づいて、園内における研修計画を作成するとともに、東京都教育委員会・区市教育委員会と連携を緊密にし、園内における研修の運営及び実施に当たる。
 - (3) 東京都教育委員会は、東京都教職員研修センター研修部授業力向上課を事務局として、各園の研修計画を考慮して研修指導員を派遣することができる。
 - (4) 事務局は、上記(3)の研修指導員派遣を通しての園内における研修を円滑に実施するために、当該園長を召集して園内研修訪問指導連絡会を組織し、年2回程度実施する。

第5 実施計画書等の提出及び様式

新規採用幼稚園教諭研修の実実施計画書等は年度初めに、実施報告書等は新規採用幼稚園教諭研修の終了後に提出するものとし、様式は別に定める。

第6 配慮すべき事項

- 1 園長は、新規採用幼稚園教諭研修の受講者の研修意欲に応えることができるよう、研修内容・方法等に創意工夫を凝らして研修を実施する。
- 2 園長は、研修計画の作成に当たって、園の他の研修計画との関連に配慮する。
- 3 園長は、研修の計画及び実施に当たって、保護者や地域社会の理解と協力が得られるよう十分配慮する。

附則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

この細目の制定に伴い、「東京都公立幼稚園新規採用幼稚園教諭研修実施細目」（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附則

この細目の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

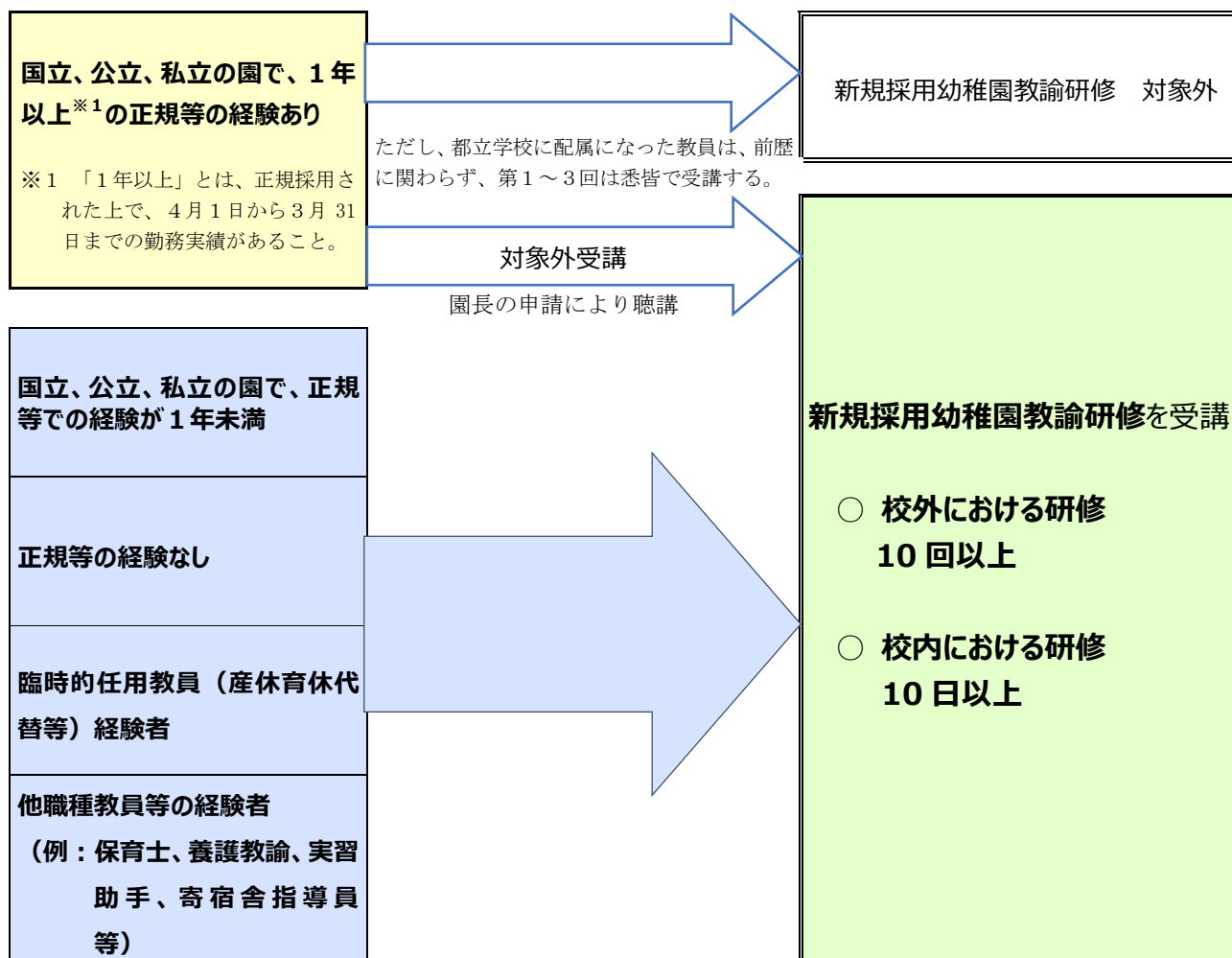
附則

この細目の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この細目の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

【新規採用幼稚園教諭研修】受講対象者別 受講ガイドライン



園外における研修計画

回	実施日時		会場(予定)	主な内容	
①	4月24日(木)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 研修ガイダンス ・ 幼稚園教諭としての心構え ・ 人権教育の推進(いじめ、体罰、児童虐待、ヤングケアラー、日本語指導、東京都こども基本条例等)
②	5月22日(木)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 指導計画の作成と保育記録の方法 ・ 食物アレルギーへの対応
③ ④	6月	9:00 ～ 16:30	幼稚園・こども園 (別途通知)	保育観察 ・協議 等	・ 保育観察Ⅰ 「教師の援助と環境の構成」 － 自己の課題解決に向けて－
⑤	【視聴期間】 7月17日(木) ～8月7日(木)		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 配慮を要する幼児の理解と指導① ・ 保護者との連携 ・ 指導要録の作成
⑥	9月19日(金)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 配慮を要する幼児の理解と指導②
⑦	10月16日(木)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 教材研究の実際 ・ 幼児理解に基づいた評価
⑧ ⑨	11月	9:00 ～ 16:30	幼稚園・こども園 (別途通知)	保育観察 ・協議 等	・ 保育観察Ⅱ 「教師の援助と環境の構成」 － 保育のねらいと評価－
⑩	12月11日(木)	13:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 就学前教育と小学校教育の円滑な接続について ・ 1年間の自己の成果と課題の明確化、課題解決に向けて ・ これからの幼児教育について

留意点

- 第③④回、第⑧⑨回の日程・会場については、4月の研修でお知らせします。
- 第⑤回の研修は動画を視聴し、課題の提出等をもって出席とします。受講方法については別途通知します。

園内における研修計画例

時期	回	研修内容例
4月 ～ 7月	1	・ 園の教育目標と方針の理解 ・ 教育公務員としての心構え ・ 服務の実際
	2	・ 遊びや生活の指導の実際 ・ 環境の構成の考え方と実際 ・ 学級事務の進め方
	3	・ 保護者の理解と連携 ・ 保護者会の進め方 ・ 教材の研究と開発
	4	・ 指導計画作成の方法 ・ 保育における評価の考え方
9月 ～ 12月	5	・ 園務分掌とその取組 ・ 園行事の考え方と実際
	6	・ 地域の理解と専門機関との連携 ・ 健康安全指導の進め方
	7	・ 子育ての支援 ・ 小学校教育との円滑な接続
	8	・ 指導の記録とその生かし方 ・ 指導要録の記入の実際
1月 ～ 3月	9	・ 一人一人を生かす学級経営
	10	・ 研修の成果と次年度の課題

「園内における研修」訪問指導の実施について

1 目的

新規採用幼稚園教諭研修「園内における研修」訪問指導は、東京都公立幼稚園の実情に即して、新規採用幼稚園教諭の職務に必要な実践的指導力を高め、幼稚園教諭としての使命感を養うことを目的とする。

2 方法

東京都教育委員会は、新規採用幼稚園教諭研修の園内における研修に研修指導員を派遣し、訪問指導を行うことができる。

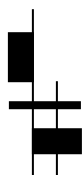
- (1) 訪問指導は、園の要請に応じ、原則として年間4回、4月下旬から翌年3月中旬までの間に実施する。
- (2) 訪問指導は、全日での実施を原則とする。園長の具申に基づき、半日とすることも可とする。
- (3) 訪問指導の実施に当たって、園長は、保育観察、研究協議等、課題解決につながるよう実施形態を工夫する。
- (4) 保育観察後の研究協議は、原則として、管理職、指導担当教諭等が参加する。
- (5) 園の要請に応じ、オンライン等を活用した指導・助言を実施することができる。

【訪問指導の申請から実施まで】

- | | |
|--------------|-------------|
| <実施通知・申請案内> | 前年度3月中旬（予定） |
| <派遣希望申請> | 4月上旬（予定） |
| <派遣日及び派遣者決定> | 4月下旬（予定） |
| <派遣期間> | 4月下旬～翌年3月中旬 |
| <申請方法> | 別途通知します。 |

※ 園長は、派遣日及び派遣者決定後、訪問指導実施日の1週間前までに、訪問指導連絡用紙を東京都教職員研修センター研修部授業力向上課宛てに提出する。

新規採用者研修



新規採用実習助手・寄宿舍指導員研修

東京都立学校 新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修 実施要綱

第1 目的

東京都立学校新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修は、新任の実習助手・寄宿舎指導員に対して、実習助手・寄宿舎指導員の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

第2 対象等

- 1 東京都立学校新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修の対象は、以下のとおりとする。
 - (1) 都立学校に該当年に採用された新任の実習助手及び新任の寄宿舎指導員
ただし、上記の実習助手・寄宿舎指導員のうち、国立、公立又は私立の学校において実習助手・寄宿舎指導員として引き続き1年以上の期間を勤務した経験(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。)を有する者で実習助手・寄宿舎指導員の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修を実施する必要があると認める者及び臨時的に任用された者は、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象から除外する。
 - (2) 前年度までの新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修の一部を受講できなかった実習助手・寄宿舎指導員。
- 2 東京都教育委員会は、新任の実習助手・寄宿舎指導員に対して、研修計画に従い、原則として4月から9月までの6か月間の研修を実施する。
- 3 実習助手又は寄宿舎指導員として他県等の学校において引き続き1年以上の期間を勤務した経験を有する新規採用実習助手、新規採用寄宿舎指導員については、本研修の対象から除外する。ただし、所属長の具申に基づき、東京都教育委員会の判断により対象外受講者として聴講することができる。

第3 内容

新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修の内容は、次のとおりとする。

- 1 校外における研修として、東京都教職員研修センター等における研修を半日を1回として6回以上実施する。
- 2 校内における研修を、35時間以上実施する。

第4 実施主体

東京都立学校新規採用実習助手及び寄宿舎指導員研修は、東京都教育委員会が実施する。

第5 指導体制等

校長は、研修計画に従って研修が適切に行われるよう、校内の指導体制・協力体制の確立に配慮する。

第6 研修計画等

- 1 東京都教育委員会は、東京都教職員研修センター等における研修の計画を作成する。
- 2 校長は、学校の実情に即して、校内における研修計画を作成する。

第7 実施計画書及び実施報告書

校長は、新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修の実施計画書(別記様式)及び実施報告書(別記様式)を東京都教育委員会に提出する。

第8 修了の認定

東京都教育委員会は、引き続き1年以上の期間の任用歴と第7の規定に基づき校長から提出を受けた実施報告書により「第3 内容」に定める研修の内容を全て受講したと認められる者を修了と認定する。

第9 修了の記録

東京都教育委員会は、第8の規定により新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修を修了した者を研修履歴に登載する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、「東京都立学校新規採用実習助手・寄宿舎指導員研修実施要綱」(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

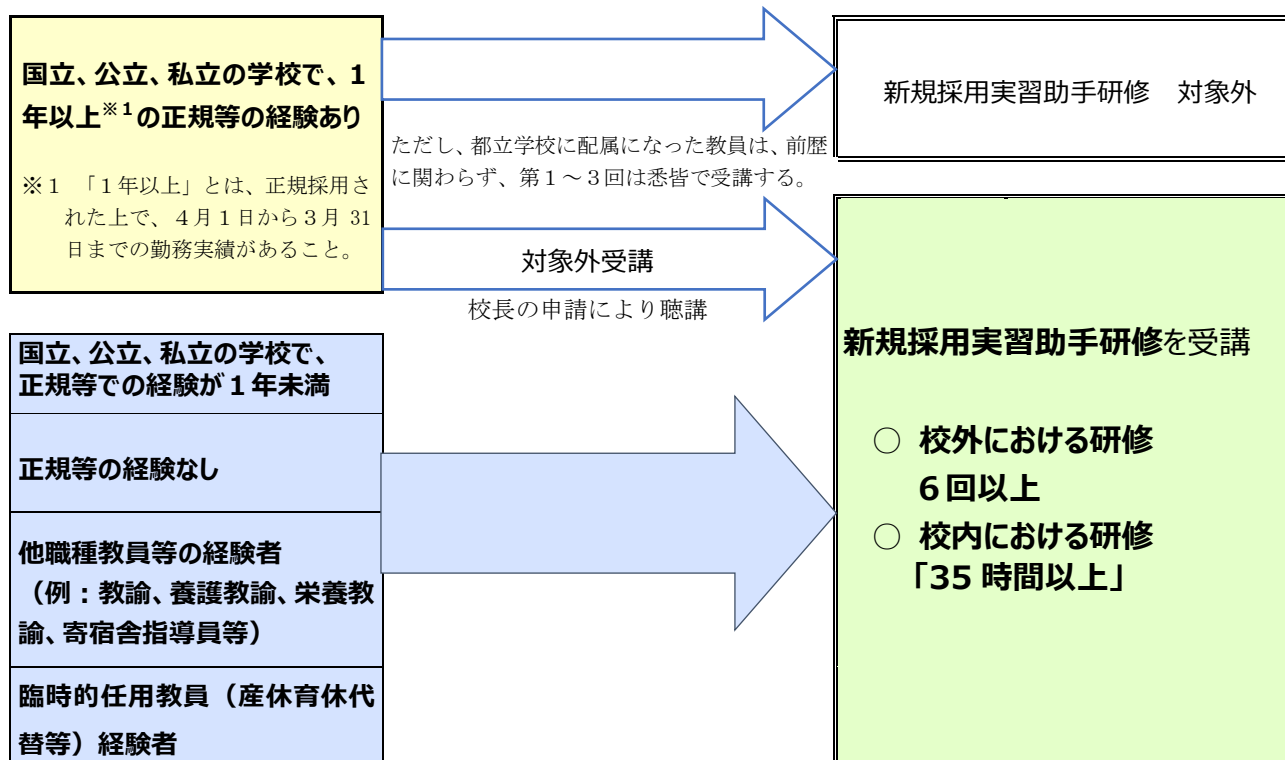
附則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

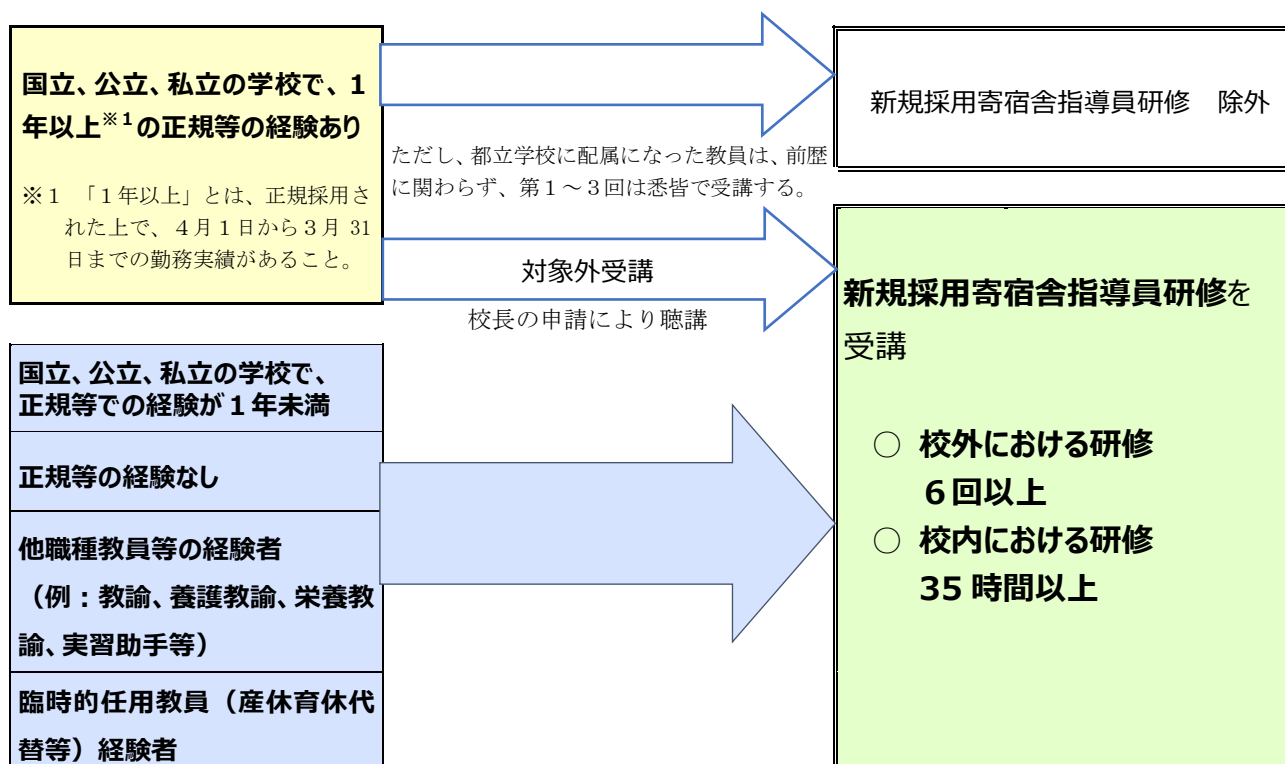
附則

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

【新規採用実習助手研修】受講対象者別 受講ガイドライン



【新規採用寄宿舎指導員研修】受講対象者別 受講ガイドライン

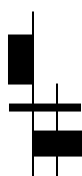


校外における研修計画

回	実施日時			会場(予定)	主な内容	
① ② ※ 1	・島しょ ※ 2	4月1日(火)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※ 1 前歴に関わらず、第①②③回の研修は悉皆とする。
		4月2日(水)	9:30 ～ 12:30			
	都立特別支援 学校籍	4月2日(水)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※ 2 島しょ：島しょの高等学校・特別支援学校
		4月3日(木)	9:30 ～ 12:30			
③ ※ 1	受講方法等については、別途通知する。			オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度 ・ 服務(服務事故防止)① ・ メンタルヘルス①
④	6月		13:30 ～ 16:30	学校 (別途通知)	見学・ 協議 等	・ 授業観察、施設見学等 ・ 授業準備の視点(危機管理、機材管理、教場の整備、実習助手の役割) ・ 実習助手の役割
⑤	7月		13:30 ～ 16:30	学校 (別途通知)	見学・ 協議 等	
⑥	9月25日(木)		14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 服務(服務事故防止)② ・ メンタルヘルス② ・ 新規採用実習助手研修のまとめ ・ 1年目以降のキャリアについて

校外における研修計画

回	実施日時		会場(予定)	主な内容	
① ※ 1	4 月 2 日 (水)	14:00 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 開講式 ・ 研修オリエンテーション① ・ コーチング ※ 1 前歴に関わらず、第①②③回の研修は悉皆とする。
② ※ 1	4 月 3 日 (木)	9:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 東京都の教育施策 ・ 東京都の人権教育 ・ 障害のある児童・生徒の理解 ・ 研修オリエンテーション②
③ ※ 1	受講方法等については、 別途通知する。		オンデマンド配信 各勤務場所	動画 等	・ 接遇マナー(ビジネススキルの基本) ・ アンガーマネジメント ・ 勤務・人事考課制度 ・ 服務(服務事故防止)① ・ メンタルヘルス①
④	6 月	13:30 ～ 16:30	学校 (別途通知)	見学・ 協議 等	・ 施設見学等 ・ 寄宿舍指導員の役割(寄宿舍における生活指導、舎監との連携等)
⑤	7 月	13:30 ～ 16:30	学校 (別途通知)	見学・ 協議 等	
⑥	9 月 25 日 (木)	14:30 ～ 16:30	東京都教職員 研修センター (水道橋)	協議・ 演習 等	・ 服務(服務事故防止)② ・ メンタルヘルス② ・ 新規採用寄宿舍指導員研修のまとめ ・ 1 年目以降のキャリアについて



關係法令等



初任者研修等に関する法令等

1 初任者研修〔1 年次(初任者)研修〕の根拠法令

○「教育公務員特例法」

(条件付任用)

第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同条の規定を適用する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十条に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で地方公務員法第二十二条（同法第二十二条の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同法第二十二条の規定は適用しない。（研修）

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

○「地方公務員法」

(研修)

第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

初任者研修等に関する法令等

○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

(研修)

第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第四十七条の三 市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。

以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。))のみを置くものに限る。)又は特別支援学校に非常勤の講師(地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項において同じ。)(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当(地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費)は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定め適用があるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

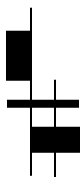
四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

初任者研修等に関する法令等

○ 教育公務員特例法施行令	
○ 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例	

2 初任者研修の制度化までの経緯

国	○ 中央教育審議会答申(昭和 46 年 6 月 11 日)	初等・中等教育改革の基本構想 (教員の養成確保とその地位の向上のための施策)
	○ 中央教育審議会答申(昭和 53 年 6 月 16 日)	教員の資質能力の向上について (教員の研修についての改善方策)
	○ 臨時教育審議会第 2 次答申(昭和 61 年 4 月 23 日)	初等中等教育改革・教員の資質向上 (初任者研修制度の創設、現職研修の体系化)
	○ 教育職員養成審議会答申(昭和 62 年 12 月 18 日)	教員の資質能力の向上方策等について (初任者研修制度の創設、現職研修の体系的整備)
都	○ 東京都公立学校教員研修体系等検討委員会の設置(昭和 61 年 6 月 24 日)	
	○ 東京都公立学校教員研修の充実について－第一次報告－(昭和 62 年 2 月)	
	○ 東京都公立学校教員研修の充実について－第二次報告－(昭和 63 年 2 月)	
	○ 東京都公立学校新規採用教員研修研究の実施(昭和 62、63 年度)	
	○ 東京都教員研修推進協議会の設置(昭和 63 年 6 月 6 日)	
	○ 東京都若手教員育成研修 1 年次(初任者)研修の実施(平成 22 年 4 月 1 日)	



事務手続き

東京都若手教員育成研修、新規採用者研修 様式一覧

[共通]

申請内容	様式名	提出時期	提出先
決定した研修の 受講日を変更する	年次研修【共通 1】 研修日変更届	随時	<都立学校籍教員> 東京都教職員研修センター <区市町村立学校籍教員> 東京都教職員研修センター及び 区市町村教育委員会、教育庁出張所
決定した研修を 欠席・遅刻・早退する	年次研修【共通 2】 欠席・遅刻・早退届		
決定した研修の 受講を辞退する	年次研修【共通 3】 研修辞退届		
研修で使用する姓を 変更する	年次研修【共通 4】 改姓届		

* 「受講記録」については、別途お知らせします。なお、原本は、学校で5年間保存してください。

[都立学校]

研修名	提出時期	提出する様式	提出先
1 年次(初任者)研修	5月頃	【A 1】実施計画書	東京都教職員研修センター
	2月頃	【A 2】実施報告書 1 【A 3】実施報告書 2	
2 年次研修	5月頃	【A 4】実施計画書	
	2月頃	【A 5】実施報告書	
3 年次研修	5月頃	【A 6】実施計画書	
	2月頃	【A 7】実施報告書 【A 8】授業観察シート	
新規採用養護教諭研修 新規採用栄養教諭研修	5月頃	【B 1】実施計画書	
	2月頃	【B 2】実施報告書 【B 3】研修報告書	
新規採用実習助手研修 新規採用寄宿舎指導員研修	5月頃	【D 1】実施計画書	
	2月頃	【D 2】実施報告書	

[区市町村立学校、区市町村教育委員会、教育庁出張所]

● 区市町村教育委員会、教育庁出張所に提出する文書 □ 東京都教職員研修センターに提出する文書

提出時期	研修名	提出する様式及び提出先	
		作成者：区市町村立学校・園	作成者：区市町村教育委員会・教育庁出張所
5月頃	1 年次(初任者)研修	●【A 1】実施計画書	☐ 【区市町村 1】 年間研修計画書 及び受講対象者 数報告書
	2 年次研修	●【A 4】実施計画書	
	3 年次研修	●【A 6】実施計画書	
	新規採用養護教諭研修 新規採用栄養教諭研修	●【B 1】実施計画書	
	新規採用幼稚園教諭研修	●【C 1】実施計画書	
2月頃	1 年次(初任者)研修	●【A 2】実施報告書 1 ●【A 3】実施報告書 2	☐ 【区市町村 2】 年間研修実施報告書 ☐ 【区市町村 3】 修了者報告書
	2 年次研修	●【A 5】実施報告書	
	3 年次研修	●【A 7】実施報告書	
	新規採用養護教諭研修 新規採用栄養教諭研修	●【B 2】実施報告書 ●【B 3】研修報告書	
	新規採用幼稚園教諭研修	●【C 2】実施報告書	
		●【C 3】研修報告書	

【1年次(初任者)研修・新規採用研修】事務手続きの流れ

は、東京都教職員研修センターに提出

☆は、区市町村教育委員会又は教育庁出張所が保管

【 】は、様式番号等を示す。

■は、研修支援ファイルで自動作成できるものを示す。

都立学校				月	区市町村立学校、区市町村教育委員会 及び教育庁出張所			
A	B		D		A	B		C
初任者 (教諭)	新規採用 養護教諭	新規採用 栄養教諭	新規採用 実習助手・ 寄宿舎指導員		初任者 (教諭)	新規採用 養護教諭	新規採用 栄養教諭	新規採用 幼稚園教諭
・ 実施の手引き等を参考に、研修日程を確認する。 ・ 研修支援ファイルもしくは実施計画書を、全国教員研修プラットフォーム（Plant）からダウンロードする。				4 ～ 5	・ 実施の手引き等を参考に、研修日程を確認する。 ・ 研修支援ファイルもしくは実施計画書を、全国教員研修プラットフォーム（Plant）からダウンロードする。			
全国教員研修プラットフォーム（Plant）で申し込み ＊ 受講者が追加された場合は、事務局へ連絡すること。					申し込み等については、別途通知する。			
実施計画書の提出依頼を確認する。					実施計画書等の提出依頼を確認する。			
■【A1】 実施計画書	【B1】 実施計画書		【D1】 実施計画書		【区市町村1】 1年次(初任者)研修年間研修計画書 及び受講対象者数報告書			
					■ ☆【A1】 実施計画書	【B1】 実施計画書(写)		【C1】 実施計画書(写)
				6				
・ 自己診断の実施、確認				7	・ 自己診断の実施、確認			
				8 ～ 12				
・ 自己診断の実施、確認 実施報告書の提出依頼を確認する。				1	・ 自己診断の実施、確認 実施報告書の提出依頼を確認する。			
■【A2】 実施報告書①	【B2】 実施報告書		【D2】 実施報告書	2	■ ☆【A2】 実施報告書①	【B2】 実施報告書(写)		【C2】 実施計画書(写)
					■ ☆【A3】 実施報告書②	☆【B3】 研修報告書		☆【C3】 研修報告書
■【A3】 実施報告書②	【B3】 研修報告書				【区市町村2】 年間研修実施報告書			
					【区市町村3】 修了者報告書			
				3				

※ 島しょの町村立学校に配属された対象者については、教育庁出張所が東京都教職員研修センターに受講対象者名簿の提出をします。

※ 区市町村教育委員会及び教育庁出張所は、学校(園)から提出された様式等を取りまとめ、東京都教職員研修センターに提出します。

※ 報告書等の文書は、5年間保存してください。

【2年次研修】事務手続きの流れ

は、東京都教職員研修センターに提出

☆は、区市町村教育委員会又は教育庁出張所が保管

【 】は、様式番号等を示す。

◆は、区市町村教育委員会又は教育庁出張所が作成

都立学校	月	区市町村立学校、区市町村教育委員会 及び教育庁出張所
全国教員研修プラットフォーム（Plant）で申し込み ・ 第3回は、高等学校は教科別、特別支援学校は障害種 別で日程の指定がありますので注意してください。	4	◆【区市町村1】 年間計画書及び受講対象者数報告書
【A4】 2年次研修実施計画書	5	☆【A4】 2年次研修実施計画書
【A5】 2年次研修実施報告書	2	☆【A5】 2年次研修実施報告書
		◆【区市町村2】 年間研修実施報告書
		◆【区市町村3】 修了者報告書

【3年次研修】事務手続きの流れ

は、東京都教職員研修センターに提出

☆は、区市町村教育委員会又は教育庁出張所が保管

【 】は、様式番号等を示す。

◆は、区市町村教育委員会又は教育庁出張所が作成

都立学校	月	区市町村立学校、区市町村教育委員会 及び教育庁出張所
全国教員研修プラットフォーム（Plant）で申し込み ・ 第1回は、高等学校は教科別、特別支援学校は障害種 別で日程の指定がありますので注意してください。	4	◆【区市町村1】 年間計画書及び受講対象者数報告書
【A6】 3年次研修実施計画書	5	☆【A6】 3年次研修実施計画書
【A7】 3年次研修実施報告書 【A8】 授業観察シート	2	☆【A7】 3年次研修実施報告書
		◆【区市町村2】 年間研修実施報告書
		◆【区市町村3】 修了者報告書

東京都若手教員育成研修 新規採用者研修

参考資料集

参考資料集について

参考資料集は、教育公務員としての基礎・基本に加え、これからの東京都の教員に求められる資質・能力として必要な事項内容をまとめてあります。自ら学べるよう関係資料等が検索できるようになっています。

「関連研修番号等」とは

それぞれの研修支援ファイル「研修シラバス」にある各研修に付属する番号のことです。

研修支援ファイルは、東京都教職員研修センターWeb ページからダウンロードできます。

「研修実施のポイント」とは

研修のねらいについての一例です。

個々の課題に合わせ、それぞれで研修のねらいを設定し、実施してください。

第1章 東京都教育委員会の教育目標と施策

1 東京都教育委員会の教育目標

関連研修番号等 (1年次共通) 147 (2年次共通) 30 (3年次共通) 28～30

※ 主に学校運営力・組織貢献力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 東京都の教員として基盤となる、都の教育目標等について理解を深める。
- ・ 教員として必要な資質の向上について、具体的に知る。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[東京都教育委員会の教育目標](#)



「関連する資料等の URL 及び二次元コード」とは

それぞれの項目に関連する Web ページや資料等の URL 及び二次元コードを掲載しています。掲載されている関連資料だけではなく、それぞれの課題に合わせて、必要となるその他の資料等も参考にしながら、研修を進めてください。

なお、本テキストに掲載されている URL 及び二次元コードは、令和7年3月現在のものです。

各機関において、Web ページが閉鎖されること等もあります。御了承ください。

それぞれの課題に合わせて、計画的に1年間の研修を実施してください。



東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標



東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての 資質の向上に関する指標

社会状況や子供を取り巻く環境の変化に伴い、学校教育における課題は一層複雑化・多様化しています。そのため、これからの教員には、今までの指導方法を見直し、工夫・改善するとともに、保護者や地域、関係機関等と連携・協働する力の育成が必要となっています。

東京都教育委員会では、これら学校を取り巻く社会状況の変化に対応できるよう、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針（平成27年2月一部改正）」を策定し、計画的に人材育成に取り組んできました。

また、東京都教育委員会は、令和4年8月に改正された国の指針を踏まえ、校長・副校長及び教員が成長段階に応じて求められる役割や身に付けるべき力等を自覚し、生涯にわたって資質の向上に努めていくための指標である「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を改定しました。

若手教員育成研修は、この指標に基づいて実施しています。

指標では、成長段階について、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示しています。

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」 （令和5年2月改訂版 東京都教育委員会）	
「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定 について（東京都教育委員会Webページ）	
東京都教員人材育成基本方針等（東京都教育委員会Webページ）	

目 次

東京都若手教員育成研修

1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通

第 1 章 東京都教育委員会の教育目標と施策	・ ・ ・ ・ ・	共通-5～6
第 2 章 東京都公立学校教員としての服務	・ ・ ・ ・ ・	共通-7～13
第 3 章 教員が身に付けるべき力Ⅰ～学習指導力～	・ ・ ・ ・ ・	共通-14～17
第 4 章 教員が身に付けるべき力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～	・ ・ ・ ・ ・	共通-18～26
第 5 章 教員が身に付けるべき力Ⅲ～外部との連携・折衝力～	・ ・ ・ ・ ・	共通-27～28
第 6 章 教員が身に付けるべき力Ⅳ～学校運営力・組織貢献力～	・ ・ ・ ・ ・	共通-29
第 7 章 学校における主な教育課題	・ ・ ・ ・ ・	共通-30～52
第 8 章 障害の理解	・ ・ ・ ・ ・	共通-53～55
第 9 章 特別支援学校	・ ・ ・ ・ ・	共通-56～63
第 10 章 特別支援学級	・ ・ ・ ・ ・	共通-64～68
第 11 章 通級による指導	・ ・ ・ ・ ・	共通-69～72

2 年次研修

第 1 章 2 年次教員に求められる力Ⅰ ～学習指導力～	・ ・ ・ ・ ・	2 年次-3
第 2 章 2 年次教員に求められる力Ⅱ ～生活指導力・進路指導力～	・ ・ ・ ・ ・	2 年次-4～7

3 年次研修

第 1 章 授業力向上を目指す授業研究	・ ・ ・ ・ ・	3 年次-3
第 2 章 外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力に関する課題と対応	・ ・ ・ ・ ・	3 年次-4～7
参考資料 東京教師道場について	・ ・ ・ ・ ・	3 年次-8

新規採用者研修

新規採用養護教諭研修

第 1 章 養護教諭に求められる力Ⅰ ～保健管理に関する力～ (主に保健管理に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	養 - 3～8
第 2 章 養護教諭に求められる力Ⅱ ～学習指導力～ (主に保健教育に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	養 - 9～10
第 3 章 養護教諭に求められる力Ⅲ ～生活指導力・進路指導力～ (主に健康相談及び保健指導に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	養 - 11～12
第 4 章 養護教諭に求められる力Ⅳ ～外部との連携・折衝力～ (主に保健組織活動に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	養 - 13
第 5 章 養護教諭に求められる力Ⅴ ～学校運営力・組織貢献力～ (主に保健室経営に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	養 - 14～15

新規採用栄養教諭研修

第1章	栄養教諭に求められる力Ⅰ	～学校給食の管理に関する力～ (主に学校給食の管理に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	栄 - 3～5
第2章	栄養教諭に求められる力Ⅱ	～学習指導力～ (主に食に関する指導に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	栄 - 6
第3章	栄養教諭に求められる力Ⅲ	～生活指導力・進路指導力～ (主に個別的な相談指導に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	栄 - 7
第4章	栄養教諭に求められる力Ⅳ	～外部との連携・折衝力～ (主に家庭や地域との連携・調整に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	栄 - 8
第5章	栄養教諭に求められる力Ⅴ	～学校運営力・組織貢献力～ (主に食に関する指導の全体計画に関わること)	・ ・ ・ ・ ・	栄 - 9

新規採用幼稚園教諭研修

第1章	幼稚園教諭としての心構え・人権教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 4～5
第2章	指導計画の作成と保育記録の方法	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 6～10
第3章	保育観察 幼児理解に基づいた評価（観察研究、ビデオカンファレンス等）	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 11～12
第4章	教材研究の実際・安全教育の推進・保護者との連携・指導要録の作成	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 13～16
第5章	配慮を要する幼児の理解と指導	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 17
第6章	これからの幼児教育について	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 18～19
参考資料	園での職務に取り組むに当たって	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 20～22

※ 義務教育学校及び中等教育学校に所属する者は、小学校・中学校に係る表記や内容を適宜、自身が主に担当する学年、学級や前期課程・後期課程等に読み換えて活用してください。

※ 特別支援学校幼稚部に所属する者は、「児童・生徒」を「幼児」と置き換えて活用してください。



1 年次(初任者)研修 新規採用者研修 共通



目 次

第1章 東京都教育委員会の教育目標と施策

- | | | |
|---|----------------------------------|------|
| 1 | 東京都教育委員会の教育目標 | 共通-5 |
| 2 | 東京都特別支援教育推進計画（第二期） | 共通-6 |
| 3 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） | 共通-6 |
| 4 | 東京都手話言語条例 | 共通-6 |
| 5 | 東京都こども基本条例 | 共通-6 |

第2章 東京都公立学校教員としての服務

- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 服務規律 | 共通-7 |
| 2 | 勤務 | 共通-8 |
| 3 | 分限と懲戒 | 共通-8 |
| 4 | 情報セキュリティ・個人情報保護 | 共通-9 |
| 5 | ハラスメントの防止 | 共通-11 |
| 6 | 児童・生徒に対する性暴力の防止 | 共通-12 |
| 7 | 体罰の根絶 | 共通-12 |
| 8 | 人事考課制度 | 共通-13 |
| 9 | 心身の健康の保持増進 | 共通-13 |

第3章 教員が身に付けるべき力 I ～学習指導力～

- | | | |
|---|--------------|-------|
| 1 | 主体的・対話的で深い学び | 共通-14 |
| 2 | 授業力と授業改善 | 共通-14 |
| 3 | 授業づくり | 共通-14 |
| 4 | 授業研究の実際 | 共通-15 |
| 5 | 学習評価 | 共通-15 |
| 6 | 個に応じた指導 | 共通-16 |
| 7 | 授業規律 | 共通-17 |
| 8 | 指導計画 | 共通-17 |

第4章 教員が身に付けるべき力 II ～生活指導力・進路指導力～

- | | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 生活指導 | 共通-18 |
| 2 | 不登校の児童・生徒への支援（中途退学対策含む） | 共通-19 |
| 3 | いじめの防止と対応 | 共通-20 |
| 4 | 学校における児童・生徒の自殺対策の取組 | 共通-20 |
| 5 | 問題行動への対応 | 共通-21 |
| 6 | 学校における教育相談 | 共通-22 |
| 7 | 喫煙、飲酒、薬物乱用防止 | 共通-23 |
| 8 | キャリア教育の推進 | 共通-24 |
| 9 | 進路指導 | 共通-24 |

10	高等学校新規卒業者の就職指導	・ ・ ・ ・ ・	共通-25
11	公正な採用選考	・ ・ ・ ・ ・	共通-25
12	学級や学校の生活づくり	・ ・ ・ ・ ・	共通-26
13	入学者選抜	・ ・ ・ ・ ・	共通-26

第5章 教員が身に付けるべき力 Ⅲ ～外部との連携・折衝力～

1	保護者とのよりよい関係のつくり方	・ ・ ・ ・ ・	共通-27
2	対応の基本	・ ・ ・ ・ ・	共通-27
3	学校と地域・企業・関係機関等との連携	・ ・ ・ ・ ・	共通-27
4	副籍制度	・ ・ ・ ・ ・	共通-28

第6章 教員が身に付けるべき力 Ⅳ ～学校運営力・組織貢献力～

1	学校組織・分掌と教員の役割	・ ・ ・ ・ ・	共通-29
2	文書事務の基礎	・ ・ ・ ・ ・	共通-29
3	経営企画室	・ ・ ・ ・ ・	共通-29

第7章 学校における主な教育課題

1	教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-30
2	人権教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	共通-31
3	国旗・国歌に関する指導	・ ・ ・ ・ ・	共通-32
4	道徳教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	共通-33
5-1	特別支援教育の推進【公立小・中学校等】	・ ・ ・ ・ ・	共通-34
5-2	特別支援教育の推進【都立高等学校等】	・ ・ ・ ・ ・	共通-35
6	発達障害の理解と支援	・ ・ ・ ・ ・	共通-36
7	安全教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	共通-37
8	環境教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	共通-37
9	食育	・ ・ ・ ・ ・	共通-38
10	食物アレルギーへの対応	・ ・ ・ ・ ・	共通-39
11	体力向上	・ ・ ・ ・ ・	共通-40
12	「学校 2020 レガシー」の構築に向けた取組の推進	・ ・ ・ ・ ・	共通-41
13	日本語指導が必要な児童・生徒	・ ・ ・ ・ ・	共通-41
14	理数教育の充実	・ ・ ・ ・ ・	共通-42
15	グローバル人材の育成	・ ・ ・ ・ ・	共通-43
16	外国語活動・外国語科に関する指導	・ ・ ・ ・ ・	共通-44
17	性教育	・ ・ ・ ・ ・	共通-45
18	学校教育と部活動	・ ・ ・ ・ ・	共通-46
19	就学前教育と小学校教育との円滑な接続	・ ・ ・ ・ ・	共通-47

20	情報モラル教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	共通-48
21	プログラミング教育の充実	・ ・ ・ ・ ・	共通-49
22	一人1台学習者用端末の活用	・ ・ ・ ・ ・	共通-50
23	児童虐待の早期発見と適切な対応	・ ・ ・ ・ ・	共通-51
24	ヤングケアラー	・ ・ ・ ・ ・	共通-52
25	就学奨励事業	・ ・ ・ ・ ・	共通-52

第8章 障害の理解

1	視覚障害	・ ・ ・ ・ ・	共通-53
2	聴覚障害	・ ・ ・ ・ ・	共通-53
3	肢体不自由	・ ・ ・ ・ ・	共通-53
4	知的障害	・ ・ ・ ・ ・	共通-53
5	病弱	・ ・ ・ ・ ・	共通-54
6	言語障害	・ ・ ・ ・ ・	共通-54
7	情緒障害	・ ・ ・ ・ ・	共通-54
8	自閉症	・ ・ ・ ・ ・	共通-54
9	学習障害（LD）	・ ・ ・ ・ ・	共通-54
10	注意欠陥多動性障害（ADHD）	・ ・ ・ ・ ・	共通-54
11	身体障害者手帳・愛の手帳	・ ・ ・ ・ ・	共通-55
12	障害のある児童・生徒の就学	・ ・ ・ ・ ・	共通-55

第9章 特別支援学校

1	幼稚部の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-56
2	小・中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校）の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-57
3	高等部（専攻科を除く）（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校）の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-57
4	高等部専攻科（視覚障害特別支援学校、聴覚障害の特別支援学校）の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-57
5	重複障害者等に関する教育課程の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	共通-58
6	知的障害特別支援学校 小学部・中学部・高等部の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-58
7	重複障害教育の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-59
8	訪問教育	・ ・ ・ ・ ・	共通-60
9	自立活動	・ ・ ・ ・ ・	共通-60

第10章 特別支援学級

1	特別支援学級の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-64
2	特別支援学級（固定学級）の教育課程編成について	・ ・ ・ ・ ・	共通-65
3	特別支援学級（固定学級）の教育課程編成上の留意点	・ ・ ・ ・ ・	共通-65
4	交流及び共同学習	・ ・ ・ ・ ・	共通-67

第11章 通級による指導

1	通級による指導の教育課程	・ ・ ・ ・ ・	共通-69
2	通級による指導の教育課程編成について	・ ・ ・ ・ ・	共通-70
3	通級による指導の教育課程編成上の留意点	・ ・ ・ ・ ・	共通-71

第1章 東京都教育委員会の教育目標と施策

1 東京都教育委員会の教育目標

関連研修番号等 (1年次共通) 147 (2年次共通) 30 (3年次共通) 28～30

※ 主に学校運営力・組織貢献力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 東京都の教員として基盤となる、東京都教育委員会の教育目標等について理解を深める。
- ・ 教員として必要な資質の向上について、具体的に知る。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[東京都教育委員会の教育目標（東京都教育委員会Webページ）](#)



[東京都教育委員会の基本方針（東京都教育委員会Webページ）](#)



[「東京都教育施策大綱」（令和3年3月 東京都）](#)



[東京都教育ビジョン（第5次）（東京都教育委員会Webページ）](#)



2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント（第1章2から5）

- ・ 東京都における特別支援教育に関する具体的な計画等について知る。
- ・ 推進計画（第二期）の目指す将来像を理解し、自身の取組を見直す。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」の公表について（東京都教育委員会Webページ） ※ 令和6年度末に第三次実施計画が公表予定です。	
--	---

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

関連する資料等の URL 及び二次元コード

障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府Webページ）	
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障害者差別解消法が制定されました」（内閣府） ※ リーフレット	
インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）（国立特別支援教育総合研究所Webページ）	

4 東京都手話言語条例

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都手話言語条例について（東京都福祉局Webページ）	
---	---

5 東京都子ども基本条例

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都子ども基本条例の紹介（東京都子供政策連携室Webページ）	
---	---

第2章 東京都公立学校教員としての服務

1 服務規律

関連研修番号等 (1年次共通) 113～115 (2年次共通) 27

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 教育公務員として、職務上の義務等について理解を深める。
- ・ 服務事故の事例等から考えた服務事故防止策を、日々の業務において実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

教育基本法 (e-Gov ポータル)	
人事院規則 (e-Gov ポータル)	
地方公務員法 (e-Gov ポータル)	
教育公務員特例法 (e-Gov ポータル)	
国家公務員法 (e-Gov ポータル)	

利害関係者との接触に関する指針の制定について (東京都教育委員会Webページ)	
学校徴収金事務取扱の規定について (東京都教育委員会Webページ)	
都立学校に勤務する職員の自家用自動車による通勤に関する取扱要領 (東京都教育委員会Webページ)	

「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～ 子供たちのために 自分のために 家族のために」(令和6年4月(改訂) 東京都教育委員会)	
--	---

2 勤務

関連研修番号等 (1年次共通) 113～115 (2年次共通) 27
※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- 勤務時間等に関する制度を理解する。

など

関連する資料等のURL及び二次元コード

「学校職員のための勤務時間・休暇等制度の概要」(東京都教育庁人事部勤労課)	
職員の勤務条件(勤務時間・休日・休暇)(東京都人事委員会Webページ)	
労働基準法(e-Govポータル)	

3 分限と懲戒

関連研修番号等 (1年次共通) 113～115 (2年次共通) 27
※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- 懲戒処分の方針や事例等を理解し、日々の業務において非違行為を未然に防止する。

など

教育公務員には、社会人として守らなければならないルール(規則)のほかに、教育という仕事が、幼児・児童・生徒、保護者等との信頼関係の下に行われるものであることから、公務員の中でも特に高い「倫理観」が求められます。そのため、ルール違反者には厳しい処分が科せられます。

関連する資料等のURL及び二次元コード

地方公務員法(e-Govポータル)	
教育公務員特例法(e-Govポータル)	
教職員の主な非行に対する標準的な処分量定(東京都教育委員会Webページ)	
「使命を全うする!～教職員の服務に関するガイドライン～ 子供たちのために 自分のために 家族のために」(令和6年4月(改訂) 東京都教育委員会)	

4 情報セキュリティ・個人情報保護

関連研修番号等 (1年次共通) 114 (2年次共通) 27

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 情報セキュリティ・個人情報保護について理解する。
- ・ 情報漏洩、情報流出等の事故を防止するための取組を実践する。

など

情報漏洩、情報流出等の事故を防止するために、情報セキュリティの重要性を正しく理解し、ルールを厳守しましょう。

また、最新の通知及び事務連絡等に留意し、情報セキュリティに関する脅威への万全の対策をしてください。

(1) 情報セキュリティの定義

情報セキュリティ：「情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。」

- 1 機密性：情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること
- 2 完全性：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること
- 3 可用性：情報にアクセスすることを認められた者が、必要ときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること

(2) 情報セキュリティ十か条

- 1 機密情報の外部への持ち出しは原則禁止
- 2 機密情報をやむを得ず持ち出す必要がある場合は、事前に管理職の許可を得ること
- 3 機密情報は原則ファイルサーバに保存すること
- 4 外部記録媒体にデータを書き出す際は、必ず暗号化を施すこと
- 5 私物のUSBメモリ等の外部記録媒体は絶対に持ち込まないこと
- 6 外部へメールを送るときは、宛先等を第三者とダブルチェックすること
- 7 複数の都民等へ同報で送る場合、BCCを利用すること
- 8 パスワードは12文字以上を設定すること
- 9 業務以外でWebサイト閲覧やメール利用をしないこと
- 10 事故が発生（おそれを含む）したら速やかに管理者又は教員系ICTリーダー又はICT関連業務を担当する行政職員に報告すること

(3) 重要な情報を含む紙媒体の取扱いについて

- 1 原則、外部への持ち出し禁止
- 2 施錠できる保管庫にて保管する。
- 3 不要な書類は裁断処理等を行う。（リサイクルボックス等は無造作に捨てると、情報漏えいの危険があります。）
- 4 クリーンデスクを実施する。
※ クリーンデスク…離席時に書類などが机上に放置されていないよう整理整頓をすること
- 5 郵便やFAXで外部に送る際は、宛先住所やFAX番号を職員2人以上で確認する。（郵便等の誤送付やFAX誤送信の防止のため）

(4) 電子メールの利用について

宛先、CC及びBCCの使い分けについて

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 「この人に見てほしい」という場合 | ➡宛先に指定 |
| 2 メールを参照程度に見てほしいという場合 | ➡CCに指定 |
| 3 誰に送付したか分からないようにしたい場合 | ➡BCCに指定 |

(5) マルウェアへの対策について

近年、政府機関・民間事業者等を狙った情報詐取事案やW e b ページの改ざん等が発生しており、情報セキュリティに関する脅威が高まっています。

都民や教職員の個人情報等の情報資産を外部からの攻撃から守るため、不正プログラム対策ソフトの導入及び最新化など、一人一人が確実に対策を講じるようお願いします。

「都立学校情報セキュリティ・個人情報保護対策マニュアル」 令和6年9月 東京都教育委員会 より作成

(6) 指導要録等の管理の厳正について

学校教育法施行規則第28条において、学校において備えなければならない表簿が定められています。これらの備付表簿は保存期間が定められており、保存期間中は情報の保護に十分留意して、遺漏や紛失のないようにしなければなりません。

また、廃棄する際も、情報の流出等のないよう、管理の厳正を図る必要があります。

関連する資料等のURL及び二次元コード

学校教育法施行規則（e-Gov ポータル）	
東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱（東京都教育委員会W e b ページ）	
学校における情報セキュリティ及び ICT 環境整備等に関する研修教材（平成 29 年 3 月） （文部科学省W e b ページ）	

5 ハラスメントの防止

関連研修番号等 (1年次共通) 113～115 (2年次共通) 22、27

※ 主に生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ ハラスメントの定義や類型を理解する。
- ・ 事例等からハラスメントへの対処の仕方を知る。

など

ハラスメントは、その対象となった人の尊厳や名誉を不当に傷つけるものであり、人権上の問題です。

関連する資料等のURL及び二次元コード

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」(東京都総務局)	
都立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱(東京都教育委員会Webページ)	
「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の防止に関する基本方針(東京都総務局)	
都立学校における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に関する要綱(東京都教育委員会Webページ)	
「職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する基本方針」(東京都総務局)	
都立学校におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱(東京都教育委員会Webページ)	

6 児童・生徒に対する性暴力の防止

関連研修番号等 (1年次共通) 115 (2年次共通) 22

※ 主に生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 児童・生徒に対する性暴力について理解する。
- ・ 児童・生徒に対する性暴力の防止策を実践する。

など

児童・生徒を守り育てる立場にある教職員が、児童・生徒に対し性暴力等を行い、当該児童・生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることは、断じてあってはならず、言語道断です。

児童・生徒に対する性暴力等は、児童・生徒の同意や暴行・脅迫等の有無を問いません。

また、刑事罰が科されなかった行為も児童・生徒性暴力に該当する場合があります。

児童・生徒等から被害に関する相談を受けた場合は、学校管理職や教育委員会へ直ちに報告・通報する必要があります。また、相談の内容が犯罪に関するものである場合には、所轄の警察署に通報することとされています。

関連する資料等のURL及び二次元コード

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (e-Gov ポータル)	
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について (文部科学省Webページ)	

7 体罰の根絶

関連研修番号等 (1年次共通) 115 (2年次共通) 22

※ 主に生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 体罰の定義を理解する。
- ・ 体罰の事例等から状況や原因を考え、日々の業務に生かす。

など

教員は、法令（学校教育法第11条）で体罰を行うことを禁止されています。体罰は、幼児・児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があっても認められるものではありません。

関連する資料等のURL及び二次元コード

学校教育法 (e-Gov ポータル)	
体罰根絶に向けた総合的な対策について (東京都教育委員会Webページ)	

8 人事考課制度

関連研修番号等 ※ 主に学校運営力・組織貢献力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 東京都における人事考課制度について理解する。
- ・ 自己申告の流れを知る。

など

東京都教育委員会では、自己申告と業績評価からなる人事考課制度を導入しています。人事考課制度は、能力と実績に応じた人事考課を通じて、教員一人一人の資質・能力の向上と学校組織の活性化を図ることを目的としています。

関連する資料等のURL及び二次元コード

[東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則（東京都教育委員会Webページ）](#)



9 心身の健康の保持増進

関連研修番号等 （1年次共通）136

※ 主に学校運営力・組織貢献力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 心身を健康に保つための方法を知り、自分に合った方法を実践する。

など

教職員は、法令により健康診断を受けるよう定められています。

教職員が、心身を健康に保つことは、学校教育への信頼を得て、円滑な教育活動を行う上で、重要なことです。

また、職業生活が開始されて間もない時期には、睡眠不足や過労状態からメンタルヘルス不調に陥るおそれがあります。困りごとや悩みごと、心身の不調が続く場合には、職場の管理職や同僚に相談したり、医療機関の受診をためらわずに行ったりしましょう。

関連する資料等のURL及び二次元コード

[学校保健安全法（e-Gov ポータル）](#)



[学校保健安全施行規則（e-Gov ポータル）](#)



[教員のメンタルヘルス対策について（東京都教育委員会Webページ）](#)



第3章 教員が身に付けるべき力 I ～学習指導力～

関連研修番号等 (1年次共通) 1～87 (2年次共通) 1～15 (3年次共通) 1～10

※ 主に学習指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント（第3章）

- ・ 授業改善のPDCAを実践し、授業力の向上を図る。
- ・ 授業力の6要素の視点で自身の授業を見直す。

など

1 主体的・対話的で深い学び

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



[「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」
（2020 年 6 月 文部科学省 国立教育政策研究所）](#)



2 授業力と授業改善

● 研修実施のポイント

- ・ 授業改善の PDCA を理解し、実践する。
- ・ 授業力に関する課題を明確にする。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「授業改善ガイドー授業改善を通してー」（Plant）](#)

※あらかじめ、ブラウザ等で全国教員研修プラットフォーム(Plant)にログインした状態で、リンクよりご確認ください。Plant ログイン ID・パスワードは、所属の管理職にご確認ください。



3 授業づくり

● 研修実施のポイント

- ・ 指導観について理解する。
- ・ 指導観を明確にして、指導と評価の計画を立てる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む指導と評価の一体化を目指して」(令和2年9月 東京都教育委員会)	
---	---

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(国立教育政策研究所Webページ)	
--	---

学習指導案書式例 (P l a n t) ※あらかじめ、ブラウザ等で全国教員研修プラットフォーム(Plant)にログインした状態で、リンクよりご確認ください。Plant ログインID・パスワードは、所属の管理職にご確認ください。	
---	---

4 授業研究の実際

- 研修実施のポイント
 - ・ 授業観察の方法を知り、実践する。
 - ・ 課題の解決につなげるための協議の進め方を知り、実践する。など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「授業改善ガイドー授業改善を通してー」(P l a n t) ※あらかじめ、ブラウザ等で全国教員研修プラットフォーム(Plant)にログインした状態で、リンクよりご確認ください。Plant ログインID・パスワードは、所属の管理職にご確認ください。	
---	---

5 学習評価

- 研修実施のポイント
 - ・ 観点別学習状況の評価について理解する。
 - ・ 多様な評価方法を知り、実践する。など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「学習評価の在り方ハンドブック (小・中学校編)」(令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所)	
---	---

「学習評価の在り方ハンドブック（高等学校編）」 （令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所）」	
「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 （国立教育政策研究所Webページ）」	

「子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む指導と評価の一体化を目指して」（令和2年9月 東京都教育委員会）」	
--	---

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」 （平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会）」	
--	---

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（文部科学省Webページ）」	
--	--

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」 （平成30年3月 文部科学省）」	
---	---

6 個に応じた指導

- 研修実施のポイント
 - ・ 個に応じた指導の目的を理解する。
 - ・ 個に応じた指導のための工夫を知り、実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「教育課程部会における審議のまとめ」 （令和3年1月25日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会）」	
--	---

「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」 （令和2年9月 東京都教育委員会）」	
--	---

7 授業規律

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「令和6年度全国学力・学習状況調査 質問紙調査報告書」 (令和6年8月 文部科学省 国立教育政策研究所)	
--	---

生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
--	---

8 指導計画

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都立学校の管理運営に関する規則（東京都教育委員会Webページ）	
---	---

特別支援教育の推進について（通知）（文部科学省Webページ）	
--	---

個別の教育支援計画（東京都教育委員会Webページ）	
---	---

第4章 教員が身に付けるべき力 II ～生活指導力・進路指導力～

1 生活指導

関連研修番号等 (1年次共通) 89～97、99～106、108、109

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 生活指導の定義や構造、教育課程との関係等を理解する。
- ・ 所属校における生活指導の組織や進め方について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
教職員向けデジタルリーフレット「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（東京都教育委員会Webページ）	
「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月 文部科学省）	
「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月 文部科学省）	
「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」（平成30年7月 文部科学省）	
「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）	
「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）」（平成31年2月 文部科学省）	

2 不登校の児童・生徒への支援（中途退学対策含む）

関連研修番号等 （1年次共通）91、93 （2年次共通）18

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 東京都における児童・生徒の不登校等の実態や施策を知る。
- ・ 所属校における不登校・中途退学防止のための組織的な対応について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

学校教育法施行令（e-Gov ポータル）	
生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ） ※ 不登校 221～239 ページ	
【教職員向け】児童・生徒を支援するためのガイドブック（東京都教育委員会Webページ）	
「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～」（令和3年1月 東京都教育委員会）	
不登校・中途退学対策（東京都教育委員会Webページ）	
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（東京都教育委員会Webページ）	
「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」令和5年11月17日（文部科学省Webページ）	

3 いじめの防止と対応

関連研修番号等 (1年次共通) 91 (2年次共通) 18

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ いじめの定義や東京都におけるいじめの防止対策を理解する。
- ・ 所属校におけるいじめ防止のための組織的な対応について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（文部科学省 Web ページ）	
「東京都いじめ防止対策推進条例（平成二十六年東京都条例第百三号）」（東京都教育委員会）	
「東京都いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】上巻[学校の取組編]」（令和 3 年 2 月 東京都教育委員会）	
いじめの防止等の対策（東京都教育委員会 Web ページ）	
考えよう！いじめ・SNS@Tokyo（東京都教育委員会 Web ページ）	
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（東京都教育委員会 Web ページ）	
第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について（東京都教育委員会 Web ページ）	

4 学校における児童・生徒の自殺対策の取組

関連研修番号等 (1年次共通) 91、93 (2年次共通) 18

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学校における子供の自殺予防対策の重点や自殺予防のための取組を理解する。
- ・ 所属校における自殺防止のための組織的な対応について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

自殺対策基本法（e-Gov ポータル）	
自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～令和4年10月閣議決定（厚生労働省Webページ）	
「学校における児童・生徒の自殺対策の取組 ～寄り添い、支え、命を守るために～」 （平成30年2月 東京教育委員会）	
SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料について（東京都教育委員会Webページ）	
考えよう！いじめ・SNS@Tokyo（東京都教育委員会Webページ）	
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレットの作成について （文部科学省Webページ）	
「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」 （平成26年7月 文部科学省）	

5 問題行動への対応

関連研修番号等 （1年次共通）93、100 （2年次共通）23 （3年次共通）11～13
 ※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 児童・生徒の問題行動の種類や未然防止と早期発見・早期対応の取組について理解する。
- ・ 所属校における問題行動への組織的な対応について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
--	---

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）（文部科学省Webページ）	
---	---

出席停止制度の運用の在り方について（通知）（文部科学省Webページ）	
--	---

6 学校における教育相談

関連研修番号等 （1年次共通）102 （2年次共通）16、17

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 教育相談の目的や基本的な考え方を理解する。
- ・ 所属校における教育相談の体制や関連する外部機関等を知る。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
--	---

教育についての相談（東京都教育委員会Webページ）	
---	---

各種窓口の御案内（東京都教育相談センターWebページ）	
---	---

「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議）	
---	---

7 喫煙、飲酒、薬物乱用防止

関連研修番号等 (1 年次共通) 96

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に係る国や東京都の考え方を知る。
- ・ 所属校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する取組を理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
児童・生徒の薬物乱用防止に関する指導の徹底について（東京都教育委員会Webページ）	
薬物乱用防止教育（文部科学省Webページ）	
「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 体育編」（平成 29 年 7 月 文部科学省）	
「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編」（平成 29 年 7 月 文部科学省）	
「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編」（平成 30 年 7 月 文部科学省）	
喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料—令和 3 年度改訂—（高等学校編）（公益財団法人 日本学校保健会Webページ）	
保健教育参考資料（文部科学省Webページ）	
薬物乱用防止に関する情報（厚生労働省）	

8 キャリア教育の推進

関連研修番号等 (1年次共通) 98、99、107 (2年次共通) 25

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ キャリア教育の考え方や実践事例、キャリア・パスポートの活用等について知る。
- ・ 所属校におけるキャリア教育の目標や教育課程における位置付け等を理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「キャリア・パスポート」例示資料等について（文部科学省Webページ）	
キャリア教育（東京都教育委員会Webページ）	
キャリア教育（文部科学省Webページ）	
キャリア教育（経済産業省Webページ）	
中学校・高等学校キャリア教育の手引き（2023年3月）（文部科学省Webページ）	
中学校・高校・特別支援学校等のキャリア教育（東京都教育委員会Webページ）	

9 進路指導

関連研修番号等 (1年次共通) 110

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 進路指導の目的と方法について理解する。
- ・ 所属校における進路指導の体制や進め方について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」の公表について（東京都教育委員会Webページ）	
--	---

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」（平成30年3月 文部科学省）	
「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年告示）」（平成31年2月 文部科学省）	

『キャリア・パスポート』に関するQ&Aについて（令和4年3月改訂） （令和4年3月 初等中等教育局児童生徒課）	
---	---

10 高等学校新規卒業者の就職指導

関連研修番号等 （1年次共通）107、109、110

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 就職指導における要点や留意点を知る。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部変更について（文部科学省Webページ）	
--	---

11 公平な採用選考

関連研修番号等 （1年次共通）107、109、110

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 所属校における就職指導に関する体制を知る。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都TOKYOはたらくネット 採用と人権（明るい職場を目指して） （東京都Webページ）	
---	---

12 学級や学校の生活づくり

関連研修番号等 (1 年次共通) 93、97、100、105、109

※ 主に生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学級活動・ホームルーム活動において育成を目指す資質・能力等を理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」（平成 29 年 3 月 文部科学省）	
「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）」（平成 29 年 3 月 文部科学省）	
「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」（平成 30 年 3 月 文部科学省）	

13 入学者選抜

関連研修番号等 (1 年次共通) 144

※ 生活指導力及び進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 入学者選抜の目的や制度を把握する。
- ・ 所属校における入学者選抜の流れを理解し、適切に業務に当たる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

入学・転入学/授業料等（東京都教育委員会Webページ）	
---	---

第5章 教員が身に付けるべき力 Ⅲ ～外部との連携・折衝力～

関連研修番号等 (1年次共通) 111～127 (2年次共通) 26～28
(3年次共通) 19～21 ※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

1 保護者とのよりよい関係のつくり方

- 研修実施のポイント
 - ・ 保護者との適切な関わり方を知り、よりよい関係を築く。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校問題解決のための手引～保護者との対話を生かすために～」
\(令和4年3月\(改訂\) 東京都教育相談センター\)](#)



2 対応の基本

- 研修実施のポイント
 - ・ 正しい対応のルールを知り、日々の業務に生かす。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校問題解決のための手引～保護者との対話を生かすために～」
\(令和4年3月\(改訂\) 東京都教育相談センター\)](#)



3 学校と地域・企業・関係機関等との連携

- 研修実施のポイント
 - ・ 地域・企業や関係機関等と連携した教育活動を知り、日々の業務に生かす。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「東京都教育施策大綱」\(令和3年3月 東京都\)](#)



[教育基本法 \(e-Gov ポータル\)](#)



[「未来の東京」戦略 \(東京都政策企画局Webページ\)](#)



社会教育法（e-Gov ポータル）	
「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引き」 （平成 29 年 4 月 文部科学省）	
学校と地域でつくる学びの未来（文部科学省Webページ） ※ 地域学校協働活動、放課後子供教室等の学校・家庭・地域の連携に関する事業資料、全国の実事例、調査報告等を掲載	
地域学校協働活動推進事業（地域学校協働本部・地域未来塾）（東京都生涯学習情報Webページ） ※ 東京都及び区市町村における地域学校協働活動、地域未来塾等に関する事業資料、取組事例を掲載した報告書等を掲載	
「学校に社会の風を入れよう」（平成 31 年 4 月 地域教育推進ネットワーク東京都協議会） ※ リーフレット	
地域教育推進ネットワーク東京都協議会（東京都生涯学習情報Webページ）	
公益財団法人 東京都教育支援機構Webページ	

4 副籍制度

- 研修実施のポイント
 - ・ 副籍制度について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

副籍制度（東京都教育委員会Webページ） ※ 「副籍交流事例&アイデア集」、「副籍ガイドブック」等を掲載	
「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」の公表について（東京都教育委員会Webページ）	

第6章 教員が身に付けるべき力 IV ～学校運営力・組織貢献力～

関連研修番号等 (1年次共通) 128～146 (2年次共通) 29、30 (3年次共通) 22～30

※ 学校運営力・組織貢献力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント（第6章）

- ・ 学校組織、校務分掌の取組と役割を理解する。
- ・ 学級経営、学年経営の基礎を理解する。

など

1 学校組織・分掌と教員の役割

関連する資料等の URL 及び二次元コード

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（e-Gov ポータル）	
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（e-Gov ポータル）	
都立学校管理運営規程（標準規程）の改正について（東京都教育委員会Webページ）	

2 文書事務の基礎

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都教育委員会文書管理規則（東京都教育委員会Webページ）	
--	---

3 経営企画室

関連する資料等の URL 及び二次元コード

学校教育法（e-Gov ポータル）	
-----------------------------------	---

第7章 学校における主な教育課題

関連研修番号等 ※ 教育課題に関する対応での活用が考えられる。

1 教育課程

● 研修実施のポイント

- ・ 教育課程について理解し、適正に実施することができる。
- ・ 学習指導要領を理解し、適切に指導することができる。

など

教育課程の編成に当たっては、学習指導要領、学習指導要領解説総則編等に基づくことが大切です。

教育課程を適正に実施するとともに、年間授業計画には、教科・科目等名をはじめ、年間予定授業時数や評価の観点・方法などとともに、学期又は月ごとに授業の指導内容を記載します。

加えて、週における各授業の指導計画を全ての教員が作成し、意図的・計画的な教育課程の実施に努めています。週ごとの指導計画には、授業ごとの単元名、ねらい、指導内容・方法の要点、使用する教材・教具、週の実施時数、累計時数等、必要な内容について具体的に記載する必要があります。また、観点別学習状況の評価を適切に実施するため、単元指導計画を作成し、単元や内容のまとまりごとに各観点の評価規準を設定した上で、計画的に指導及び評価することが大切となります。

教育課程の管理は法令等に基づいた校長の職務です。したがって個々の教員が作成する指導計画は、校長に提出して承認を受けなければなりません。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

教育基本法（e-Gov ポータル）	
平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）	
「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」（文部科学省）	
「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」（文部科学省）	
「カリキュラム・マネジメントについて」（文部科学省）	

2 人権教育の推進

● 研修実施のポイント

- ・ 人権尊重の理念を理解し、組織的・計画的に実施することができる。
- ・ 教職員の人権感覚について考える。

など

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいいます。

人権教育を効果的に展開するためには、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、各学校が人権教育の目標を明確にして、学校全体として組織的・計画的に進めることが重要です。

教職員は、幼児・児童・生徒に直接関わり、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。自らの言動が幼児・児童・生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識をしていなければなりません。「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）『確認してみましょう あなたの人権感覚』を活用して、常に自身の人権感覚を確かめておくことが大切です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（e-Gov ポータル）](#)



[人権教育（東京都教育委員会Webページ）](#)



[「東京都人権施策推進指針～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～」（平成27\(2015\)年8月 東京都）](#)



[啓発資料（東京都総務局人権部Webページ）](#)



3 国旗・国歌に関する指導

● 研修実施のポイント

- ・ 国旗・国歌の意義を理解する。
- ・ 学習指導要領に基づき、適正な指導を行うことができる。

など

平成11年8月に「国旗及び国歌に関する法律」が公布され、これまで慣習法として定着していた「日章旗」と「君が代」が日本の国旗・国歌であると明確に規定されました。

学校教育においては、国旗・国歌の意義を理解し、諸外国の国旗・国歌も含めて、それらを尊重する態度を育成することが重要です。

学習指導要領には、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と明記されており、各学校においては、学習指導要領に基づき、適正な指導を行う必要があります。

入学式、卒業式などにおける国旗掲揚、国歌斉唱の式次第への記載などを決定する権限は校長にあり、教職員はそれに従って職務を遂行する義務があります。東京都教育委員会は、各学校が入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱を適正に実施するよう、平成15年10月23日に通達を出しました。この通達には、「教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われること」が明確に示されています。また、国旗掲揚や国歌斉唱、会場設営など、具体的な実施指針が別紙で示されています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[国旗及び国歌に関する法律（e-Gov ポータル）](#)



[平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）](#)



4 道徳教育の推進

● 研修実施のポイント

- ・ 道徳教育の目標を理解し、組織的・計画的に実施することができる。
- ・ 道徳教育の推進を図ることができる。

など

<小・中・特別支援学校>

学校における道徳教育は、特別の教科 道徳を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、特別の教科 道徳はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じ、児童・生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこととされています。

<高等学校>

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければなりません。

高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文・解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



[道徳教育（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



[東京都道徳教育教材集 活用のための資料集（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



[生徒指導提要（改訂版）（文部科学省 Web ページ）](#)



[教職員向けデジタルリーフレット「生徒指導提要（令和 4 年 12 月）」のポイント（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



5－1 特別支援教育の推進 【公立小・中学校等】

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 特別支援教育や東京都教育委員会の制度等を理解する。
- ・ 幼児・児童・生徒一人一人の教育ニーズを把握し、適切な教育的支援を行うことができる。 など

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校においては、校内委員会や特別支援教育コーディネーターなどの校内体制を整備し、保護者や保健・医療、福祉、労働等の様々な関係機関と連携・協力して、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育ニーズを把握し、適切な教育的支援を行うことが重要です。また、特別支援学校においては、在籍する幼児・児童・生徒の教育の充実に努めるとともに、センタース機能を生かし、地域の学校の要請に応じて、障害のある幼児・児童・生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めることが重要です。

東京都教育委員会では、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童・生徒に対する支援の充実に図るため、「特別支援教室」を導入しています。通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、在籍校の別の教室で指導を受けられる制度です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

特別支援教育の推進について（通知）（文部科学省Webページ）	
--	--

「東京都の発達障害教育」（東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課）	
--	---

「特別支援教室の運営ガイドライン」を作成しました（東京都教育委員会Webページ）	
--	---

関連する動画資料の URL 及び二次元コード

校内研修シリーズ（テーマ別） 特別支援教育（インクルーシブ教育） （NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ） ※ NO. 17、70、77、78、115、119、122、123	
--	---

5-2 特別支援教育の推進 【都立高等学校等】

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 特別支援教育や東京都教育委員会の制度等を理解する。
- ・ 生徒一人一人の教育ニーズを把握し、適切な教育的支援を行うことができる。 など

障害のある生徒が在籍している状況に適切に対応するためには、都立高校等における指導・支援の充実や教育環境の整備が必要です。また、発達障害のある生徒が、将来の自立と社会参加を実現するため、全ての都立高校等で必要な指導・支援を行う体制の構築が必要です。

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員等の配置や、医療的ケアを要する生徒への支援のための看護師の配置等を実施しています。

また、各都立高校等が、生徒の学習上又は生活上の困難さを見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際に、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が、都立高校等を地区ごとに支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」（都立版エリアネットワーク）を整備しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画
～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～の公表について（東京都教育委員会Webページ）](#)

※ 令和6年度末に第三次実施計画が公表予定です。



[「東京都障害者差別解消法ハンドブック～みんなで支え合い、つながる社会をめざして～」
（令和6年4月改定 東京福祉局）](#)



[これからの個別の教育支援計画（東京都教育委員会Webページ）](#)



[小学校・中学校・高等学校での指導（東京都教育委員会Webページ）](#)



関連する動画資料の URL 及び二次元コード

[校内研修シリーズ（テーマ別） 特別支援教育（インクルーシブ教育）
（NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ）](#)

※ NO.17、70、77、78、115、119、122、123



6 発達障害の理解と支援

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 様々な障害について理解を深める。
- ・ 幼児・児童・生徒の実態に合った支援等を考える。

など

※ 本章における(1)～(3)の表記は「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)に準じています。

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。二次的な障害の発現を防ぐためにも、発達障害のある幼児・児童・生徒への適切な支援は大変重要です。

(1) 学習障害(LD: Learning Disabilities)

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

(2) 注意欠陥多動性障害(ADHD: Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

注意欠陥多動性障害(ADHD)とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいいます。通常12歳になる前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

(3) 自閉症

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言語の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(文部科学省Webページ)	
インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)(国立特別支援総合教育研究所Webページ) ※『『合理的配慮』実践事例データベース』には、合理的配慮の例として実践報告が示されています。	

7 安全教育の推進

● 研修実施のポイント

- ・ 安全教育について理解を深める。
- ・ 安全教育プログラムを活用し、安全教育を推進できる。

など

児童・生徒等は、生涯にわたって自らの安全を確保できる力を身に付け、更に他者や地域社会の安全を意識して活動することが求められています。学校は全ての児童・生徒等に、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するための安全教育を推進していく必要があります。

都内全ての公立学校が、年間を通じて、全ての教職員が参画して、安全教育を推進するため、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の3領域に取り組むことができるよう「安全教育プログラム」を活用します。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[安全教育プログラム（東京都教育委員会Webページ）](#)



[安全教育・防災教育ポータルサイト（東京都教育委員会Webページ）](#)



[東京都防災ホームページ（東京マイ・タイムライン）（東京防災Webページ）](#)



8 環境教育の推進

● 研修実施のポイント

- ・ 環境教育について理解を深め、環境教育を推進できる。

など

環境教育では、環境保全のため、どのような生活様式を選択し、どのような行動を取るべきかなどについて考えることや、自ら責任ある行動を取り、他者と協力して問題を解決していくことなどが大切です。さらに、日々の生活における環境への働き掛けだけではなく、持続可能な社会の構築に向けて、持続可能な開発のための教育（ESD）、持続可能な開発目標（SDGs）、脱炭素社会の実現等と関連付けながら指導し、将来、よりよい環境を創造するための行動ができるような実践力を培うことにつなげることも重要です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[カーボンハーフスタイル推進資料（令和4・5・6年度）（東京都教育委員会Webページ）](#)



[持続可能な地球を目指して—東京都環境教育指導資料—（東京都教育委員会Webページ）](#)



9 食育

● 研修実施のポイント

- ・ 食育について理解し、食育を推進する指導体制について考える。
- ・ 学校給食等の役割を理解し、食に関する指導を充実させる。

など

学校では、管理職、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等で構成する食育推進チームを設置するとともに、食育推進チームの中核的存在となる食育リーダーを選任し、学校全体で食育を推進する指導体制を整備します。また、毎年、食に関する指導の全体計画を作成し、計画に沿って教員、栄養教諭等が協力して授業を実施することにより、食に関する指導を充実させます。

また、学校給食は、学校給食法に基づき実施され、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」とされています。「生きた教材」である学校給食を活用して食に関する指導が実施されています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[食育基本法・食育推進基本計画等（農林水産省Webページ）](#)



[食に関する指導資料集（東京都教育委員会Webページ）](#)



[学校給食法（e-Govポータル）](#)



[東京都の食育の取組～食育総合Web～（東京都産業労働局Webページ）](#)



[給食・食育（東京都教育委員会Webページ）](#)



10 食物アレルギーへの対応

● 研修実施のポイント

- ・ 学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱と、学校生活で求められる配慮・管理を理解する。
- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づく取組を行うことができる。 など

学校では、校内で組織的に食物アレルギーに対応していく必要があります。そのためには、校内に必ずアレルギー対応委員会を設置し、幼児・児童・生徒の食物アレルギーに関する情報の集約、対応の協議・決定を組織的に行うとともに、事前にアレルギー疾患のある幼児・児童・生徒のアレルギー疾患に関する状態を把握するために、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とします。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」
（平成 27 年 2 月 文部科学省 公益財団法人日本学校保健会）](#)



[学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）令和元年度改訂
（公益財団法人 日本学校保健会 Web ページ）](#)



[学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）
（公益財団法人 日本学校保健会 Web ページ）](#)



[「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月 文部科学省）](#)



[「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（2022 年 1 月版 東京都健康安全研究センター）](#)



11 体力向上

● 研修実施のポイント

- ・ 児童・生徒の体力、運動能力等を把握し、体力向上に向けた取組を理解する。
- ・ 体育的活動や運動部活動等の事故を防止するための安全対策を考える。

など

東京都教育委員会では、令和4年3月に新たな総合的な子供の基礎体力向上方策として「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を定め、子供たち一人一人の体力向上に向けた取組を一層推進しています。

体育的活動や運動部活動においては、生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容・方法、指導者の管理・監督・指導、練習場等の施設・設備、使用する用具及び天候・自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を常に有しています。それぞれの競技種目の特性や練習内容・方法に応じた安全対策を講じなければなりません。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

Tokyo 体育健康教育ポータル（東京都教育委員会Webページ）	
令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（スポーツ庁Webページ）	
平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）	
事故防止（東京都教育委員会Webページ）	
平成29年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の対応方針について（東京都教育委員会Webページ）	
水泳授業等における「スタート」の取扱いについて（東京都教育委員会Webページ）	
子供の体力向上の推進（東京都教育委員会Webページ）	

12 「学校 2020 レガシー」に構築に向けた取組の推進

● 研修実施のポイント

- ・ 学校2020レガシーの考え方を知る。
- ・ 学校2020レガシーの取組を充実させる。

など

東京都教育委員会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を、子供たちの人生にとってまたとない重要な機会と捉え、平成 28 年度から令和 3 年度まで「東京都オリンピック・パラリンピック教育」を全校で展開してきました。

各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を、各学校一つ以上「学校 2020 レガシー」として設定します。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針」 （平成 28 年 1 月 東京都教育委員会）	
東京都オリンピック・パラリンピック教育（東京都教育委員会Webページ）	
学校 2020 レガシー（東京都教育委員会Webページ）	

13 日本語指導が必要な児童・生徒

● 研修実施のポイント

- ・ 日本語指導について理解する。
- ・ 児童・生徒一人一人のニーズを把握し、適切な指導を行うことができる。

など

日本語指導が必要な児童・生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童・生徒」もしくは「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒」を指します。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

日本語指導に係る教員等の方へ（東京都教育委員会Webページ）	
--	---

「外国につながる生徒への指導ハンドブック」(令和5年3月 東京都教育委員会)	
外国人生徒の都立高校受検 (東京都教育委員会Webページ)	

14 理数教育の充実

● 研修実施のポイント

- ・ 理数教育について理解し、指導を充実させる。

など

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供の裾野の拡大や子供の才能を見いだし伸ばしていくことが重要です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

平成29・30・31年改訂学習指導要領(本文、解説)(文部科学省Webページ)	
「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 理科編」(平成29年7月 文部科学省)	
「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 理科編」(平成29年7月(令和3年8月一部改訂) 文部科学省)	
東京都教育ビジョン(第5次)(東京都教育委員会Webページ)	

15 グローバル人材の育成

● 研修実施のポイント

- ・ グローバル社会に必要な育成すべき資質・能力について理解する。
- ・ 東京都グローバル人材育成指針等を基に、指導することができる。

など

グローバル社会に必要な力を子供たちが身に付けるためには、世界で通用する実践的な英語等の語学力を育成するとともに、我が国や郷土の伝統や文化を理解し、豊かな国際感覚を醸成することが大切です。その上で、異なる言語や文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性、新しい価値を創造する力を身に付けることが大切です。

東京都教育委員会では令和4年3月に「東京都グローバル人材育成指針」を策定し、育成すべき資質・能力を4つのTARGETとしてまとめ、TARGETに関連する具体的な行動例を示す「行動指標の例」や学校における取組の例、関連する東京都の施策例等を示しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都教育ビジョン（第5次）（東京都教育委員会Webページ）	
「東京グローバル人材育成指針 東京型グローバル人材育成モデルの実施に向けたガイドライン」（令和4年3月 東京都教育委員会）	
中学校英語科（東京都教育委員会Webページ） ※ 生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料等	
JETプログラム（一般財団法人自治体国際化協会Webページ）	
次世代リーダー育成道場（東京都教育委員会Webページ）	
国際バカロレアコース（東京都立国際高等学校Webページ）	

TOKYO GLOBAL GATEWAY W e b ページ	
TOKYO ENGLISH CHANNEL（東京都教育委員会W e b ページ）	
Tokyo GLOBAL Student Navi（東京都教育委員会W e b ページ）	

16 外国語活動・外国語科に関する指導

● 研修実施のポイント

- ・ 外国語活動、外国語科に関する指導について理解し、総合的・系統的に指導することができる。など

小学校中学年から「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視することとしています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省W e b ページ）	
「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 外国語活動・外国語編」（平成 29 年 7 月 文部科学省）	
「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 外国語編」（平成 29 年 7 月 文部科学省）	
外国語教育について知る（文部科学省W e b ページ）	
小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック（文部科学省W e b ページ）	

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校外国語・外国語活動）」 （令和2年3月 国立教育政策研究所）	
「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（中学校外国語）」 （令和2年3月 国立教育政策研究所）	
「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」（令和2年1月 東京都教育 庁指導部義務教育指導課）	
「新学習指導要領の趣旨を踏まえた小学校外国語活動・外国語の指導の充実に向けて」 （令和2年2月 東京都教育庁指導部義務教育指導課）	
小・中共通（学習評価等）（東京都教育委員会Webページ・東京都教育庁指導部義務教育指導課） ※ 子供たちの未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む外国語における指導 と評価の一体化を目指して＜実践事例＞ ※ 小学校と中学校の接続を意識した外国語の指導の充実に向けて	
TOKYO ENGLISH CHANNEL（東京都教育委員会Webページ） ※ 小学生・中学生・高校生の興味関心に応じて、いつでも、どこでも、誰でも、学べる英 語学習環境をウェブ上に実現したコンテンツです。	
「小学校新学習指導要領に対応した「外国語活動・外国語科」充実のための校内研修ハンド ブック」（平成29年12月 東京都教育委員会）	

17 性教育

● 研修実施のポイント

- ・ 性教育の意義について理解し、指導の留意点に配慮しながら、指導することができる。
- ・ 障害の程度や発達の段階等に即した指導内容を考える。

など

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く精神である人間尊重の精神に基づいて行われる教育です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

健康教育（東京都教育委員会Webページ） ※ 性教育の手引	
--	---

18 学校教育と部活動

● 研修実施のポイント

- ・ 部活動の意義を理解し、適切に指導をすることができる。
- ・ 発達の段階等に即した指導内容を考える。

など

学校の教育活動は、学習指導要領に示された各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等で定められた「教育課程」と呼ばれる内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後課外活動等が含まれる「教育課程外」の内容で構成されています。部活動は、教育課程外に学校が計画し、実施する教育活動です。

部活動顧問等は、学校教育法第 11 条で禁じられているとおり、体罰を行わないというコンプライアンス（法令遵守）を徹底しなければなりません。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）	
東京都立学校の管理運営に関する規則（東京都教育委員会 Web ページ）	
「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」（2021 年 5 月 公益財団法人日本スポーツ協会）	

東京都は、部活動の教育的意義と適切な運営の在り方、体罰や不適切な行為の防止、重大事故防止に向けた安全対策や活動中における健康面での留意事項、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備などについてまとめた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和 5 年 3 月 東京都）を作成し、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、学校における教員の勤務負担軽減を図っています。

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」令和 5 年 3 月東京都

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について（東京都教育委員会 Web ページ）	
---	---

19 就学前教育と小学校教育との円滑な接続

● 研修実施のポイント

- ・ 就学前教育と小学校教育の接続について理解する。
- ・ スタートカリキュラムを理解し、指導内容等を考えることができる。

など

就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るためには、子供の発達や学びの連続性を踏まえた教育を充実させていくことが求められています。

小学校入学当初の児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるためには、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

遊びを通した学び（文部科学省Webページ）	
幼保小の架け橋プログラム（文部科学省Webページ）	
「幼稚園教育要領」（平成 29 年 3 月 文部科学省）	
保育所保育指針（厚生労働省Webページ）	
幼保連携型認定こども園教育・保育要領（厚生労働省Webページ）	
「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」（平成 29 年 3 月 文部科学省）	
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラムスタートカリキュラム導入・実践の手引」（平成 30 年 3 月 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター）	
【新幼稚園教育要領等対応】就学前教育カリキュラム改訂版リーフレット及びハンドブック（東京都教育委員会Webページ）	

20 情報モラル教育の推進

● 研修実施のポイント

- ・ 情報モラル教育・情報リテラシー教育について理解する。
- ・ SNS 学校ルールや SNS 家庭ルール等を知り、指導方法等を考えることができる。 など

東京都教育委員会は、各公立学校における児童・生徒のインターネット等の安全な利用のため、情報モラル教育・情報リテラシー教育を積極的かつ継続的に推進しています。

学校は、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNS 東京ルールを踏まえ、SNS 学校ルールの策定及び見直し、SNS 家庭ルールの策定の啓発に取り組めます。

各学校における情報モラル教育の充実と、児童・生徒を有害情報から守る取組を推進するため、情報通信技術の発達に伴う環境の変化や、学校非公式サイト等の監視業務の結果を踏まえ、実際に起きた事例について、学校、教員、保護者等を対象に子供たちへの指導方法や対応方法を示した実践的な指導・啓発資料を作成し、都内全ての公立学校及び区市町村教育委員会に配布しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[SNS 東京ルールの改訂について（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



SNS 東京ルール（平成 31 年 4 月改訂）

- ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④ 個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

SNS 学校ルール

教員の指導のもと、児童・生徒同士が
話し合ってつくるルール

SNS 家庭ルール

保護者と子供が
話し合ってつくるルール

[SNS 東京ルールに関する指導資料（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



[情報モラル補助教材「GIGA ワークブックとうきょう」（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



[「平成 27 年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」
\(平成 28 年 3 月 東京都教育委員会\)](#)



[とうきょうの情報教育【東京都教育委員会 YouTube】\(東京都教育委員会 Web ページ\)](#)



21 プログラミング教育の充実

● 研修実施のポイント

- ・ 小学校プログラミング教育や、中学校技術分野プログラミング教育のねらい等について理解する。
- ・ 授業実践例等により、指導内容を考える。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[小学校プログラミング教育の手引 \(文部科学省 Web ページ\)](#)



[「小学校プログラミング教育入門ガイド」\(令和 2 年 3 月 東京都教職員研修センター\)](#)



[「中学校学習指導要領 \(平成 29 年告示\) 解説 技術・家庭編」
\(平成 29 年 7 月 文部科学省\)](#)



[中学校技術・家庭科 \(技術分野\) 内容「D 情報の技術」\(文部科学省 Web ページ\)](#)



[研究開発委員会指導資料集 \(東京都教職員研修センター Web ページ\)](#)



[とうきょうの情報教育ー情報教育ポータルー \(東京都教育委員会 Web ページ\)](#)



22 一人1台学習者用端末の活用

● 研修実施のポイント

- ・ 一人1台学習者用端末の効果的な活用について理解する。
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度や著作権等について理解し、指導することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「教師が変わる 学校が変わる 子供が変わる～一人1台端末の効果的な活用に向けて～」
\(令和3年2月 東京都教育委員会\)](#)



[授業目的公衆送信補償金制度（一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会Webページ）](#)



[とうきょうの情報教育－情報教育ポータル－（東京都教育委員会Webページ）](#)
※ GIGA ワークブックとうきょう



[とうきょうの情報教育－情報教育ポータル－（東京都教育委員会Webページ）](#)
※ TOKYO スマート・スクール・プロジェクト



[StuDX Style（スタディーエックス スタイル）（文部科学省Webページ）](#)



23 児童虐待の早期発見と適切な対応

● 研修実施のポイント

- ・ 児童虐待について理解する。
- ・ チェックリストを活用し、児童虐待の早期発見に努めることができる。

など

虐待は子供の穏やかな発育・発達を損ない、子供の心身に大変深刻な影響を及ぼします。特に、園・学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないことが、規定されています。

学校、教職員においては虐待の早期発見・対応に努めるとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。

保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[児童虐待の防止等に関する法律（e-Gov ポータル）](#)



[「みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし 2022 年度（令和 4 年）版～」
（令和 4 年 10 月 東京都児童相談センター）](#)



[「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリストの活用①」（東京都教育委員会）](#)
※ 児童虐待防止研修セットより



[児童虐待防止研修セット（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



[児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（文部科学省 Web ページ）](#)



[「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和 2 年 6 月改訂版 文部科学省）](#)



虐待に関する主な連絡先	
児童相談所虐待対応ダイヤル	電話 1 8 9 (いちはやく)
東京都福祉局 東京都児童相談センター・児童相談所	
子供家庭支援センター（各区市町村で設置しています）	
地域の児童相談所	

24 ヤングケアラー

- 研修実施のポイント
 - ・ ヤングケアラーについて理解する。
 - ・ ヤングケアラーの支援について考えることができる。

など

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子供のことです。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

教職員向けデジタルリーフレット「キーワード『見付けてつなぐ』ヤングケアラーを支援するために」（東京都教育委員会Webページ）	
「東京都ヤングケアラー支援マニュアル」（令和5年3月 東京都）	

25 就学奨励事業

- 研修実施のポイント
 - ・ 就学奨励事業について理解し、適切に対応することができる。

など

就学奨励事業とは、特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給するもので、保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としています。東京都では、国庫補助金の対象となる「国庫補助事業（国が半額を補助）」と、これに加えて都が独自に実施する「都単独事業」を実施しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

就学奨励事業のお知らせ（東京都教育委員会Webページ）	
---	---

第8章 障害の理解

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 様々な障害について理解を深める。
- ・ 幼児・児童・生徒の実態に合った支援等を考える。

など

関連する動画資料の URL 及び二次元コード

[校内研修シリーズ（テーマ別） 特別支援教育（インクルーシブ教育）
（NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ）](#)
※ NO.17、70、77、78、115、119、122、123



※ 本章における1～10の表記は「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)に準じています。

1 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりするが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等があります。

2 聴覚障害

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害の状態は、聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっています。

3 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

4 知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の児童・生徒と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。

5 病弱

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいいます。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいいます。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。

6 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。

7 情緒障害

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。

情緒障害の状態の現れ方や時期は様々であり、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、学校生活や社会生活に適応できなくなる場合もあります。また、児童・生徒本人は困難さを感じているにもかかわらず、その困難さが行動として顕在化しないため、一見すると学校生活や社会生活に適応できているように見えてしまう場合もあります。

8 自閉症

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いですが、成人期に症状が顕在化することもあります。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されています。

9 学習障害（LD）

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいいます。

10 注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいいます。

1～10に関連する資料等の URL 及び二次元コード

[障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（文部科学省Webページ）](#)



11 身体障害者手帳・愛の手帳

- (1) 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

身体障害者手帳について（東京都福祉局 東京都心身障害者福祉センターWeb ページ）	
---	---

- (2) 愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付し、知的障害者の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1 度から 4 度に区分されます。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

愛の手帳（東京都福祉局 東京都児童相談センター・児童相談所Web ページ）	
---	---

12 障害のある児童・生徒の就学

「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正がなされました。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要（文部科学省Web ページ）	
---	---

学校教育法施行令（e-Gov ポータル）	
--------------------------------------	---

第9章 特別支援学校

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 特別支援学校の教育課程について理解を深める。
- ・ 所属校の教育課程を確認するとともに、各教科等の単元・題材や行事の位置付けを理解し、実践する。

など

関連する動画資料の URL 及び二次元コード

[校内研修シリーズ（テーマ別） 特別支援教育（インクルーシブ教育）
（NITS 独立行政法人教職員支援機構 Web ページ）](#)
※ NO. 17、70、77、78、115、119、122、123



1 幼稚部の教育課程

幼稚部は、東京都では、視覚障害及び聴覚障害特別支援学校に設置されています。対象は3歳からの視覚及び聴覚に障害のある幼児です。

幼稚部の教育目標は、幼稚園教育の目標に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすることです。

教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領に基づき、幼稚園教育要領第2章に準ずる「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」と、幼児の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域として「自立活動」を加えた6領域で構成します。

幼稚部の毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週を標準とし、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等を考慮して適切に定めるものとしています。また、幼稚部の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準としています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」
（平成29年4月 文部科学省）](#)



[「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
（平成30年3月 文部科学省）](#)



[「聴覚障害教育の手引 言語に関する指導の充実を目指して」（令和2年3月 文部科学省）](#)



2 小・中学部（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校）の教育課程

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校の小学部、中学部の各教科の目標、各学年の目標・内容や、指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては、小学校、中学校の学習指導要領に示すものに準じます。これに加えて、自立活動があります。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
（平成 30 年 3 月 文部科学省）](#)



3 高等部（専攻科を除く）（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校）の教育課程

視覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校は、高等部普通科があります。

聴覚障害特別支援学校には、高等部普通科があり、類型を設けて、専門教科を 24 単位まで履修できるようにしています。

学校設定教科・科目は、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色に応じて、学校が設け、教育委員会に届け出ます。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「特別支援学校 学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」
（平成 30 年 3 月 文部科学省）](#)



[「特別支援学校 高等部学習指導要領」（平成 31 年 2 月 文部科学省）](#)



[特別支援教育（東京都教育委員会Webページ）](#)



4 高等部専攻科（視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校）の教育課程

高等部専攻科では、将来の社会的自立を目指した職業教育を行っています。

東京都においては、視覚障害特別支援学校のうち都立文京盲学校と都立八王子盲学校、聴覚障害特別支援学校のうち都立立川学園と都立葛飾ろう学校に、高等部専攻科を設置しています。

専攻科では、職業に関する専門教科を設置するなどし、各校において实际的な職業教育が行えるような類型を設けて指導に当たっています。教育課程の編成に当たっては、高等部普通科における職業教育の指導が、専攻科において更に専門的に一層深められるようにする必要があります。

5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

重複障害者等に関する教育課程の取扱いに基づき、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程の編成は、知的障害特別支援学校の各教科により編成することができます。この場合、学校教育法施行規則第130条2に規定する特例を適用することができます。また、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合は、自立活動を主として指導を行うことができます。都立特別支援学校では、肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校において「自立活動を主とする教育課程」を編成しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」
\(平成 29 年 4 月 文部科学省\)](#)



6 知的障害特別支援学校 小学部・中学部・高等部の教育課程

知的障害特別支援学校においては、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮して、総合的な学習活動である各教科等を合わせた指導と教科等別の指導を適切に組み合わせて指導に当たっています。

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定する必要があります。

学習指導要領では、知的障害特別支援学校の各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は2段階、高等部は2段階（高等部の専門教科は1段階）で示してあります。

学年ではなく、段階別に内容を示している理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるからです。そのため、段階を設けて示すことにより、個々の児童・生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」
\(平成 29 年 4 月 文部科学省\)](#)



[「特別支援学校 学習指導要領解説 各教科等編 \(小学部・中学部\)」
\(平成 30 年 3 月 文部科学省\)](#)



[「特別支援学校 高等部学習指導要領」\(平成 31 年 2 月 文部科学省\)](#)



7 重複障害教育の教育課程

児童・生徒一人一人の重複した障害についての理解を深め、個に応じた指導を充実することが大切です。視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童・生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及び外国語活動の一部又は全部によって、替えることができます。

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、特別の教科 道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができます（自立活動を主とする教育課程）。都立特別支援学校では、肢体不自由特別支援学校と病弱特別支援学校で実施することができます。

都立特別支援学校における教育課程例

	準ずる教育課程	知的代替の教育課程	自立活動を主とする教育課程
視覚障害 特別支援学校	○	○	
聴覚障害 特別支援学校	○	○	
肢体不自由 特別支援学校	○	○	○
病弱 特別支援学校	○	○	○

	知的障害特別支援学校における教育課程	
知的障害 特別支援学校	普通学級における教育課程 (小・中学部においては、知的障害・自閉症の教育課程)	重度・重複学級における教育課程

「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」 令和3年10月 東京都教育委員会 より作成

8 訪問教育

障害のため通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合（訪問教育）は、障害の状態や学習環境等に応じ、指導内容や指導方法及び指導体制を工夫し、効果的な指導を一層推進する必要があります。

在宅療養や入院治療中等の児童・生徒に対して自宅や病院等に教員を派遣して教育（訪問教育）を行う場合、各学年の総授業時間数及び各教科等の年間授業時数は、各学校で適切に定めることができます。東京都においては、週3回で1回2単位時間（病院内訪問は週5回で1回2時間程度）を標準としています。

病院や重症心身障害児施設内に設置された分教室の場合、訪問教育と同様に、各学年の総授業時間数及び各教科等の年間授業時間数は、実情に応じて各学校で適切に定めることができます。東京都においては、各分教室には教員が常駐していることを踏まえ、可能な限り授業時数を確保することを原則としています。

病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができます。

関連する資料等のURL及び二次元コード

[「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
（平成30年3月 文部科学省）](#)



[小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）（文部科学省Webページ）](#)



9 自立活動

自立活動の目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いは、特別支援学校学習指導要領及び解説（自立活動編）に示されています。

関連する資料等のURL及び二次元コード

[「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」
（平成29年4月 文部科学省）](#)



[「特別支援学校 高等部学習指導要領」（平成31年2月 文部科学省）](#)



[「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」
（平成30年3月 文部科学省）](#)



障害種別ごとの自立活動の指導内容の要点

視覚障害		
区分	項目	指導内容の例
健康の保持	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事	保有する視機能を維持するため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処方法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるように指導する。
心理的な安定	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事	教師が周囲の状況を説明するとともに、幼児・児童・生徒が状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすることができるように指導する。
人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事	誰かが話し掛けてきた場面では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーションを図るための基本的な指導を行う。
	(4) 集団への参加の基礎に関する事	あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるように支援する。
環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事	聴覚や触覚を活用し、弱視であれば、保有する視覚を最大限に活用するとともに、その他の感覚も十分に活用して、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導を行う。
	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	遠用・近用などの各種の弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具、タブレット型端末などを効果的に活用できるように指導する。また、明るさの変化を音の変化に変える感光器のように視覚以外の感覚で確認できる機器を必要に応じて活用できるように指導する。
	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	触覚や保有する視覚などを用い、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察することで、的確な概念を形成できるようにするとともに、それらの概念を日常の学習や生活における認知や行動の手掛かりとして活用できるように指導する。
身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などに直接触らせて確認させた後、自分の身体を実際に使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が、口頭で説明したり、手を添えたりするなどして、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得できるように指導する。
コミュニケーション	(3) 言語の形成と活用に関する事	実際に体験ができるような教材・教具を工夫したり、触覚や聴覚、あるいは保有する視覚を適切に活用したりして、言葉の意味を正しく理解し、活用できるように指導する。
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事	場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などを身に付ける指導を行う。
聴覚障害		
健康の保持	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事	補聴器等を用いる際の留意点についても理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行う。
心理的な安定	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	自分自身の聞こえにくさによって、人とかわる際にどのような困難が生じるのかや、新しい体験をする際にどのように行動したり、周囲に働きかけたりするとよいのかを考えたり、体験したりすることを通して、積極的に問題解決に向かう意欲を育てることができるよう、指導する。

区分	項目	指導内容の例
人間関係の形成	(2) 他者の意図や感情の理解に関すること	会話による補完が十分にできないため目の前の状況だけで判断しがちなことがあるため、そこに至るまでの状況の推移についても振り返りながら、順序立てて考えるなど、出来事の流れに基づいて総合的に判断する経験を積むことができるように指導する。その際には、聴覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、的確に会話の内容を把握できるようにする。
環境の把握	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	身の回りの音を聞き取り、様子や言葉を理解する場合には、視覚や嗅覚などの感覚も総合的に活用できるように指導する。
コミュニケーション	(3) 言語の形成と活用に関すること	「何を書くか(内容)」と「どのように書くか(日本語表現)」の両方を考える負担がかかり、なかなか文章を書き進めることができない幼児・児童・生徒に対しては、手話を活用することにより「何を書くか」を決めさせたのち、「どのように書くか」に専念して書かせる指導が考えられる。また、写真や絵などを見て分かったことや考えたことを学級で話し合い、それを文章で表現する指導なども考えられる。
肢体不自由及び病弱		
心理的な安定	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	移動が困難な場合、手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う困難を自ら改善し得たという成就感がもてるような指導を行う。特に、障害の状態が重度のため、心理的な安定を図ることが困難な幼児児童生徒の場合、寝返りや腕の上げ下げなど、運動・動作をできるだけ自分で制御するような指導を行うことが、自己を確立し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を育てることにつながる。
人間関係の形成	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること	自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して援助を受けることなどについて、実際の体験を通して理解を促す。
環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること	自分自身の体位や動きについて、視覚的なイメージを提示したり、分かりやすい言葉で伝えたりして、自分の身体を正しく調整することができる力を身に付けることができるよう指導する。
身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるような指導が必要である。
コミュニケーション	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	上肢操作の制限から、文字を書いたりキーボードで入力したりすることが困難な場合、画面を一定時間見るために頭部を保持しながら、文字盤の中から自分が伝えたい文字を見ることで入力のできるコンピュータ等の情報機器を活用し、他者に伝える成功体験を重ねることができるよう指導する。

知的障害		
区分	項目	指導内容の例
健康の保持	(5) 健康状態の維持・改善に関すること	二次的な要因による体力低下を防ぐためには、運動することへの意欲を高めながら適度な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導を行う。
	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	自分の考えや要求が伝わったり、相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ね、自ら積極的に人と関わろうとする意欲を育てることが大切である。その上で、言語の表出に関することやコミュニケーション手段の選択と活用に関することなどの指導を行う。
心理的な安定	(3) 自己の理解と行動の調整に関すること	知的障害のある幼児・児童・生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことができるように指導する。
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体の各部位を意識して動かしたり、身体の各部位の名称やその位置などを言葉で理解したりするなど、自分の身体に対する意識を高めながら、自分の身体が基点となって位置、方向、遠近の概念の形成につなげられるように指導する。
環境の把握	(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	興味・関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりすることで、確実に概念の形成につなげていくよう指導する。
	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること	粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体の各部位を意識して動かしたり、身体の各部位の名称やその位置などを言葉で理解したりするなど、自分の身体に対する意識を高めながら、自分の身体が基点となって位置、方向、遠近の概念の形成につなげられるように指導する。
身体の動き	(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること	幼児・児童・生徒が意欲的に活動に取り組み、道具等の使用に慣れていけるよう、興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材に配慮することが大切である。その上で、課題の難易度を考慮しながら、日常生活に必要な基本動作を指導していく。
	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	自分の身体の各部位への意識が十分に高まっていないことや、両手や目と手の協応動作の困難さ、巧緻性や持続性の困難さなど、認知面及び運動・動作面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。また、見通しをもちにくいことから持続するのが難しいことも考えられる。このような場合には、手遊びやビーズなどを仕分ける活動、ひもにビーズを通す活動など、幼児児童生徒が両手や目と手の協応動作などができるように指導することが大切である。
コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること	自分の気持ちを表した絵カードを使ったり、簡単なジェスチャーを交えたりするなど、要求を伝える手段を広げるとともに、人とのやりとりや人と協力して遂行するゲームなどをしたりするなど、認知発達や社会性の育成を促す学習などを通して、自分の意図を伝えたり、相手の意図を理解したりして適切なかわりができるように指導する。
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	タブレット型端末に入れた写真や手順表などの情報を手掛かりとすることや、音声出力や文字・写真など、代替手段を選択し活用したコミュニケーションができるように指導する。

第10章 特別支援学級

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 特別支援学級の教育課程について理解を深める。
- ・ 児童・生徒の実態に合った支援等を考える。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引（東京都教育委員会Webページ）](#)



関連する動画資料の URL 及び二次元コード

[校内研修シリーズ（テーマ別） 特別支援教育（インクルーシブ教育）
（NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ）](#)

※ NO.17、70、77、78、115、119、122、123



1 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために編制された学級であるため、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することは適切ではありません。特に、知的障害特別支援学級の場合、児童・生徒の障害の特性及び心身の発達の段階等を十分に考慮した教育課程を編成する必要があります。

特別支援学級においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定しています。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。よって、児童一人一人に個別指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

学習指導要領では、特別支援学校の小学部又は中学部の各学年における年間総授業時数については、小学校又は中学校の各学年の年間の総授業時数に準ずるものとされています。なお、ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[学校教育法施行規則（e-Gov ポータル）](#)



[平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）](#)



2 特別支援学級の教育課程編成について

肢体不自由特別支援学級、病弱特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級における特別の教育課程においては、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間、特別活動の目標及び内容等は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づいて編成するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることとしています。しかし、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等から、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として編成することができます。この場合、児童・生徒の障害の状態等に応じて、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用したり、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする「自立活動」の指導を設けたりするなどして、特別の教育課程を編成することが必要です。

知的障害特別支援学級等においては、各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替えて教育課程を編成する場合においても、学校教育法に定める小学校又は中学校の目的及び目標の達成を目指すことは変わりませんが、学級の実態や児童・生徒の障害の状態等を考慮の上、後述する知的障害特別支援学校の教科別の指導、各教科等を合わせた指導を適切に組み合わせるなどの児童・生徒の実情に合った教育課程を編成する必要があります。

3 特別支援学級の教育課程編成上の留意点

小学校学習指導要・中学校学習指導要領（平成29年告示）には、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について示されています。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する二つの計画については、全員作成・活用することと規定されています。

なお、東京都教育委員会は、個別の教育支援計画を「学校生活支援シート」、個別の指導計画を「個別指導計画」と呼称しています。

知的障害特別支援学級においては、各教科を知的障害者特別支援学校の各教科に替えて指導を行う場合は、文部科学省著作教科書を有効に活用します。

教育課程	使用する教科書
○準ずる教育課程の場合 ○各教科の目標や内容を下学年の教科書の目標や内容に替える場合	・文部科学省検定済教科書 (区市町村教育委員会で採択された発行者に限る。)
○各教科を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える場合	・文部科学省著作教科書（☆本）（特別支援学校用） (知的障害特別支援学校用として著作・編集された教科書) 《小》国語1～6年 算数1～6年 生活1～6年 音楽1～6年 ☆（1段階）☆☆（2段階）☆☆☆（3段階） 《中》国語1～3年 社会1～3年 数学1～3年 理科1～3年 音楽1～3年 職業・家庭1～3年 ☆☆☆☆（4段階）☆☆☆☆☆（5段階） ・一般図書 (東京都教育委員会の調査研究資料等を参考にして、区市町村教育委員会において採択された教科書以外の図書)

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



学校生活支援シート	個別の教育支援計画（東京都教育委員会Webページ） 1 「つながり」と「安心」保護者とともに作る個別の教育支援計画（平成28年3月） 2 これからの個別の教育支援計画（平成26年3月） 3 「個別の教育支援計画」による支援の実際ーさらに推進する特別支援教育（平成24年3月） 4 個別の教育支援計画の活用～作成と引継の実際～（平成22年12月） 5 特別支援教育の推進に関する資料「特別な支援を継続的に必要としている子供たちのために～通常の学級での「個別の教育支援計画」の作成・活用に向けて～」（平成21年8月）	
	・ 個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン（平成29年3月） ・ 東京都立特別支援学校教育課程編成基準・資料（令和4年3月） ・ 小・中学校等のための個別の教育支援計画Q&A（平成19年3月）	

個別指導計画	「小・中学校の特別支援教育の推進のために」（東京都教育委員会Webページ） ・ 小・中学校の特別支援教育の推進のために ・ 学習評価シート ・ 文字の読み書きチェックリスト ・ 個別指導計画	
--------	---	---

キャリア教育の推進	「自分らしい生き方の実現を目指して 都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用とキャリア発達支援」（令和3年3月 東京都教育委員会）	
	「知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて」（平成28年3月 東京都教育委員会）	
	都立特別支援学校の教育内容・方法の充実（東京都教育委員会Webページ） 5項目 各教科等を合わせた指導の充実（平成27年3月） 6項目 特別支援学校の教育内容の充実（平成26年3月）	
	特別支援学校キャリア教育関係資料（東京都教育委員会Webページ） 5項目 肢体不自由特別支援学校におけるキャリア教育の充実（平成23年3月） 7項目 障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の研究・開発事業（キャリア教育推進委員会）報告書「知的障害特別支援学校におけるキャリア教育の推進」（平成21年3月）	
	特別支援学級におけるキャリア教育の推進（平成22年2月）	

体育的活動の充実	アクティブプランto 2020 ー総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）ー（東京都教育委員会Webページ）	
	・ アクティブプラン to 2020 - 総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画) - 実践事例集（令和3年2月） ・ 広げよう！障害者スポーツ - 誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむために - 【DVD】（平成28年3月） ・ 「10年後の東京」への実行プログラム2010（平成22年1月）	

ICT機器の活用	「教師が変わる 学校が変わる 子供が変わる 一人1台端末の効果的な活用に向けて」(令和3年2月 東京都教育委員会)	
	「情報教育の推進に向けて ～小学校プログラミング教育と情報モラル教育～」(令和2年3月 東京都教育委員会)	

自閉症の障害特性に応じた指導	小学校・中学校・高等学校での指導 (東京都教育委員会Webページ) 7項目 自閉症・情緒障害特別支援学級の実施について(平成28年3月) 8項目 小・中学校の特別支援教育の推進のために (平成26年3月)	
	自閉症 (東京都教育委員会Webページ) 1 高等部における自閉症教育の充実 (平成26年3月) 2 東京都立知的障害特別支援学校中学部自閉症学級指導書「社会性の学習」(平成24年3月) 3 東京都立知的障害特別支援学校小学部自閉症学級指導書「社会性の学習」(平成23年3月) 4 小学校特別支援学級における自閉症の児童の指導の工夫 (平成23年3月) 5 知的障害特別支援学校における自閉症の児童・生徒で編成した学級での指導の研究・開発事業報告書「自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の充実」～学習環境の充実～ (平成21年3月) 6 強度行動障害のある児童・生徒への効果的な指導の在り方 (令和6年2月)	
	「自閉症の障害特性に応じた教育のガイドライン」(平成19年3月 東京都教育委員会)	
	- 東京都立特別支援学校の自閉症学級のための学習環境の構造化について (平成22年3月) - 自閉症の教育課程の充実 (平成20年3月) - 自閉症の障害特性に応じた指導の充実 (平成19年8月)	

4 交流及び共同学習

平成16年6月に障害者基本法が改正され、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定されました。

幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校学習指導要領においては、障害のある幼児・児童・生徒等との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けることが定められており、交流及び共同学習を教育課程に位置付け、計画的に実施していく必要があります。

関連する資料等のURL及び二次元コード

障害者基本法 (e-Gov ポータル)	
-------------------------------------	---

[「交流及び共同学習ガイド」\(平成 31 年 3 月 文部科学省\)](#)



[交流及び共同学習オンラインフォーラム \(文部科学省Web ページ\)](#)



[副籍制度 \(東京都教育委員会Web ページ\)](#)

- ・ 副籍ガイドブック (改訂版) (令和 6 年 2 月)
- ・ 副籍交流事例集 (令和 7 年 2 月)
- ・ 副籍制度の充実のために (リーフレット) (平成 26 年 3 月)
- ・ 東京都における副籍制度の充実に向けて～検討委員会中間まとめ～ (平成 25 年 3 月)
- ・ 副籍制度の充実に向けたアンケート調査の報告について



第11章 通級による指導

関連研修番号等 「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 通級における指導の教育課程について理解を深める。
- ・ 特別支援教室、通級指導学級の違いについて理解する。
- ・ 児童・生徒の実態に合った支援等を考える。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引（東京都教育委員会Webページ）](#)



[特別支援教室運営ガイドラインを作成しました（東京都教育委員会Webページ）](#)



関連する動画資料の URL 及び二次元コード

[校内研修シリーズ（テーマ別） 特別支援教育（インクルーシブ教育）
（NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ）](#)

※ NO. 17、70、77、78、115、119、122、123



1 通級による指導の教育課程

通級による指導は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校、附属中学校、附属小学校（以下、「小学校・中学校等」という）の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を在籍学級とは異なる場所で行う教育の形態です。

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行う必要があります。なお、適応指導教室を利用している児童・生徒は、通級による指導の対象となりません。

東京都では「特別支援教室」「通級指導学級」という通級による指導の形態を位置付けています。

「特別支援教室」は、拠点校の巡回指導教員が各学校を訪問する「巡回指導」を行うことで、特別の指導を在籍校で受けられる教育形態です。

「通級指導学級」は、一部の授業について当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育の形態です。東京都では、弱視通級指導学級、難聴通級指導学級、言語障害通級指導学級があります。

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、小学校・中学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができます。特別の教育課程を編成する場合、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、児童・生徒一人一人に、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要があります。

「特別の指導」については、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いなが

ら行うことができる」とされ、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されています。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までが標準です。ただし、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められることがあることから、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

学校教育法施行規則（e-Gov ポータル）	
---------------------------------------	---

平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Web ページ）	
--	---

2 通級による指導の教育課程編成について

特別の指導の申請を行うに当たっては、単に在籍学級を離れ、一部特別の指導を実施することを判断するのではなく、通常の学級での状況や必要となる特別の指導の時間等を検討し、対象児童・生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、指導内容を設定します。

自立活動を参考とした指導に当たっては、一人一人の児童・生徒の障害の状態に応じて、自立活動の6区分27項目の指導内容の中から必要とする指導項目を選んで、個別指導計画を作成して指導を行います。

通級による指導の記録の記載事項については、児童・生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、小学校児童指導要録・中学校生徒指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入します。他の学校の児童・生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成します。

また、東京都では、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視又は難聴の児童・生徒に対する通級による指導を実施しています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（文部科学省Web ページ）	
---	---

「都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）への通級による指導」（東京都教育委員会）	
--	---

3 通級による指導の教育課程編成上の留意点

[小学部・中学部への就学相談、転学相談について（東京都教育委員会Webページ）](#)

※ 令和6年度 就学相談の手引き



個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する二つの計画については、学習指導要領において、全員作成・活用することと規定されています。

なお、東京都教育委員会では、個別の教育支援計画を「学校生活支援シート」、個別の指導計画を「個別指導計画」と呼称しています。

障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童・生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童・生徒の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されています。この個別の支援計画のうち、幼児・児童・生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものが、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）です。

個別指導計画の作成に当たっては、在籍学級、特別支援教室、通級指導学級それぞれで障害に応じた指導目標・内容・方法について作成します。加えて、在籍学級の担任と共に在籍学級における児童・生徒の実態を的確に把握するなどして、在籍学級における指導目標・内容・方法等との関連を十分に考慮し、「連携型個別指導計画」を作成します。

特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能ですが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないように留意することが必要です。また、通級による指導を行う際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとします。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）](#)



[特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引（東京都教育委員会Webページ）](#)



東京都立特別支援学校教育課程編成基準・資料（令和4年3月）

[特別支援教室運営ガイドラインを作成しました（東京都教育委員会Webページ）](#)



学校生活支援シート	個別の教育支援計画（東京都教育委員会Webページ） 1 「つながり」と「安心」保護者とともに作る個別の教育支援計画（平成28年3月） 2 これからの個別の教育支援計画（平成26年3月） 3 「個別の教育支援計画」による支援の実際ーさらに推進する特別支援教育ー（平成24年3月） 4 個別の教育支援計画の活用～作成と引継の実際～（平成22年12月） 5 特別支援教育の推進に関する指導資料「特別な支援を継続的に必要としている子供たちのために～通常の学級での「個別の教育支援計画」の作成・活用に向けて～」	
	・ 個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン（平成29年3月）	
特別支援教室、 通級指導学級と在籍学級との連携	「読めた」「わかった」「できた」読み書きアセスメント個別指導事例編（中学校版）（東京都教育委員会Webページ）	
	『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント～活用&支援マニュアル～（平成29年3月 東京都教育委員会）	
	「通常の学級における個別指導ーひらがなの学習から児童を支えるー」（平成29年3月 東京都教育委員会）	
	小学校・中学校・高等学校での指導（東京都教育委員会Webページ） ・ 自閉症・情緒特別支援学級の教育課程の在り方について（平成28年3月） ・ 小・中学校の特別支援教育の推進のために（平成26年3月）	



2年次研修



目 次

※ 2 年次研修受講者は、以下の 1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通の内容も合わせて御確認ください。

東京都若手教員育成研修

1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通

第 1 章 東京都教育委員会の教育目標と施策	共通-5～6
第 2 章 東京都公立学校教員としての服務	共通-7～13
第 3 章 教員が身に付けるべき力Ⅰ～学習指導力～	共通-14～17
第 4 章 教員が身に付けるべき力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～	共通-18～26
第 5 章 教員が身に付けるべき力Ⅲ～外部との連携・折衝力～	共通-27～28
第 6 章 教員が身に付けるべき力Ⅳ～学校運営力・組織貢献力～	共通-29
第 7 章 学校における主な教育課題	共通-30～52
第 8 章 障害の理解	共通-53～55
第 9 章 特別支援学校	共通-56～63
第 10 章 特別支援学級	共通-64～68
第 11 章 通級による指導	共通-69～72

2 年次研修

第 1 章 2 年次教員に求められる力Ⅰ ～学習指導力～

1 主体的・対話的で深い学び (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 3 章「1 主体的・対話的で深い学び」)	2 年次 - 3
2 授業力と授業改善 (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 3 章「2 授業力と授業改善」)	2 年次 - 3
3 授業づくり (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 3 章「3 授業づくり」)	2 年次 - 3
4 授業研究の実践 (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 3 章「4 授業研究の実践」)	2 年次 - 3
5 学習評価 (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 3 章「5 学習評価」)	2 年次 - 3

第 2 章 2 年次教員に求められる力Ⅱ ～生活指導力・進路指導力～

1 規範意識の醸成に関する指導	2 年次 - 4
2 学校における危機管理	2 年次 - 4
3 情報モラル教育の推進 (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 7 章「20 情報モラル教育の推進」)	2 年次 - 5
4 自尊感情や自己肯定感の育成	2 年次 - 5
5 いじめ問題とその対応	2 年次 - 6
6 児童虐待の早期発見と適切な対応 (1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第 7 章「23 児童虐待の早期発見と適切な対応」)	2 年次 - 6
7 体罰の根絶に向けた対策	2 年次 - 7

第1章 2年次教員に求められる力Ⅰ ～学習指導力～

関連研修番号等 (2年次) 1～15

※ 主に学習指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント(第1章)

- ・ 適切に観点別学習状況の評価を行う。
- ・ 授業研究において、授業と協議を通して課題を明らかにし、授業改善を図る。 など

1 主体的・対話的で深い学び

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第3章「1 主体的・対話的で深い学び」](#)を参照します。

2 授業力と授業改善

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第3章「2 授業力と授業改善」](#)を参照します。

3 授業づくり

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第3章「3 授業づくり」](#)を参照します。

4 授業研究の実際

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第3章「4 授業研究の実際」](#)を参照します。

5 学習評価

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第3章「5 学習評価」](#)を参照します。

第2章 2年次教員に求められる力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～

1 規範意識の醸成に関する指導

関連研修番号等 16、17、19

※ 主に生活指導力・進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 所属校における規範意識を育むための取組を知る。
- ・ 学習指導と生活指導を関連させた指導を意識し、児童・生徒の規範意識を醸成する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

教育基本法（e-Gov ポータル）	
学校教育法（e-Gov ポータル）	
生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	

2 学校における危機管理

関連研修番号等 20

※ 主に生活指導力・進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 所属校における危機管理計画、自然災害や事件・事故への対応マニュアル等を確認する。
- ・ 各教科等や家庭・地域と連携して、安全教育の充実を図る。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年度2月 文部科学省）	
学校危機管理マニュアル（東京都教育委員会Webページ）	

東京防災ホームページ（東京くらし防災・東京防災）（東京都防災Webページ）	
安全教育・防災教育ポータルサイト（東京都教育委員会Webページ）	
東京防災ホームページ（東京マイ・タイムライン）（東京都防災Webページ）	
学校保健安全法（e-Gov ポータル）	

3 情報モラル教育の推進

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第7章「20 情報モラル教育の推進」](#)を参照します。

4 自尊感情や自己肯定感の育成

関連研修番号等 24

※ 主に生活指導力・進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 自尊感情や自己肯定感について理解する。
- ・ 所属校における自尊感情や自己肯定感を高める取組を知り、実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

東京都教育ビジョン（東京都教育委員会Webページ）	
令和3年度 紀要等（東京都教職員研修センターWebページ） ※ 自尊感情や自己肯定感に関する調査研究（2年次）－各校種における授業モデルの開発を目指して－【本文】	
令和3年度 教育課題研究「自尊感情や自己肯定感に関する調査研究」指導資料 児童・生徒の「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるために（東京都教職員研修センターWebページ）	

東京都教職員研修センター紀要等（東京都教職員研修センターWebページ）	
---	---

「生徒指導リーフ」シリーズ（国立教育政策研究所Webページ）	
--	---

5 いじめ問題とその対応

関連研修番号等 18、23

※ 主に生活指導力・進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 最新のいじめに関する調査の結果等を確認し、実態を把握する。
- ・ 所属校におけるいじめに関する組織的な対応を確認し、実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（概要版）（令和6年10月 東京都教育委員会）	
生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）	
いじめの防止等の対策（東京都教育委員会Webページ）	
別添3 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（文部科学省Webページ）	

6 児童虐待と早期発見と適切な対応

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第7章「23 児童虐待の早期発見と適切な対応」](#)を参照します。

7 体罰の根絶に向けた対策

関連研修番号等 22

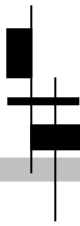
※ 主に生活指導力・進路指導力に関する研修での活用が考えられる。

- 研修実施のポイント
 - ・ 体罰が繰り返される構造を理解する。
 - ・ 所属校における体罰に関する取組を理解し、実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」について（東京都教育委員会Webページ）	
体罰根絶に向けた総合的な対策について（東京都教育委員会Webページ）	
令和4年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について（東京都教育委員会Webページ）	



3年次研修



目 次

※ 3年次研修受講者は、以下の1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通の内容も合わせて御確認ください。

東京都若手教員育成研修

1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通

第1章 東京都教育委員会の教育目標と施策	共通-5～6
第2章 東京都公立学校教員としての服務	共通-7～13
第3章 教員が身に付けるべき力Ⅰ～学習指導力～	共通-14～17
第4章 教員が身に付けるべき力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～	共通-18～26
第5章 教員が身に付けるべき力Ⅲ～外部との連携・折衝力～	共通-27～28
第6章 教員が身に付けるべき力Ⅳ～学校運営力・組織貢献力～	共通-29
第7章 学校における主な教育課題	共通-30～52
第8章 障害の理解	共通-53～55
第9章 特別支援学校	共通-56～63
第10章 特別支援学級	共通-64～68
第11章 通級による指導	共通-69～72

3年次研修

第1章 授業力向上を目指す授業研究

1 主体的・対話的で深い学び (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「1 主体的・対話的で深い学び」)	3年次-3
2 授業力と授業改善 (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「2 授業力と授業改善」)	3年次-3
3 授業づくり (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「3 授業づくり」)	3年次-3
4 授業研究の実際 (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「4 授業研究の実際」)	3年次-3
5 学習評価 (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「5 学習評価」)	3年次-3

第2章 外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力に関する課題と対応

1 学校運営連絡協議会・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	3年次-4
2 学校評価	3年次-4
3 保護者とのよりよい関係のつくり方 (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第5章「1 保護者とのよりよい関係のつくり方」)	3年次-5
4 対応の基本 (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第5章「2 対応の基本」)	3年次-5
5 地域との連携	3年次-5
6 教育課題に関する保護者・地域への情報公開と発信	3年次-6
7 校務分掌を通じた組織貢献	3年次-7
8 文書事務 (1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第6章「2 文書事務の基礎」)	3年次-7

その他

東京教師道場について	3年次-8
------------	-------

第1章 授業力向上を目指す授業研究

関連研修番号等 (3年次) 1～10

※ 主に学習指導力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 主体的・対話的で深い学びや指導と評価の一体化について理解を深め、授業研究を実施する。
- ・ 後輩教員の授業を課題に即して視点を明確にして観察し、助言することができる。 など

1 主体的・対話的で深い学び

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「1 主体的・対話的で深い学び」](#)を参照します。

2 授業力と授業改善

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「2 授業力と授業改善」](#)を参照します。

3 授業づくり

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「3 授業づくり」](#)を参照します。

4 授業研究の実際

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「4 授業研究の実際」](#)を参照します。

5 学習評価

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第3章「5 学習評価」](#)を参照します。

第2章 外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力に関する課題と対応

関連研修番号等 (小中高特3) 21

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

1 学校運営連絡協議会・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

● 研修実施のポイント

- ・ 学校運営連絡協議会における協議内容を踏まえて、自校の課題と改善策を検討する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（文部科学省Webページ）](#)



[都立学校学校運営連絡協議会（東京都教育委員会Webページ）](#)



2 学校評価

関連研修番号等 (小中高特3) 28～30

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学校評価の目的や流れを知る。
- ・ 所属校における前年度の学校評価を踏まえた取組を理解し、実践する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校評価ガイドライン」の改訂について（文部科学省Webページ）](#)



3 保護者とのよりよい関係のつくり方

関連研修番号等 (小中高特3) 19、20

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ これまでに経験した保護者等からの要望等へ対応した事例を振り返り、保護者等との信頼関係に基づいた対応の在り方について整理する。 など

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第5章「1 保護者とのよりよい関係のつくり方」](#)を参照します。

4 対応の基本

関連研修番号等 (小中高特3) 19、20

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ これまでに経験した保護者等からの要望等へ対応した事例を振り返り、保護者等との信頼関係を築くために大切なことを整理する。 など

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第5章「2 対応の基本」](#)を参照します。

5 地域との連携

関連研修番号等 (小中高特3) 17、18

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 地域の施設や人材を活用した教育活動の在り方について実践を通して学ぶ。 など

(1) 教育活動に関わる連携

[東京都教育ビジョン（第5次）（東京都教育委員会Webページ）](#)



(2) 外部人材の活用

[「未来の東京」戦略（東京都政策企画局Webページ）](#)



(3) 生活指導や健全育成に関わる連携

[生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）](#)



6 教育課題に関する保護者・地域への情報公開と発信

関連研修番号等 (小中高特3) 17～20

※ 主に外部との連携・折衝力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 東京都における教育課題を知り、所属校での取組を理解する。
- ・ 所属校における保護者・地域等への情報公開や発信の方法や内容について知り、理解や協力を得て実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

施策（東京都教育委員会Webページ）	
主要事務事業の概要（東京都教育委員会Webページ）	

7 校務分掌を通じた組織貢献

関連研修番号等 (小中高特3) 22～27

※ 主に学校運営力・組織貢献力に関する研修での活用が考えられる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学級・学年間の連携を密にした学年経営の取組について、実践を通して学ぶ。
- ・ 担当する校務分掌における課題を把握し、改善の視点をもちながら、実践を通して学ぶ。 など

関連する資料の URL 及び二次元コード

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定について（東京都教育委員会Webページ）	
東京都教員人材育成基本方針等（東京都教育委員会Webページ）	
都立高校改革に関する計画	

8 文書事務

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第6章「2 文書事務の基礎」](#)を参照します。

東京教師道場について

令和7年度東京教師道場 部員・リーダー募集案内リーフレットより一部抜粋

募集対象者 部員又はリーダーに「なりたい」と考えている方は、所属校の管理職に御相談ください。

【部員】 次の全てに該当する教員
 ・教職経験年数が4年から10年程度の教員
 ・教科等の指導において高い専門性を身に付けたい教員
 ・校長が指導的役割を担えるよう育成したい教員

【リーダー】 次のいずれかに該当する教員
 ・東京都教育委員会が実施しているリーダー養成研修を修了した教員
 ・東京都教育研究員及び東京都研究開発委員会委員を修了した教員又は東京都多摩地区教育推進委員会委員等を経験した教員
 ・若手教員育成の実績のある主幹教諭、指導教諭、主任教諭
 ・教科等の指導において専門性が高い主幹教諭、指導教諭、主任教諭

申込締切 令和6年11月29日（金）
 ・募集人数 部員400人程度、リーダー100人程度
 ・申し込み方法等の詳細 令和7年度東京教師道場部員・リーダー募集に関する通知や東京都教職員研修センターWebページを御覧ください。

令和6年度における東京教師道場 各教科等(組)の構成 ※ 応募の状況に応じて教科等を構成します。
 【小学校】 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、体育、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、道徳
 【中学校】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳
 【高等学校】 国語、地理歴史・公民、数学、理科、音楽、保健体育、家庭、外国語、工業
 【特別支援教育】 視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、病弱教育、知的障害教育、情緒障害教育

応募から研修開始までの流れ（部員・リーダー共通）

申込受付 令和6年10月1日（火）から同年11月29日（金）まで

部員・リーダー決定	令和7年1月下旬 通知
リーダー研修 第1回授業研究	令和7年3月下旬 開催 令和7年4月中旬 開催

お知らせ

① **道場見学** 授業研究（部員による授業と協議）を見学することができます。
 場所：授業研究の実施校（都内公立学校）
 時期：令和6年5月下旬から同年10月31日（木）まで実施中
 時間：午後1時30分から午後4時30分まで
 ※ 時間は、授業の時間に合わせて開始時刻が変更となる場合があります。
 ※ 協議や時間等に関する詳細については、東京都教職員研修センターWebページに掲載しております。

② **部員による授業公開** 2年次の部員の授業を参観し、協議等に参加することができます。
 ※ 実施日時や会場については、10月上旬を目途に、東京都教職員研修センターWebページに掲載する予定です。

問合せ先
 東京都教職員研修センター研修部授業力向上課
 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
 TEL.03-5802-2236（直通） <http://www.kyokyu-kensyu.metro.tokyo.lg.jp>



仲間と共に学び、授業力を高める

令和7年度東京教師道場 部員・リーダー募集

Tpdc

東京都教職員研修センター
Tokyo Metropolitan School Personnel In-Service Professional Development Center



【東京教師道場で目指す姿】
 東京都公立学校の児童・生徒の学力向上を図るため、2年間にわたる授業研究を通して、教員の授業力をより一層高めるとともに、他の教員を指導する資質・能力を育成します。

【2年間の研修の流れ】

第1期
把握・点検期

自身の授業力を把握する。

第2期
発展・充実期

徹底的に研さんを積む。

第3期
自立・完成期

他の教員の指導的役割を担う力を磨く。

授業力UP!!

【研修体制】
 「班」を編制し、研修に取り組みます。

- ・同一の教科・校種の部員4人程度
- ・リーダー1人
- ・教授(学習指導専門員)1人

(班の構成の例)

リーダー

部員

部員

教授

【部員経験者の声】

研修を通して、授業に対する考え方が変わり、授業力が向上したことで、**生徒の反応が大きく変わりました。**

話し合いを通して授業を構成していくと、自分だけでは気付くことができない視点を見いだせたり、発問を考えたりできたので、**授業力の向上につながった**と感じています。

自分に自信を付けたい思いで、教師道場で受講できたことを、**今とても良かった**と思っています。

【研修の成果】

Q.東京教師道場を受講する前と比べ、部員の授業力はどうに変容しましたか。(所属長回答) 令和5年度 2年次終了時点

どちらかと言えば向上しなかった 1%

向上した 75%

どちらかと言えば向上した 24%

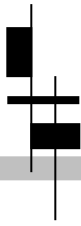
Q.東京教師道場を受講する前と比べ、自身の授業力について、当てはまるものを選んでください。(2年次部員回答) 令和5年度 2年次終了時点

どちらかと言えば向上しなかった 1%

向上した 87%

どちらかと言えば向上した 12%

* 令和8年度に研修開始となる部員及びリーダーの募集については、令和7年度中に管理職に御相談ください。



新規採用養護教諭研修

目 次

※新規採用養護教諭研修受講者は、以下の1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通の内容も合わせて御確認ください。

東京都若手教員育成研修

1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通

第1章	東京都教育委員会の教育目標と施策	共通-5～6
第2章	東京都公立学校教員としての服務	共通-7～13
第3章	教員が身に付けるべき力Ⅰ～学習指導力～	共通-14～17
第4章	教員が身に付けるべき力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～	共通-18～26
第5章	教員が身に付けるべき力Ⅲ～外部との連携・折衝力～	共通-27～28
第6章	教員が身に付けるべき力Ⅳ～学校運営力・組織貢献力～	共通-29
第7章	学校における主な教育課題	共通-30～52
第8章	障害の理解	共通-53～55
第9章	特別支援学校	共通-56～63
第10章	特別支援学級	共通-64～68
第11章	通級による指導	共通-69～72

新規採用養護教諭研修

第1章 養護教諭に求められる力Ⅰ ～保健管理に関する力～（主に保健管理に関わること）

1	養護教諭の職務	養-3
2	健康観察	養-3
3	健康診断	養-4
4	救急処置と緊急体制	養-5
5	学校における医薬品の管理	養-5
6	学校環境衛生	養-5
7	アレルギー疾患への対応	養-6
8	健康上配慮を要する児童・生徒への関わり	養-7
9	感染症の予防と出席停止	養-7
10	学校保健事務	養-8

第2章 養護教諭に求められる力Ⅱ ～学習指導力～（主に保健教育に関わること）

1	児童・生徒の心身の健康の保持増進に向けた基本的な考え方	養-9
2	保健教育	養-9

第3章 養護教諭に求められる力Ⅲ ～生活指導力・進路指導力～（主に健康相談及び保健指導に関わること）

1	児童・生徒理解と生活指導上の課題	養-11
2	健康相談	養-11
3	保健室登校	養-12

第4章 養護教諭に求められる力Ⅳ ～外部との連携・折衝力～（主に保健組織活動に関わること）

1	関係機関との連携と学校保健委員会等の組織活動	養-13
---	------------------------	------

第5章 養護教諭に求められる力Ⅴ ～学校運営力・組織貢献力～（主に保健室経営に関わること）

1	保健室経営の実際	養-14
2	学校保健計画作成への参画	養-15

第1章 養護教諭に求められる力Ⅰ ～保健管理に関する力～ (主に保健管理に関わること)

指標との主な関連

※ A 学習指導力・保健管理に関する力

- ② 児童・生徒の健康状況を把握し、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理を適切に行うことができる。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

学校保健安全法（e-Govポータル）	
学校保健安全法施行規則（e-Govポータル）	

1 養護教諭の職務

● 研修実施のポイント

- ・ 養護教諭の法的な位置付け等を知る。
- ・ これからの学校保健に求められている養護教諭の役割等を理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から-令和2年度改訂一」（令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会）	
校内研修シリーズ No.146：養護教諭の職務（NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ）	

2 健康観察

● 研修実施のポイント

- ・ 健康観察の目的、留意点、法的位置付けを理解する。
- ・ 学校の実態に合った健康観察の方法を考え、実施及び記録することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省Webページ）	
--	---

[「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果からー令和2年度改訂ー」\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



3 健康診断

● 研修実施のポイント

- ・ 健康診断の意義、法的位置付けを理解する。
- ・ 健康診断の留意点を理解し、計画、実施及び事後措置等を行うことができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果からー令和2年度改訂ー」\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」\(平成27年8月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[健康診断マニュアル \(文部科学省Webページ\)](#)



[一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について \(文部科学省Webページ\)](#)



[Q&A「成長曲線に基づく児童生徒等の健康管理」\(公益財団法人 日本学校保健会Webページ\)](#)



[「学校心臓検診の実際 スクリーニングから管理まで 令和2年度改訂」\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「学校検尿のすべて 令和2年度改訂」\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



- ・ 健康診断を実施しながら、設営した会場を写真で記録し、かかった時間や気付いたことなどをこまめに記録しておく
- ・ 健康診断が終了したら、校内の教職員からも反省点や気付いたことを聴取し、次年度の改善に生かしましょう。

4 救急処置と緊急体制

● 研修実施のポイント

- ・ 救急処置の法的位置付けや、学校における救急処置の目的や特質を理解する。
- ・ 学校における救急体制を確立し、緊急時の対応の留意点に配慮しながら対応することができる。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から-令和2年度改訂一」(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会)	
---	---

災害共済給付Web (独立行政法人 日本スポーツ振興センターWeb ページ)	
--	---

5 学校における医薬品の管理

● 研修実施のポイント

- ・ 学校での一般用医薬品の管理及び購入について理解する。
- ・ 薬品の保管・管理について、配慮しながら対応することができる。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂」(令和5年3月 公益財団法人 日本学校保健会)	
--	---

6 学校環境衛生

● 研修実施のポイント

- ・ 学校環境衛生の法的な位置付けを理解する。
- ・ 学校環境衛生基準に基づき、日常点検や定期検査を計画的に実施することができる。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践(平成30年度改訂版)」(平成30年5月 文部科学省)	
--	---

学校環境衛生 (文部科学省Web ページ)	
---------------------------------------	---

7 アレルギー疾患への対応

● 研修実施のポイント

- ・ 学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱と、学校生活で求められる配慮・管理を理解する。
- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づく取組を行うことができる。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」
（平成27年2月 文部科学省 公益財団法人日本学校保健会）](#)



[学校生活管理指導表（公益財団法人 日本学校保健会Webページ）](#)



[「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」
（公益財団法人 日本学校保健会Webページ）](#)



[「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）](#)



[「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（2022年1月版 東京都健康安全研究センター）](#)



[「令和4年度 アレルギー疾患に関する調査報告書」
（令和5年3月 公益財団法人 日本学校保健会）](#)



8 健康上配慮を要する児童・生徒への関わり

● 研修実施のポイント

- ・ 心臓・腎臓疾患等に罹患している幼児・児童・生徒に対する疾病管理の目的を理解する。
- ・ 疾病管理の留意点に配慮し、疾病管理を行うことができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から-令和2年度改訂-」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[学校生活管理指導表（公益財団法人 日本学校保健会Webページ）](#)



[「心疾患児 学校生活管理指導のしおり 学校・学校医 令和2年度改訂」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「腎疾患児 学校生活管理指導のしおり 学校・学校医 令和2年度改訂」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂」
\(令和5年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



9 感染症の予防と出席停止

● 研修実施のポイント

- ・ 学校における感染症予防の考え方を理解する。
- ・ 学校感染症の種類や状況に応じて、出席停止や臨時休業に対応することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>」
\(令和6年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
幼小中高・特別支援学校に関する情報（令和5年5月8日以降について）
\(文部科学省Webページ\)](#)



10 学校保健事務

● 研修実施のポイント

- ・ 学校保健計画に基づいた学校保健事務を理解する。
- ・ 学校保健事務を進める際の留意点に配慮し、計画的に取り組むことができる。

など

(1) 学校保健計画に基づいた学校保健事務の例

健康診断	・ 健康診断票等諸用紙への記入、転記 ・ 健康診断結果の通知作成、受診報告の集約 ・ 健康診断結果の統計処理 ・ 教育委員会への報告文書の作成 ・ 学校医、学校歯科医の執務記録簿の管理
健康観察	・ 健康観察結果の集計、分析 ・ 欠席者・遅刻者の把握、集計 ・ 学校感染症による出席停止等の報告文書の作成
救急処置	・ 来室状況の記録 ・ 来室状況の統計処理 ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける災害給付金の手続 ・ 病院等へ移送した際のタクシー利用に関する手続
学校環境衛生	・ 日常点検や定期検査の記録・管理 ・ 教育委員会への報告文書の作成 ・ 学校薬剤師の執務記録簿の管理
組織活動	・ 学校保健委員会の資料作成
保健室経営	・ 次年度の学校保健計画の策定 ・ 保健室経営計画の作成 ・ 保健室の備品・消耗品等の管理 ・ 物品購入手続 ・ 保健室の備品等の管理
その他 保健に関する事項	・ 保健便り、その他の通知文書の作成 ・ 週ごとの指導計画、保健日誌の記入 ・ 医療券等の手続

(2) 学校保健事務を進める際の留意点

ア 業務の効率化

業務を正確に、かつ効率よく進めます。

イ 情報セキュリティ・個人情報保護

保健室には、個人情報に関わる文書等が数多くあります。そして、教職員や幼児・児童・生徒のみならず、保護者や業者など、多くの人が入り出る場でもあります。そのことを十分認識して、個人情報の漏洩事故を防ぐために、文書や電子ファイルの管理方法や保管場所に十分配慮します。事務作業中、席を離れるときは、PCを一旦閉じたり、書類をしまったりして、他の人間の目に触れることがないように注意します。また、個人情報の持ち出しは厳に慎みましょう。詳しくは、各校の情報管理マニュアル等を参照しましょう。

前年度の記録や提出書類の写しをよく見て、どの時期に、どのような学校保健事務が行われていたのか確認しましょう。

第2章 養護教諭に求められる力Ⅱ

～学習指導力～
(主に保健教育に関わること)

指標との主な関連

※ A 学習指導力・保健管理に関する力

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに教育課程に基づき教育活動の質の向上を図ることの意義を理解し、各教科主任や学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を適切に行うことができる。

1 児童・生徒の心身の健康の保持増進に向けた基本的な考え方

● 研修実施のポイント

- ・ 現代的な健康課題に関わる養護教諭の役割を理解する。
- ・ 児童・生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するために、教職員や家庭・地域と連携して取組を実施することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」
\(平成29年3月 文部科学省\)](#)



2 保健教育

● 研修実施のポイント

- ・ 教育課程における保健教育の位置付けを理解する。
- ・ 保健教育の推進や、養護教諭の特質を生かした指導を学ぶ。

など

保健教育は、「従来、教科等を中心とした『安全学習』、『保健学習』と特別活動等による『安全指導』、『保健指導』に分類されている構造については、資質・能力の育成と教育課程全体における教科等の役割を踏まえた再整理が求められる。」との指摘があり、「保健学習」、「保健指導」の用語を用いた分類はしなくなっています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第197号）（文部科学省Webページ）](#)



[平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）](#)



[指導資料・事例集（国立教育政策研究所Webページ）](#)

- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
- ・ 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」（平成30年12月）
- ・ 「学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編」（令和5年3月）等



「改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引」(平成31年3月 文部科学省)	
「改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引」(令和2年3月 文部科学省)	
「改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引」(令和3年3月 文部科学省)	

健康教育(東京都教育委員会Webページ)	
Tokyo 体育健康教育ポータル(東京都教育委員会Webページ)	

「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から-令和2年度改訂-」(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会)	
---	---

「保健教育の指導と評価 令和4年度版」(令和5年3月 公益財団法人 日本学校保健会)	
--	---

「保健教育における個別指導の考え方・進め方」(令和6年3月 公益財団法人 日本学校保健会)	
---	---

「薬物乱用防止教室マニュアル -令和5年度改訂-」(令和6年3月 公益財団法人 日本学校保健会)	
--	---

校内研修シリーズ No.27: 保健教育の基礎 (NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ)	
--	---

研修会等の機会を活用して自己研さんを積み、常に最新の知識を取り入れ、養護教諭としての力量を高める努力をしましょう。

第3章 養護教諭に求められる力Ⅲ ～生活指導力・進路指導力～

(主に健康相談及び保健指導に関わること)

1 児童・生徒理解と生活指導上の課題

指標との主な関連

※ B 生活指導力・進路指導力

- ② 生活指導上の課題に直面した際、管理職等に報告し、関係者と相談しながら解決することができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 生活指導の目的を知り、児童・生徒理解を深められるようにする。
- ・ 生徒指導における健康課題への対応と関わりや、養護教諭と他の教職員との連携について学ぶ。など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[生徒指導提要（改訂版）（文部科学省Webページ）](#)

※ 文部科学省では「生徒指導」としていますが、東京都では「生活指導」という言葉を使用しています。



- ・ 前任者や、生活指導主任、管理職、その他の教職員と情報交換を密にし、児童・生徒理解に役立つ情報を得るようにしましょう。
- ・ 児童・生徒理解に役立つような情報は、ささいなことでも記録する習慣を付けましょう。
- ・ 児童・生徒に気になる様子があったら、必ず管理職や関係する教職員に伝えましょう。
- ・ 児童・生徒理解に関する資料や記録は、施錠可能な保管庫に保管しましょう。

2 健康相談

指標との主な関連

※ B 生活指導力・進路指導力

- ① 他の教員と連携し、健康相談や心身の健康観察、情報収集を行いながら、児童・生徒理解を深めることができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 健康相談の法的な位置付けや、目的を理解する。
- ・ 健康相談実施上の留意点に配慮し、課題解決に当たって組織的に対応できるようにする。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引ー令和3年度改訂ー」
\(令和4年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」
\(平成20年7月9日 文部科学省スポーツ・青少年局長\)](#)



3 保健室登校

指標との主な関連

※ B 生活指導力・進路指導力

- ① 他の教員と連携し、健康相談や心身の健康観察、情報収集を行いながら、児童・生徒理解を深めることができる。
- ② 生活指導上の課題に直面した際、管理職等に報告し、関係者と相談しながら解決することができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 保健室登校の意義を知り、保健室登校の実施に当たっての確認事項を理解する。
- ・ 児童・生徒や保護者との関わりや、養護教諭と他の教職員との連携について学ぶ。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引ー令和3年度改訂ー」
\(令和4年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[【教職員向け】児童・生徒を支援するためのガイドブック（東京都教育委員会Webページ）](#)



[「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～」\(令和3年1月 東京都教育委員会\)](#)



[「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」
\(令和5年3月 文部科学省\)](#)



毎日の出欠確認の際、欠席の理由も確認しましょう。原因不明の欠席があった場合は、管理職や関係する教職員と相談しながら、早期に対応して安否確認を行い、必ず状況を把握できるようにしましょう。

第4章 養護教諭に求められる力Ⅳ ～外部との連携・折衝力～ (主に保健組織活動に関すること)

1 関係機関との連携と学校保健委員会等の組織活動

指標との主な関連

※ C 外部との連携・折衝力

- ① 健康課題や発達の課題に応じた対応及び健康の保持増進について、他の教員・保護者・地域・関係機関と連携協働して取り組むことができる。
- ② 課題に応じて、他の教員・保護者・地域・関係機関と円滑なコミュニケーションを図り、連携協働を通じて解決に向けて取り組むことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学校保健委員会について理解し、保健主任と連携し、企画・運営に当たることができる。
- ・ 児童・生徒の委員会活動の指導について理解する。

など

(1) 学校保健委員会

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から-令和2年度改訂-」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「平成27年度「学校保健委員会に関する調査」報告書」
\(平成28年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「保健主事のための実務ハンドブック-令和2年度改訂-」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)

※ 保健主事は、東京都では「保健主任」と呼称しています。



(2) 児童・生徒の委員会活動の指導

多くの学校では、児童・生徒の委員会活動において「保健委員会」等の名称で、児童・生徒の健康に関わる委員会が設置されています。養護教諭として関わる場面の多い教育活動ですので、学習指導要領における目標を意識し、他の教職員と連携して指導しましょう。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）](#)



- ・ 所属校で行われてきた学校保健委員会の内容、資料等を確認しましょう。
- ・ 学校保健委員会の議題となる児童・生徒等の健康課題について、いつでも情報提供できるように実態を把握しておきましょう。
- ・ 児童・生徒の委員会活動は、養護教諭の専門性を生かし、児童・生徒が主体的に健康に関する学校全体の問題を解決する活動となるよう、工夫しましょう。

第5章 養護教諭に求められる力Ⅴ～学校運営力・組織貢献力～ (主に保健室経営に関わること)

1 保健室経営の実際

指標との主な関連

※ D 学校運営力・組織貢献力

② 保健室経営計画を作成し、適切な保健室経営及び保健組織活動を行うことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 保健室の役割を理解し、保健室経営を行うことができる。
- ・ 保健室経営計画の必要性を理解し、作成することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂」
\(平成27年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「保健主事のための実務ハンドブック 令和2年度改訂」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)

※ 保健主事は、東京都では「保健主任」と呼称しています。



- ・ 保健室経営計画は、保健室経営案等の名称で策定されている場合もありますが、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月）において「保健室経営計画」の名称で示されました。また、保健室経営計画と学校保健計画とは異なります。それぞれの趣旨をよく理解しておきましょう。
- ・ 保健室経営計画に決まった様式はありませんが、「保健室経営計画作成の手引」（公益財団法人 日本学校保健会）に様式例が掲載されていますので、参考にしましょう。
- ・ 所属校の学校保健計画や、保健室経営計画を確認し、前任者から引き継ぎましょう。
- ・ 近隣校の保健室や保健室経営計画を見せてもらい、保健室経営の工夫・改善に生かしましょう。
- ・ 保健室の教育的意義を生かし、いつでも誰でも（幼児・児童・生徒、教職員、保護者）利用しやすいように、保健室の環境整備をしましょう。
- ・ 保健室には、個人情報に関わる書類やデータが数多くあります。危機管理意識をもって、それらの保管場所（施錠可能なキャビネット等）や管理方法を再確認しましょう。

保健便りを工夫しましょう

保健便りには、学校保健に関する情報を周知し、健康に関する問題について家庭の意識啓発を行うなど、様々な役割があります。また、保健教育のツールとして活用することもできます。地域の実態や幼児・児童・生徒の課題に応じて、自校ならではの保健便りを工夫し、健康の保持増進に役立つ情報を積極的に発信しましょう。

○ 読む人を意識しましょう

保護者向けなのか、幼児・児童・生徒向けなのか、対象を意識して書きましょう。必要に応じてふりがなを振ったり、イラストを配置したりして、読みやすい紙面となるよう工夫しましょう。

地域の感染症の状況や保健室での児童・生徒の様子を学校全体で共有するために、教職員向けに保健便りを発行している学校もあります。自校の実態に応じて工夫しましょう。

○ 学校から出される文書であることを意識しましょう

保健便りも、学校便りや学年便りと同じく、学校から出される大切な文書です。誤字・脱字や人権上の配慮等に気を付け、発行する際は、事前に管理職の決裁を受け、組織として発信することを心がけましょう。

2 学校保健計画作成への参画

指標との主な関連

※ D 学校運営力・組織貢献力

- ① 学校及び教職の意義、社会的役割・サービスの厳正に努め、組織の一員として、学校保健計画の策定などの校務に積極的に参画することができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学校保健計画の法的な位置付けを理解する。
- ・ 学校保健計画作成上の留意点に配慮し、作成の手順を参考に作成することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)

※ 保健主事は、東京都では「保健主任」と呼称しています。



[学校保健安全法 \(e-Govポータル\)](#)



[「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」
\(平成20年7月9日 文部科学省スポーツ・青少年局長\)](#)



- ・ 保健主任と連携し、所属校の学校保健計画について、よく理解しましょう。
- ・ 所属校の学校保健計画に基づいて、年間の業務を実施しましょう。その際、計画どおりにいかなかったことや、計画上にないことが起きた場合は記録しておき、次年度の改善に生かしましょう。



新規採用栄養教諭研修

目 次

※新規採用栄養教諭研修受講者は、以下の1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通の内容も合わせて御確認ください。

東京都若手教員育成研修

1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通

第1章 東京都教育委員会の教育目標と施策	共通-5～6
第2章 東京都公立学校教員としての服務	共通-7～13
第3章 教員が身に付けるべき力Ⅰ～学習指導力～	共通-14～17
第4章 教員が身に付けるべき力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～	共通-18～26
第5章 教員が身に付けるべき力Ⅲ～外部との連携・折衝力～	共通-27～28
第6章 教員が身に付けるべき力Ⅳ～学校運営力・組織貢献力～	共通-29
第7章 学校における主な教育課題	共通-30～52
第8章 障害の理解	共通-53～55
第9章 特別支援学校	共通-56～63
第10章 特別支援学級	共通-64～68
第11章 通級による指導	共通-69～72

新規採用栄養教諭研修

第1章 栄養教諭に求められる力Ⅰ ～学校給食の管理に関する力～（主に学校給食の管理に関わること）

1 栄養教諭の職務	栄-3
2 食育の推進	栄-4
3 アレルギー疾患への対応	栄-5

第2章 栄養教諭に求められる力Ⅱ ～学習指導力～（主に食に関する指導に関わること）

1 教科等における食に関する指導の基本的な考え方	栄-6
2 給食の時間における食に関する指導	栄-6

第3章 栄養教諭に求められる力Ⅲ ～生活指導力・進路指導力～（主に個別的な相談指導に関わること）

1 個別的な相談指導の進め方	栄-7
----------------	-----

第4章 栄養教諭に求められる力Ⅳ ～外部との連携・折衝力～（主に家庭や地域との連携・調整に関わること）

1 関係機関との連携と学校保健委員会等の組織活動	栄-8
--------------------------	-----

第5章 栄養教諭に求められる力Ⅴ ～学校運営力・組織貢献力～（主に食に関する指導の全体計画に関わること）

1 食に関する指導の全体計画	栄-9
2 食育の推進の評価	栄-9

第1章 栄養教諭に求められる力Ⅰ ～学校給食の管理に関する力～ (主に学校給食の管理に関わること)

1 栄養教諭の職務

指標との主な関連

※ A 学習指導力・学校給食の管理に関する力

- ② 学級担任等と連携し、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を行い、地区内の食育リーダー等からの相談に的確に応じることができる。
- ③ 学校給食の意義及び背景を理解し、専門的な知識・技能を活用しながら、学校給食の管理を行うことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 栄養教諭の職務等について理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[校内研修シリーズ No.151：栄養教諭の職務
\(NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ\)](#)



[食育基本法 \(e-Govポータル\)](#)



[学校給食法 \(e-Govポータル\)](#)



2 食育の推進

指標との主な関連

※ A 学習指導力・学校給食の管理に関する力

① 学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに教育課程に基づき教育活動の質の向上を図ることの意義を理解することができる

C 外部との連携・折衝力

① 食育の推進について、他の教員・保護者・地域・関係機関と連携協働して取り組むことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学習指導要領における食育の位置付けや、食に関する指導等について理解する。
- ・ 食育の推進体制について理解し、全教職員が十分に連携・協力できるようにする。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」
\(平成29年3月 文部科学省\)](#)



[「食に関する指導の手引―第二次改訂版― 第1章 学校における食育の推進の必要性」
\(平成31年3月 文部科学省\)](#)



[食に関する指導の手引―第二次改訂版― \(平成31年3月\) \(文部科学省Webページ\)](#)



[校内研修シリーズ No. 128：学校全体で取り組む食育の進め方―学級活動（2）で進める食育の授業づくりを中心に― \(NITS 独立行政法人教職員支援機構Webページ\)](#)



3 アレルギー疾患への対応

指標との主な関連

※ A 学習指導力・保健管理に関する力

- ② 学級担任等と連携し、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を行い、地区内の食育リーダー等からの相談に的確に応じることができる。

B 生活指導力・進路指導力

- ① 食に関して特別の配慮を必要とする児童・生徒に対し、校内支援体制の充実及び関係機関との連携を図りながら、個別的な指導を行うことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱と、学校生活で求められる配慮・管理を理解する。
- ・ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づく取組を行うことができる。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」
（平成 27 年 2 月 文部科学省 公益財団法人 日本学校保健会）](#)



[学校生活管理指導表（公益財団法人 日本学校保健会 Web ページ）](#)



[学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）
（公益財団法人 日本学校保健会 Web ページ）](#)



[「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月 文部科学省）](#)



[「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（2022 年 1 月版 東京都健康安全研究センター）](#)



[「令和 4 年度 アレルギー疾患に関する調査報告書」
（令和 5 年 3 月 公益財団法人 日本学校保健会）](#)



第2章 栄養教諭に求められる力Ⅱ

～学習指導力～

(主に食に関する指導に関わること)

指標との主な関連

※ A 学習指導力・学校給食の管理に関する力

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに教育課程に基づき教育活動の質の向上を図ることの意義を理解することができる。
- ② 学級担任等と連携し、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を行い、地区内の食育リーダー等からの相談に的確に応じることができる。

1 教科等における食に関する指導の基本的な考え方

● 研修実施のポイント

- ・ 教科等の特質に応じた食に関する指導と「食育の視点」を理解する。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について考える。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「食に関する指導の手引―第二次改訂版― 第4章 各教科等における食に関する指導の展開」(平成31年3月 文部科学省)	
食に関する指導の手引―第二次改訂版―(平成31年3月)(文部科学省Webページ)	

2 給食の時間における食に関する指導

● 研修実施のポイント

- ・ 給食指導と、給食の時間に行われる食に関する指導について理解する。
- ・ 学級担任と連携し、給食の時間に行われる指導を効果的に実践できるようにする。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「食に関する指導の手引―第二次改訂版― 第5章 給食の時間における食に関する指導」(平成31年3月 文部科学省)	
食に関する指導の手引―第二次改訂版―(平成31年3月)(文部科学省Webページ)	

第3章 栄養教諭に求められる力Ⅲ ～生活指導力・進路指導力～ (主に個別的な相談指導に関わること)

1 個別的な相談指導の進め方

指標との主な関連

※ B 生活指導力・進路指導力

- ① 食に関して特別の配慮を必要とする児童・生徒に対し、校内支援体制の充実及び関係機関との連携を図りながら、個別的な指導を行うことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 個別的な相談指導の基本的な考え方を理解する。
- ・ 個別的な相談指導を行う際の留意点に配慮し、実施することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「食に関する指導の手引―第二次改訂版― 第6章 個別的な相談指導の進め方」 (平成31年3月 文部科学省)	
食に関する指導の手引―第二次改訂版― (平成31年3月) (文部科学省Webページ)	
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」 (平成29年3月 文部科学省)	
Q&A「成長曲線に基づく児童生徒等の健康管理」(公益財団法人 日本学校保健会Webページ)	

第4章 栄養教諭に求められる力Ⅳ ～外部との連携・折衝力～

(主に家庭や地域との連携・調整に関わること)

1 関係機関との連携と学校保健委員会等の組織活動

指標との主な関連

※ C 外部との連携・折衝力

- ① 食育の推進について、他の教員・保護者・地域・関係機関と連携協働して取り組むことができる。
- ② 課題に応じて、他の教員・保護者・地域・関係機関と円滑なコミュニケーションを図り、連携協働を通じて解決に向けて取り組むことができる。

● 研修実施のポイント

- ・ 学校保健委員会について理解する。
- ・ 児童・生徒の委員会活動の指導について理解する。

など

※ 保健主事は、東京都では「保健主任」と呼称しています。

(1) 学校保健委員会

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から一令和2年度改訂-」
\(令和3年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



[「平成27年度「学校保健委員会に関する調査」報告書」\(平成28年3月 公益財団法人 日本学校保健会\)](#)



(2) 児童・生徒の委員会活動の指導

多くの学校では、児童・生徒の委員会活動において「給食委員会」等の名称で、児童・生徒の給食や食に関わる委員会が設置されています。栄養教諭として関わる場面の多い教育活動ですので、学習指導要領における目標を意識し、他の教職員と連携して指導しましょう。

児童・生徒の委員会活動は、教育課程において特別活動の児童会活動若しくは生徒会活動の一つとして位置付けられています。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成29・30・31年改訂学習指導要領\(本文、解説\)\(文部科学省Webページ\)](#)



第5章 栄養教諭に求められる力Ⅴ ～学校運営力・組織貢献力～

(主に食に関する指導の全体計画に関わること)

指標との主な関連

※ D 学校運営力・組織貢献力

- ② 食に関する指導の全体計画の策定など、担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案することができる。

1 食に関する指導の全体計画

● 研修実施のポイント

- 食に関する指導に係る全体計画の作成の必要性を理解し、作成することができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

食育基本法・食育推進基本計画等（農林水産省Webページ）	
--	---

平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省Webページ）	
---	--

「食に関する指導の手引―第二次改訂版― 第3章 食に関する指導に係る全体計画の作成」（平成31年3月 文部科学省）	
---	---

2 食育の推進の評価

● 研修実施のポイント

- 食育の評価について理解し、総合的な評価を行うことができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」（平成29年3月 文部科学省）	
--	---

「食に関する指導の手引―第二次改訂版― 第7章 学校における食育の推進の評価」（平成31年3月 文部科学省）	
--	---

食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成31年3月）（文部科学省Webページ）	
--	---



新規採用幼稚園教諭研修

目 次

※ 新規採用幼稚園教諭研修受講者は、以下の１年次（初任者）研修・新規採用者研修共通の内容も必要に応じて御確認ください。

東京都若手教員育成研修

１年次（初任者）研修・新規採用者研修共通

第１章 東京都教育委員会の教育目標と施策	共通-5～6
第２章 東京都公立学校教員としての服務	共通-7～13
第３章 教員が身に付けるべき力Ⅰ～学習指導力～	共通-14～17
第４章 教員が身に付けるべき力Ⅱ～生活指導力・進路指導力～	共通-18～26
第５章 教員が身に付けるべき力Ⅲ～外部との連携・折衝力～	共通-27～28
第６章 教員が身に付けるべき力Ⅳ～学校運営力・組織貢献力～	共通-29
第７章 学校における主な教育課題	共通-30～52
第８章 障害の理解	共通-53～55
第９章 特別支援学校	共通-56～63
第１０章 特別支援学級	共通-64～68
第１１章 通級による指導	共通-69～72

新規採用幼稚園教諭研修

第１章 幼稚園教諭としての心構え・人権教育の推進

１ 幼稚園教諭として	幼 - 4
２ 服務規律 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第２章「１ 服務規律」)	幼 - 5
３ 情報セキュリティ・個人情報保護 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第２章「４ 情報セキュリティ・個人情報保護」)	幼 - 5
４ 心身の健康の保持増進 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第２章「９ 心身の健康の保持増進」)	幼 - 5
５ 人権教育の推進 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第７章「２ 人権教育の推進」)	幼 - 5
６ 体罰の根絶 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第２章「７ 体罰の根絶」)	幼 - 5
７ いじめの防止と対応 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第４章「３ いじめの防止と対応」)	幼 - 5
８ 環境教育の推進 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第７章「８ 環境教育の推進」)	幼 - 5
９ 児童虐待の早期発見と適切な対応 (１年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第７章「23 児童虐待の早期発見と適切な対応」)	幼 - 5

第２章 指導計画の作成と保育記録の方法

１ 教育課程の編成・実施	幼 - 6
２ 幼児理解	幼 - 6
３ 記録のとり方・生かし方	幼 - 7
４ 指導計画の作成	幼 - 7～9
５ 環境の構成及び再構成と教師の援助	幼 - 10
６ 指導計画の評価・改善	幼 - 10

第３章 保育観察 幼児理解に基づいた評価（観察研究、ビデオカンファレンス等）

１ 保育観察	幼 - 11
２ 幼児理解に基づいた評価（観察研究、ビデオカンファレンス等）	幼 - 12

第4章 教材研究の実際・安全教育の推進・保護者との連携・指導要録の作成

1 教材研究の実際	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 13
2 安全教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 13
3 保護者との連携	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 14
4 対応の基本 (1年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 「第5章 2 対応の基本」)	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 16
5 子育ての支援	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 16
6 幼稚園幼児指導要録の記入	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 16

第5章 配慮を要する幼児の理解と指導

1 特別支援教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 17
2 副籍制度 (1年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 「第5章 4 副籍制度」)	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 17

第6章 これからの幼児教育について

1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 18
2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 19
3 関係諸機関との連携	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 19

参考資料 園での職務に取り組むに当たって

1 職員間の連携	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 20
2 園務分掌	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 20
3 行事の運営	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 21
4 学級事務	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 22
5 文書事務の基礎 (1年次(初任者)研修・新規採用者研修共通 第6章2 文書事務の基礎)	・ ・ ・ ・ ・	幼 - 22

第1章 幼稚園教諭としての心構え・人権教育の推進

1 幼稚園教諭として

● 研修実施のポイント

- ・ 幼稚園等の法的位置付けや幼稚園教育要領の理解を深める。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



[学校教育法（e-Govポータル）](#)



幼稚園教育の基本

幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本としています。教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めなければなりません。これらを踏まえ、特に重視しなければならないこととして、以下の3点が挙げられます。

- ア 幼児期にふさわしい生活の展開
- イ 遊びを通しての総合的な指導
- ウ 一人一人の発達の特性に応じた指導

教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければなりません。この場合において、教師は、幼児と人やものの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければなりません。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、幼児の活動を豊かにしなければなりません。

幼稚園教育要領（平成 29 年 3 月） 第 1 章 総則 第 1 幼稚園教育の基本 より

2 サービス規律

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第2章「1 サービス規律」](#)を参照します。

3 情報セキュリティ・個人情報保護

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第2章「4 情報セキュリティ・個人情報保護」](#)を参照します。

4 心身の健康の保持増進

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第2章「9 心身の健康の保持増進」](#)を参照します。

5 人権教育の推進

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第7章「2 人権教育の推進」](#)を参照します。

6 体罰の根絶

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第2章「7 体罰の根絶」](#)を参照します。

7 いじめの防止と対応

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第4章「3 いじめの防止と対応」](#)を参照します。

8 環境教育の推進

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第7章「8 環境教育の推進」](#)を参照します。

9 児童虐待の早期発見と適切な対応

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第7章「23 児童虐待の早期発見と適切な対応」](#)を参照します。

第2章 指導計画の作成と保育記録の方法

1 教育課程の編成・実施

- 研修実施のポイント
 - ・ 幼稚園の教育計画を理解する。
 - ・ 幼稚園の実態に応じて、教育課程を評価し、改善する必要があることを理解する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「幼稚園教育要領」\(平成29年3月 文部科学省\)](#)



[教育基本法 \(e-Gov ポータル\)](#)



[学校教育法 \(e-Gov ポータル\)](#)



[幼稚園における学校評価ガイドライン \(文部科学省Webページ\)](#)



2 幼児理解

- 研修実施のポイント
 - ・ 幼児理解を深めるための視点、教師の姿勢として大切にしたいこと等を理解する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[幼児理解に基づいた評価 \(平成31年3月\) \(文部科学省Webページ\)](#)



幼児期にふさわしい教育を行う際にまず必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めることです。幼稚園における保育とは、本来、一人一人の幼児が教師や多くの幼児たちとの集団生活の中で、周囲の環境と関わり、発達に必要な経験を自ら得ていけるように援助する営みです。そのために、教師は幼児と生活を共にしながら、その幼児が今、何に興味をもっているのか、何を実現しようとしているのか、何を感じているのかなどを捉え続けていかなければならないのです。幼児が発達に必要な経験を得るための環境の構成や教師の関わり方も幼児を理解することによって、初めて適切なものとなるでしょう。すなわち、幼児を理解することが保育の出発点となり、そこから、一人一人の幼児の発達を着実に促す保育が生み出されてくるのです。

「幼児理解に基づいた評価」 平成31年3月 文部科学省 より抜粋

3 記録のとり方・生かし方

● 研修実施のポイント

- ・ 記録は教師の指導の改善と幼児の発達のために必要であることを理解し、実践につなげる。
- ・ 目的に応じた様々な記録の取り方を知り、実践する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

指導と評価に生かす記録（令和3年10月）（文部科学省Webページ）	
幼児理解に基づいた評価（平成31年3月）（文部科学省Webページ）	

記録の種類

映像・写真	保育をしているときには、教師が観察したある時点の幼児の行動を基にその行動の意味や幼児の内面等を捉えています。映像や写真で記録をしておくことで、幼児の細かな表情や仕草、幼児がその行動に至った状況やその後の姿などを捉えることができ、適切な幼児理解や指導の評価等に役立てることができます。 園内研究会で映像を通して共通の場面を観察し、指導の話し合いをする、保護者に幼児の経験内容を伝える等、実際に幼児の姿を見ることができない対象者に情報を提供したり、共通のテーマに向けて話し合ったりするとき等に役立ちます。
メモ	週・日案の反省評価欄、個人記録票に記録をするときに役立つように、幼児のつぶやき等、簡潔に書いておきましょう。
個人記録	個人記録票に幼児の生活する姿を捉える観点別の欄を設け、1週間ごと、1か月ごと、1学期ごと等のように期間を決めて記録していきます。保護者との個人面談で話し合うことを整理する際や指導要録の指導上参考になる事項を記入する際に役立ちます。
エピソード記録	印象に残った場面や指定された場面等を、枠組みを設定せずに記述する記録です。
遊びの記録	毎日の保育後に記述するものです。幼児の実態の捉え直しや、短期の計画（日や週の計画）に対する指導の評価をする上で役立つ記録です。

※ 「映像・写真」をはじめとして、各種の記録は重要な個人情報です。「使用目的を明確にする」、「保護者の許諾を得る」等、その取扱いには細心の注意を払う必要があります。

4 指導計画の作成

● 研修実施のポイント

- ・ 教育課程、指導計画それぞれの内容について理解する。
- ・ 所属園の長期、短期それぞれの指導計画について理解し、実践につなげる。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開（令和3年2月）（文部科学省Webページ）	
---	---

指導計画 教育課程に基づいて、具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにしたもの。

長期の指導計画 (年、学期、月、発達の時期を単位)	各園の教育課程に沿って幼児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法を大筋で捉えたもの。 園生活の全体を視野に入れて、全教職員の協力の下に作成します。
短期の指導計画 (週、日を単位)	長期の指導計画を基にして、具体的な幼児の生活する姿から一人一人の幼児の興味や関心、発達などを捉え、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の幼児の姿に直結して具体的に作成するもの。 ※ 週案：週の生活の流れを見通した指導計画 ※ 日案：幼児が登園してから降園するまでの1日の生活についての指導計画

指導案の書式

【幼児の実態、ねらい、内容】（基本的な例）

〇〇立〇〇園

〇年保育〇歳児〇〇組 指導案

日時：〇年〇月〇日 : ~ :

在籍：〇〇名

担任：〇〇〇〇〇 印

1 幼児の実態

(1) 遊びへの取組

-
-
-

【学級の育ちを捉える】

- ・ 必ずしもこの4項目で書く必要はない。園内研究の視点等も取り入れ、多角的に捉える。
- ・ 学級のどの程度の幼児のことを述べているのか、人数、割合等が分かるように記述する。
- ・ 教師が行っていることと混同して書かない。幼児の育ちを書く。
- ・ 各項目に取り上げて記述する幼児の姿は、必要に応じて設定する。（取り上げる数が、他の項目と同数である必要はない。）

(2) 人との関わり

-
-
-

(3) 生活への取組

-
-
-

(4) 学級全体の活動への取組

-
-
-

【「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉える】

遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

2 期のねらい

-
-
-

- ・ 自園の長期の指導計画における位置付けを確認する。

3 週のねらい

-
-
-

- ・ 学年会等で他の教員と協議の上、設定する。

4 本日のねらい

-
-
-

- ・ 「週のねらい」を受けて、本日、重点的に取り上げることを設定する。
- ・ 繰り返して行うことや生活習慣に関することなど、幼児が身に付けることを設定する。

5 内容

-
-
-
-

- ・ 「本日のねらい」を達成するために教師が指導する内容を書く。
- ・ 「幼児が経験すること」という視点で書く。

6 展開（基本的な例）

時間	一日の生活の流れ	予想される幼児の姿と教師の援助（◇予想される幼児の活動 ◎教師の願い ○教師の援助 ☆環境の構成）
9:00	○登園する。 ・教師や友達と挨拶をする。 ・所持品の始末をする。	《生活への取組》 ◇ ◎ ○ ☆ ・3歳児の生活、4歳児の入園当初、風邪等の流行時期など、生活のリズムや基本的な生活習慣に関する指導は、遊びと同様に重要である。必要に応じて枠を取り、記述する。 《〇〇鬼》 ◇鬼から逃げるスリル感や、友達と一緒に思い切り体を動かす楽しさを感じながら遊ぶ。 ◎友達と一緒に、体をたくさん動かして汗をかくて遊ぶ楽しさを味わえるようにしていきたい。 ○逃げる楽しさ、追う楽しさが十分味わえるよう、教師も一緒に、思い切り動くことを楽しむ。 ☆タッチされた幼児も引き続き楽しめるよう、様子が見える所にベンチ等で応援する場を設ける。
9:20	○好きな遊びをする。 〈保育室〉 ・中型積み木（〇〇ごっこ、△△ごっこなど） ・〇〇屋さんごっこ ・ままごと ・描画・製作 ※雨天時：〇〇〇 〈テラス〉 ・踊り・〇〇ごっこ・色水 〈園庭〉 ・〇〇鬼・固定遊具・砂場 ・〇〇ごっこ ・栽培物の水遣り・築山で泥団子作り など	【環境の構成図】 園庭 テラス 保育室 ・幼児の「動線」に配慮して、環境を構成する。 ・安全面についての配慮が必要な遊びについては、そのことについての記述を必ず入れる。 ・机の配置、椅子の数等、できる限り具体的に書く。 ・できれば、幼児の実態の変化に伴う再構成についても書く。
10:45	○片付けをする。	・学級全体で活動についても枠を取り、記述する。もしくは細案を別紙で作成する。 綿密に計画を立て、意図的・計画的に活動を展開しなければならない。
11:10	○学級全体で遊ぶ。 ・体操をする。「……………」 ・〇〇鬼をする。	《学級全体での遊び》 11:10～ ◇ ◎ ○ ☆
11:45	・手洗い、うがいをする。 ○昼食準備をして、昼食を食べる。 ・食後の休息をとる。	《〇〇屋さんごっこ》 ◇ピザ屋さん、お寿司屋さんなど、遊びの場所を作って、友達と関わって遊ぶことを楽しむ。 ◎友達と一緒に遊ぶ中で、自分の思いを言葉や動きで表せるようにしていきたい。 ○一人一人の幼児の楽しんでいることを読み取りながら、他の幼児のつぶやきや動きに気付けるような言葉を掛けていく。 ☆遊びに使う物を工夫して作れるよう、材料の種類を吟味し、数を十分用意する。
12:40	○好きな遊びをする。 ・園庭で遊ぶ。（〇〇鬼、固定遊具 など）	《中型積み木》 ◇宇宙ロケット、海、病院等、イメージした場を友達と一緒に作り、その場でごっこ遊びを楽しむ。 ◎どの積み木をどのように組み合わせると、自分がイメージした形に近づけられそうか、幼児が様々な考えを巡らせて、遊びの楽しさを広げられるようにしていきたい。 ○考えを言葉にして出すことで、一緒に遊んでいる友達の思いや動きを知ることができるように、「〇〇くんは、どういう形にしたいのかな」など、言葉を引き出す働き掛けをしていく。 ○幼児同士で遊びのイメージが異なり、意見が食い違った場合には、双方が意見を出し合って互いに納得できるように援助する。 ☆それぞれの幼児が取り組めるスペースを十分に確保する。 ※安全な運び方、組み方については、繰り返し、場面を捉えて、幼児が必要感を感じられるような働き掛けをしていく。
13:15	○学級全体で遊ぶ。 ・ゲームをする。「……………」 ・絵本を見る。「……………」 ・歌を歌う。「……………」 など	・幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているかといった点から評価するための視点。
13:45	○降園準備をする。 ・身支度を整える。 ・本日の振り返りをする。	
14:00	○降園する。	※雨天時は、〇〇〇の環境を設定する。また、廊下に、巧技台で滑り台やジャンプ等の場を作る。

7 評価

(幼児)
(教師)

○ ○

○ ○

・教師の指導が適切であったかどうかを把握し、評価するための視点。

5 環境の構成及び再構成と教師の援助

● 研修実施のポイント

- ・ 教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、「環境を通して行う教育」の基本を理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「幼稚園教育要領」(平成 29 年 3 月 文部科学省)	
--	---

環境構成：発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を計画的に構成していく必要があります。

人的環境	教師、幼児、幼児の身の回りにいる人等
物的環境	施設、設備、園具、遊具、用具、材料等
空間的環境	季節や自然事象、社会現象、空間的条件、時間的条件、行事や日常の出来事、身の回りに起こる現象等

計画的な環境の構成と再構成

幼児の主体的な活動と環境の構成	・ その時期の幼児の環境の受け止め方や環境への関わり方、興味や関心の在り方や方向、一日の生活の送り方等を理解し、そこから幼児一人一人にとって必要な経験を考え、適切な環境を構成します。 ・ 幼児の活動の流れや心の動きに即して常に適切なものとなるように、環境を再構成します。
幼児の活動が精選されるような環境の構成	・ 幼児の興味や関心の在り方、環境への関わり方、発達の実情等を理解し、幼児が興味や関心のある活動にじっくりと取り組むことができるだけの時間、空間、遊具等を確保します。

6 指導計画の評価・改善

● 研修実施のポイント

- ・ 評価は、一人一人の幼児の発達及び教師の指導に対して行うことを理解する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

「幼稚園教育要領」(平成29年 3 月 文部科学省)	
幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 (令和 3 年 2 月) (文部科学省 Web ページ)	

評価：実践を通して一人一人の幼児の発達及び教師の指導の両面に対して行うものです。

評価の目的：幼児の生活する姿と指導の過程を振り返り、今後の指導の改善を図ります。

評価の観点	幼児の発達の理解からの評価の観点	教師の指導の改善からの評価の観点
	・ 生活の実態の捉えが適切であったか ・ 発達の理解が適切であったか ・ よさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを捉えられているか ・ 幼児の変容や経験したことが捉えられているか など	・ 指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったか ・ 具体的なねらいを達成する上で、環境の構成が適切であったか ・ 幼児の活動に沿って必要な援助が行われたか ・ 幼児の活動に沿った柔軟な指導が行われたか ・ 幼児が必要な経験をすることができたか ・ 指導の手だては適切であったか、他に適切な手だてはないか など

第3章 保育観察

幼児理解に基づいた評価（観察研究、ビデオカンファレンス等）

1 保育観察

● 研修実施のポイント

- ・ 明確な観点をもって保育観察に臨み、自己の課題の解決を図る。

など

<保育観察時の観点例>

観点1 【 幼児の動きを観察する 】

① 一人の幼児を決めて、20分ぐらいその幼児の行動を中心に記録をとる。
・ どのようなことに興味をもっているか。 ・ 環境（物、場等）にどのように関わっているか。 ・ 周囲の幼児とどのように関わり、気持ちや考えをどのように表しているか。 ・ 取り組んでいる遊びの中で、どのようなことを楽しんでいるか。 ・ その活動の中で経験している内容はどのようなことか。（視点：友達との関わり、環境との関わり、生活の見通し等）
② 同じ場にいる幼児同士の関わりや遊びの姿を見る。
・ 一人一人の幼児が遊びの中で何を楽しんでいるか。 ・ 一人一人の幼児がどのようなイメージをもって遊んでいるか。 ・ 一人一人の幼児が経験している内容はどのようなことか。 ・ 幼児同士の関係、他の幼児への関心や相手の受け止め方はどうか。 ・ 遊びの場や物をどのように使ったり作ったりしているか。 ・ 遊びはどのように変化しているか。
③ それぞれの場の環境に関わる幼児の姿を見る。（室内、廊下、園庭等）
・ この場所で、この遊びをしているのはなぜだろうか。 ・ 幼児がどのような動き方をしているか。（動線を捉える） ・ 幼児にとって、この環境はどのような意味があるか。

観点2 【 教師の動きを観察する 】

教師に視点を置き、幼児に関わる姿を中心に記録をとる。
・ 教師は、どのような援助をしているか。（物の提示、言葉掛け、技能的な援助等） ・ 教師は、それぞれの場にどのように関わっているか。（全体の把握をどのようにしているか、遊びごとの関わり方はどうか など） ・ 教師は、一人一人の幼児の思いをどのように捉え、援助をしているか。 ・ 教師は、どのような姿勢で幼児に関わっているか。（温かい関心を寄せる姿勢、心の動きに応える姿勢、共に考える姿勢、集団としてのつながりを育てる姿勢等）

観点3 【 環境の構成を観察する 】

構成された環境から、そこに関わる幼児の姿を予想しながら見る。
・ 教師が「ねらい」、「内容」を踏まえて、どのような意図をもって環境の構成をしているか。 ・ 幼児がどのように環境に関わり、どのような動きをするか。

2 幼児理解に基づいた評価（観察研究、ビデオカンファレンス等）

● 研修実施のポイント

- ・ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行うことの大切さを理解する。
- ・ 観察研究やビデオカンファレンス等を通して、多面的な幼児理解を実践する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

幼児理解に基づいた評価（平成 31 年 3 月）（文部科学省 Web ページ）	
---	---

指導と評価に生かす記録（令和 3 年 10 月）（文部科学省 Web ページ）	
---	---

平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）	
---	---

評価の妥当性や信頼性を高めるための工夫例

- 日常的に他の教師等と幼児理解や保育の展開について意見交換をするなどして、教師自身の幼児の言動の受け止めやその理解が一面的にならないように、多面的な見方から幼児理解を深める。
- 複数の教師等が一人の幼児、あるいは一つの場面の記録を検討することによって、担任教師一人では分からなかった幼児の気持ちや行動の意味を理解する。

自分の見方を広げるためには、同僚との話し合いが有効です。教師同士は連携して保育に当たることが基本ですが、日常的に互いの保育の様子を見合うことはなかなかできないものです。記録は保育の場での出来事を後から話し合うための情報となります。

多面的に幼児を捉え、理解していこうとする気持ちを大切にしましょう。

幼児理解に基づいた評価（平成 31 年 3 月） 第 2 章 幼児理解に基づいた評価の基本的な考え方
1. 保育における幼児理解と評価 （3）妥当性や信頼性を高めるための工夫 より

第4章 教材研究の実際・安全教育の推進・保護者との連携・指導要録の作成

1 教材研究の実際

● 研修実施のポイント

- 教材を工夫し、物的・空間的環境を構成する必要があることを理解する。など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「幼稚園教育要領」\(平成 29 年 3 月 文部科学省\)](#)



【教材研究】

保育指導に当たって、指導する内容について、あらかじめ理解を深めるための作業のことです。教材研究を通して、幼児と教材との関わりについて理解を深め、遊びが展開し充実していくような豊かな教育環境の創造に努めることが必要です。

教材研究の方法	自園の年間指導計画や保育雑誌、書籍等を参考にしたり、実技研修会に参加したり、自園の教職員に聞いたりして情報を収集します。 また、実際に活動を行うことを想定して、教材に触れたり、教材を扱ったり、実際に教材を使って作業したりすることを通して、その教材について以下のような観点から理解を深めることが大切です。	- 想定している内容が指導する価値をもっているか判断します。 - その教材の特性・特徴・面白さ等を理解します。 - 幼児の実態や発達に適しているかを判断します。 - 効果的な指導のために、指導する内容についての理解をします。 - 活動の手順、方法、活動に必要な物・場所・空間等を具体的にイメージし、指導に役立てます。
---------	---	--

2 安全教育の推進

● 研修実施のポイント

- 「安全教育プログラム」の意義・特徴、安全教育の3領域等について理解する。
- 所属園における安全教育を理解する。など

(1) 「安全教育プログラム」の意義・特徴、安全教育の3領域、「防災ノート～災害と安全～」等の活用

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第7章「7 安全教育の推進」](#)を参照します。

(2) 幼稚園の安全教育

ア 日常の保育室・園庭の点検

自園の点検項目を確認し、月1回は点検しましょう。

イ 欠席連絡等の出欠確認、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認

出欠確認、人数確認について、東京都福祉局HPには下記のように記載されています。

- 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること

ウ 遠足、園外保育等の実地踏査について

遠足や園外保育を行う際には、必ず事前に実地踏査を行います。危険な場所はないか確認したり、有事の際の避難場所を決めたり、トイレの状況等について調べたりします。

当日の行程に沿って状況をイメージしながら、現地の状態を把握することが大切です。

実地踏査後は、計画を再検討し、計画書（举行届）を区市教育委員会へ提出します（各自治体で所定の様式があります）。

エ 食物アレルギーへの対応について

弁当による昼食が中心である幼稚園においては、食物アレルギーへの配慮が必要な場面は少ないかもしれません。しかし、調理活動や収穫物を食する場面等があります。弁当時にも、うっかり隣の幼児の物を食べてしまったり、食具が触れてしまったりなど、配慮が必要な場面があります。

また、こども園等では、給食を採用している園もあります。日頃から保護者との連携を密にし、情報の収集に努め、食を伴う活動等の際には確認を怠らないことが重要です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について（令和4年9月6日）（東京都福祉局Webページ）	
--	---

食物アレルギー緊急時対応マニュアル（2022年1月版 東京都健康安全研究センター）	
---	--

3 保護者との連携

● 研修実施のポイント

- ・ 園と家庭が力を合わせ、幼児の生活を充実させる大切さを理解する。
- ・ 保護者の心情に寄り添い、保護者と共に幼児を育てていく気持ちをもつことの大切さを理解する。 など

(1) 保護者との連携で大切なこと

- 園での幼児の様子を分かりやすく伝える工夫をする（登降園時の連絡、保護者会、学級懇談会、学級だより等の活用）。
- プライバシーに配慮しながら、家庭での幼児の様子について情報を得る。
- 保護者からの要望には、誠意をもって対応する。
- 一人で悩んだり、その場ですぐに結論を出したりせず、園内の他の教師等に報告、相談をし、園全体で対応していく。

(2) 保護者に幼児の姿を伝えるときのポイント

幼児のよさや可能性を認め、保護者の考えを尊重し、一緒に考えていこうとしていることが伝わることで、保護者は担任に信頼を寄せてくれるでしょう。

保護者に幼児の姿を伝えるときは、以下のようなことを心掛けましょう。

- 幼児を肯定する。
- その日に見られた幼児の姿を、具体的に伝え、よいところを褒める。
- 現在の幼児の様子を、過去からの成長の様子として伝える。
(例)「自分の思いを表現できるようになってきましたね。」など
- 現在は否定的な実態に見えていても、成長の一過程であることを伝え、これからの成長の見通しを伝える。
(例)「成長の過程でこういうこともあります。だんだん変化が見られるようになりますよ。」など
- 幼児の思いや気持ちを代弁して伝える。
(例)「きっとお家の方のそばにいたいのだと思います。」など

- 保護者の思いを尊重する。

(例)「○○さん(保護者)は、△△とっていらっしゃるのですね。」など

(3) 保護者会と保護者面談を行うときのポイント

保護者との連携を図る上では、「(1) 保護者との連携で大切なこと」で示したとおり、登降園時の連絡、保護者会、学級懇談会、学級だより等の活用等、様々な場面で工夫していくことが必要です。ここでは特に、園や学級の教育方針について理解してもらい、保護者と担任との信頼関係を築く上で大切な機会である「ア 保護者会」と「イ 保護者面談」を取り上げ、そのポイントについて示します。実施に当たっては、以下を参考にしながら、園としての内容や方法を確認して進めるようにしてください。

ア 保護者会を行うときのポイント

- ◆ 生活や遊びの中で幼児が経験していることを具体的な姿から伝えましょう。
(写真や映像を適宜活用するなど、工夫しながら理解を図ります。)
- ◆ 今後の成長の見通しを伝えることで、保護者が安心したり、今大事にすべきことを感じたりできるようにしましょう。
- ◆ 兄弟のいる保護者の子育ての経験を聞いたり、保護者同士で悩みや考え、意見を出し合ったりするなどの機会を取り入れ、保護者同士の学び合い・育ち合いを図りましょう。
- ◆ 園や学年の計画や方針を事前に十分確かめ、下記を参考に内容を組み立てましょう。

【保護者会に盛り込む内容(例)】

<年度始・学期始>

- ・ 保護者会の実施計画、ねらい等の確認
- ・ 学級経営案や、学期ごとの指導計画の説明

<年度中>

- ・ 現在の幼児の生活や遊びの実態
(生活の様子(基本的生活習慣について)、遊びの興味・関心、友達関係、自然との関わり)
- ・ 行事の目的やねらい
(行事に向かう幼児の姿、現在までの経過、行事において幼児に育つもの、育てたいこと)
- ・ 連絡事項(行事への協力依頼、持ち物、登降園の時間等の注意事項等)

<年度末>

- ・ 学級経営案に基づく指導の取組と幼児の成長の姿の説明
- ・ 進級や就学に向けた家庭への依頼事項
- ・ 1年間の教育活動に対する理解・協力への感謝 など

イ 保護者面談を行うときのポイント

- ◆ 日頃の記録をまとめます。
(新規採用幼稚園教諭研修 第2章「3 記録のとり方・生かし方」参照)
- ◆ 記録を基に、幼児の日頃の園での生活や具体的な場面での言動を保護者に伝えるようにします。
 - ・ 生活面(基本的生活習慣)
 - ・ 遊びの様子
 - ・ 友達との関わり
 - ・ 学級全体の活動での取組
 - ・ 基本的な技能の習得
 - ・ 日頃の保護者との関わりの中で感じていること
 - ・ 前回の面談で出された保護者からの要望や不安に感じている点や疑問点について、対応してきたことやそれによって幼児が成長したこと など
- ◆ 保護者からの相談に対しては、日頃の幼児の具体的な姿を含めて話をするようにします。
- ◆ 幼児の姿から保護者自らが子供との具体的な関わり方、受け止め方に気付くことができるように助言します。

4 対応の基本

※ [1 年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第5章「2 対応の基本」](#)を参照します。

5 子育ての支援

● 研修実施のポイント

- ・ 保護者の子育てに対する不安やストレスを解消する等、子育て支援の大切さを理解する。など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



子育て支援活動の具体例

子育て相談の実施（現職教員、教職経験者、大学教員、カウンセラー等によるもの）、子育てに関する情報の提供（園だよりでの子育ての情報など）、親子登園などの未就園児の保育活動、絵本クラブなどの保護者同士の交流の機会の企画などがあります。これらの事例のほかにも、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、高齢者・ボランティア団体・子育てサークル等との交流など、様々な活動が行われています。各園においては、地域の実態や保護者の要請に応じて創意工夫し、子育ての支援活動をできるところから着実に進めることが重要です。

6 幼稚園幼児指導要録の記入

● 研修実施のポイント

- ・ 幼稚園幼児指導要録について理解する。
- ・ 記載時の留意事項に配慮し、作成する。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[幼児理解に基づいた評価（平成 31 年 3 月）（文部科学省 Web ページ）](#)



[「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）」
（平成 30 年 3 月 30 日 29 文科初第 1814 号 文部科学省初等中等教育局長）](#)



第5章 配慮を要する幼児の理解と指導

1 特別支援教育の推進

- 研修実施のポイント

- ・ 家庭や関係機関と連携し、組織的に対応することが重要であることを理解する。
- ・ 障害の状態や特性及び発達 の程度等に応じて、指導の工夫や配慮ができる。

など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（令和5年3月）（文部科学省Webページ）	
インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース） （独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所Webページ）	
特別支援教育（東京都教育委員会Webページ）	
「平成26年度 研究開発委員会指導資料集 就学前教育 特別支援教育 情報教育」 （平成27年3月 東京都教育委員会） ※ 就学前教育施設における特別支援教育の推進－「幼稚園教育の機能」を生かした指導の工夫－（就学前教育研究開発委員会）	

特別な支援を必要とする幼児を捉える視点

大人の視点による「困った子」ではなく、幼児本人の視点による「困っている子」という理解をしましょう。

特別な支援を必要とする幼児の中には、外見上は障害があるようには見えず、他者から理解されにくい場合が多くあります。困っているのは、教師ではなく、幼児本人であると捉えることが大切です。

2 副籍制度

※ [1年次（初任者）研修・新規採用者研修共通 第5章「4 副籍制度」](#)を参照します。

第6章 これからの幼児教育について

1 就学前教育と小学校教育の円滑な接続

※ 幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説では、「幼稚園教育」、「幼児期の教育」と表記されていますが、この章においては、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所等の全ての施設に共通する内容であることから、「就学前教育」と表記しています。

● 研修実施のポイント

- ・ 幼児期にふさわしい生活を通して、就学前教育の質の向上を図ることの大切さを理解する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

遊びを通した学び（文部科学省Webページ）	
幼保小の架け橋プログラム（文部科学省Webページ）	
「幼稚園教育要領」（平成29年3月 文部科学省）	
「小学校学習指導要領（平成29年告示）」（平成29年3月 文部科学省）	

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用

幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿です。

小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすることとされています。

就学前施設と小学校では、子供の生活や教育方法が異なっているため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」からイメージする子供の姿にも違いが生じることがあります。そのため、就学前施設の保育者と小学校の教師が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、子供の姿を共有するための話し合いをすることなどが大切です。

就学前施設の保育者は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められています。

2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動

● 研修実施のポイント

- ・ 教育課程に係る教育時間外の教育活動の目的及び目標、配慮点等について理解する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



[就学前教育（東京都教育委員会 Web ページ）](#)



教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動

教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動は、教育課程に係る教育活動と同じように展開するものではありませんが、幼稚園の教育活動として適切な活動となるよう、学校教育法で示されている基本的な考えや幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切です。

3 関係諸機関との連携

● 研修実施のポイント

- ・ 地域の資源を活用し、豊かな体験が得られる機会を設けていく必要があることを理解する。 など

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[「幼稚園教育要領」（平成29年3月 文部科学省）](#)



関係機関との連携

(1) 自然との関わり

自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることはとても大切です。家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園の活用等も考えていく必要があります。このような園外の活動は、幼児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要があり、保護者等の参加も考え、安全に配慮して実施する必要があります。近隣の自然公園等を利用する際には、区や市の役所の公園課や緑地公園課（自治体によって管轄は異なる）等と連絡を取り、利用許可を得ることが必要な場合もあります。

(2) 地域との連携

各地域には、それぞれ永年にわたって培われ、伝えられた文化や伝統があります。これらに触れる中で、幼児が、日本やその地域が長い歴史の中で育んできた伝統や文化の豊かさに気付くこともあるでしょう。また、地域の祭りや行事に参加して、自分たちの住む地域に一層親しみを感じることもあります。このように、幼児が行事等を通して地域の文化や伝統に十分触れて、豊かな体験をすることも大切です。地域の町会長等をはじめ、地域の方と日頃から連携をとることが大切です。

(3) 公共施設との連携

幼児の生活を豊かなものにするため、地域の図書館等の施設を利用することも効果的です。その際は、幼児にどのような経験をさせたいのか意図的に計画することが大切です。事前に入念な打ち合わせをもつことが必要です。

(4) 特別な支援を必要とする幼児への援助

特別な支援を必要とする幼児への援助を充実させるため、幼児が通う発達支援センター、スクールサポートセンター等や、教育相談員、ことばの教室、特別支援学校等と連携することが大切です。特別支援教育コーディネーターを中心として、計画的に連携していきます。特別支援教育への理解を深めるためにも、教師が施設を訪問して指導の様子を見学する機会や、施設の職員の訪問を受け入れて園の生活を参観してもらう機会をもつことも大切です。

参考資料 園での職務に取り組むに当たって

1 職員間の連携

指導の充実を図るためには、学級を基本としながらも、その枠をこえた柔軟な指導方法をとることも必要です。園の教職員全員による協力体制を築き、幼児や保護者とのコミュニケーションを図り、一人一人の幼児に常に適切な援助ができるようにすることが重要です。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)



[幼児理解に基づいた評価（平成 31 年 3 月）（文部科学省 Web ページ）](#)



2 園務分掌

園長の方針の下に、園長が定める園務分掌に基づき、全ての教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要です。

分担される園務は主に、以下のようなものがあります。

- ・ 園の運営に関すること
- ・ 教育課程の編成、実施、評価に関すること
- ・ 幼児の指導に関すること
- ・ 幼児及び教職員の保健安全に関すること
- ・ 園の施設、設備、備品、教材等に関すること
- ・ 地域、保護者、関係諸機関等との連携に関すること など

分からないことや困ったことは園内の他の教職員に相談しながら、確実に行うようにしましょう。

(1) 自分の担当する分掌内容を把握する

- ・ 昨年度の資料を見てみましょう。
- ・ 昨年度の担当者に仕事の内容を聞いてみましょう。合わせて、昨年度の評価を聞き、成果や課題、改善策等について話し合われた内容を確認しておくといよいです。
- ・ 分担の仕事をいつまでに行う必要があるか確認し、遅れないように進めます。

(2) 園内で協力して進める

- ・ 園務分掌はそれぞれに担当を決め、その担当者を中心に組織的に行うものです。担当者から割り振られた係の仕事を行ったり、事前準備を一緒に行ったりするなどはもちろんのこと、組織の一員としての自覚をもち、声を掛け合いながら協力して進めましょう。

(3) 園内で共通理解をして進める

- ・ 自分の仕事に責任をもって意欲的に行うことが必要です。ただし、仕事を任されたからと言って自分の考えだけで仕事を進めてよい、ということではありません。管理職に相談したり、職員会議を通じて他の教職員に提案したりして園内で共通理解をしながら進めます。

関連する資料等の URL 及び二次元コード

[平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文、解説）（文部科学省 Web ページ）](#)

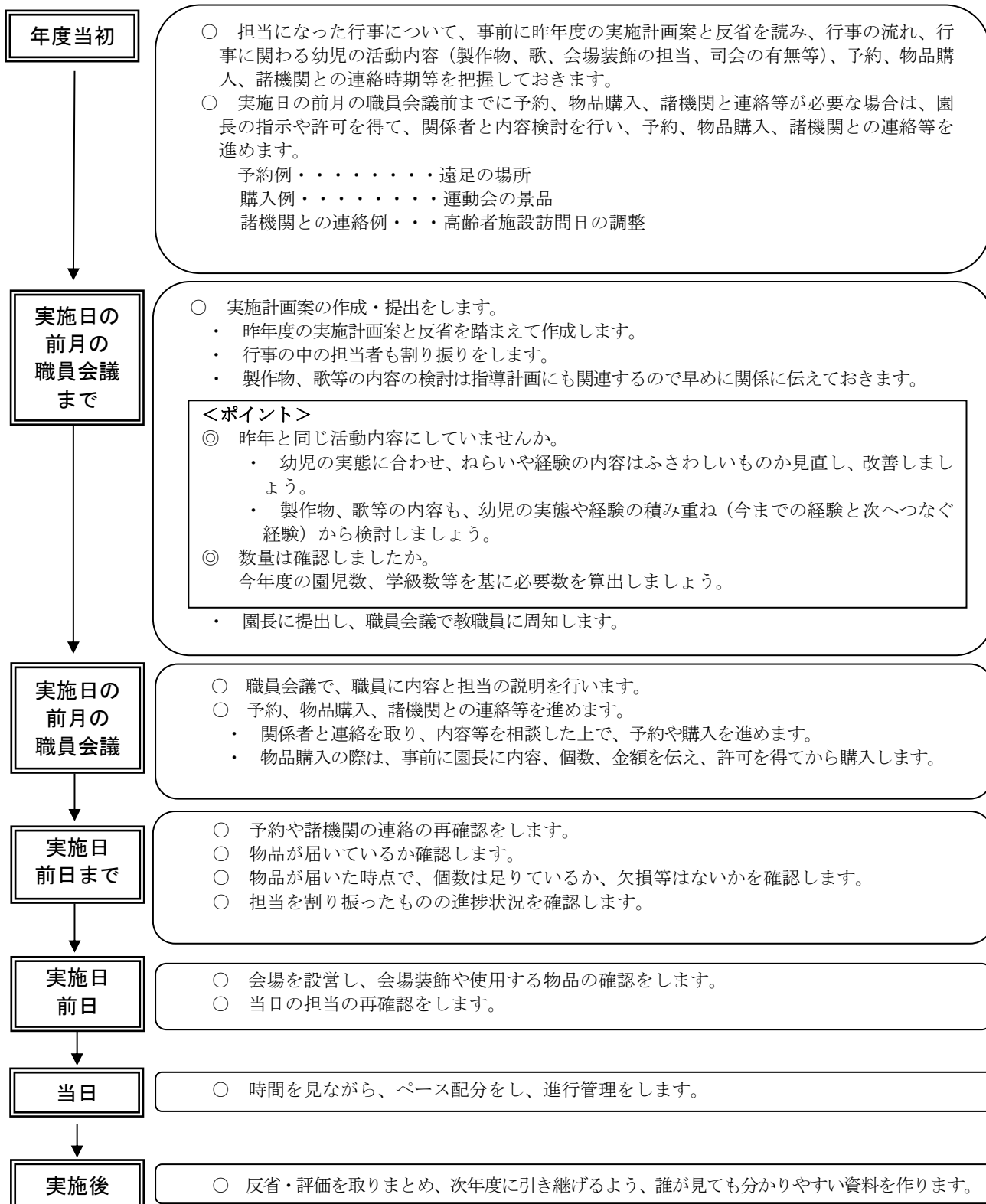


3 行事の運営

園では、教育活動として、季節や幼児の実態に即して様々な行事が行われます。

園務分掌で担当になった行事について、各園の教育計画に基づき実施計画案を作成し、行事運営のリーダー的役割を担います。行事の運営に関しては、園によって、前年度末に作成された実施計画案を基に行う場合と、昨年度の反省事項を踏まえ、新たに実施計画案を作成して行う場合などがあります。

以下は、昨年度の反省事項を踏まえ、新たに実施計画案を作成して行う場合を想定しての流れを示します。



4 学級事務

学級事務は計画的に準備し、期日を守って正確に遂行していきましょう。

(1) 学級事務の種類と作成時期(例)

【年度当初に行うこと】

<諸帳簿作成>

- ☐ 幼稚園幼児指導要録 ☐ 園児名簿 ☐ 健康診断票 ☐ 出席簿

<区市・園によって>

- ☐ 教材費等納入袋 ☐ 継送連絡網 ☐ 災害等引き取り時の名簿
☐ 身長体重測定記入票 ☐ ゴム印の管理 ☐ 幼児生活調査票の確認・保存

<指導計画等>

- ☐ 個人記録 ☐ 指導計画(年間計画、月案、週案、日案等)
☐ 個別指導計画 ☐ 学級経営案

【毎日行うこと】

<朝>

- ☐ 出席簿記入(欠席、遅刻、早退者の把握)

<保育後>

- ☐ 保育記録の作成(・指導計画(週案、日案等)の評価、記録・個人記録)など

【毎月行うこと】

- ☐ 出席簿の集計

【定期的に行うこと】

- ☐ 健康診断票の記入 ☐ 学級だより・学年だより等の作成
☐ 指導計画(週案、日案等)の作成 ☐ 個別指導計画の評価・更新
☐ 学級経営案の反省・評価

【年度末に行うこと】

- ☐ 幼稚園幼児指導要録の作成 ☐ 出席簿のまとめ ☐ 健康診断票のまとめ、引継ぎ
☐ 各種諸帳簿等の保存 ☐ 各種諸帳簿等の適切な破棄
☐ (年長担任) 幼稚園幼児指導要録抄本又は写しの送付手続き、修了児名簿の作成
☐ (年中・少担任) 幼稚園幼児指導要録の引継ぎ

【その他】

- ☐ 手紙・通知等の配布 ☐ 提出物の回収、集計、管理
☐ 転・入園児の書類作成、事務手続き ☐ その他、幼児に関連した書類の作成

(2) 学級事務の諸注意

【個人情報の取扱いについて】

- ・ 名簿等、個人情報の取扱いは厳重に、慎重に行いましょう。
- ・ 机上など他人の目に触れるような場所に放置しないようにしましょう。
- ・ 個人のUSBメモリ等記録媒体の持込については、各自治体の規定を必ず確認しましょう。
- ・ 万が一、紛失したことが発覚したら、速やかに所属長に伝えましょう。
- ・ 園外での会話に個人情報が含まれていないか、注意しましょう。

【家庭への配布物・提出物について】

- ・ 配布物は、全員に配布したか確認し、幼児任せにしないようにしましょう。
- ・ 欠席者分は保管場所を決め、記名をして保管しておき、後日配布しましょう。
- ・ 提出物は誰の物が提出されているかチェックするための一覧表をあらかじめ用意し、受取時にチェックします。受取後は速やかに決められた保管場所に綴じます。
- ・ 提出していない保護者には一声掛けましょう。
- ・ 現金の受け渡しは慎重に、必ず保護者と直接行いましょう。現金を受け取る際は、受取時に中身を確認し、放置せず速やかに金庫に保管しましょう。

5 文書事務の基礎

※ [1年次\(初任者\)研修・新規採用者研修共通 第6章「2 文書事務の基礎」](#)を参照します。

令和7年度

東京都若手教員育成研修・新規採用者研修
実施の手引

令和7年3月

編集・発行 東京都教職員研修センター研修部授業力向上課
所在地 東京都文京区本郷1-3-3
電話番号 【若手教員育成・新規採用者研修担当】
03-5802-2143

電子メールアドレス S0200330@section.metro.tokyo.jp

制作会社名 株式会社和幸印刷
所在地 東京都新宿区西五軒町7-10
電話番号 03-3235-1031